788
19イ

0030972000

0030972-000

７８８－１９イ

税

勝正憲・著

千倉書房

昭和１８年版

昭和１８

AEB

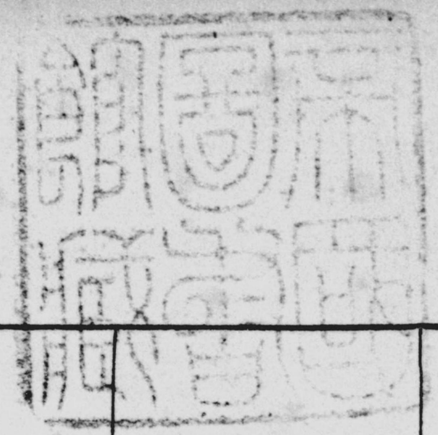

帝國圖書館藏

勝正憲著

稅

【昭和十八年版】

千倉書房

昭和十八・十五・本

788
788
19

序

昭和十一年度では十三億五六千萬圓に過ぎなかつた租稅が、支那事變引つゞき大東亞戰爭の勃發以來飛躍的に激增して昭和十八年度には八十九億圓と云ふ七倍餘の數字を示して居る。今日國民の負擔は決して容易でない。右を見ても左を見ても皆稅がぶら下つて居る。茶を飮んでも菓子を摘んでも稅が隨伴して居る。此の我々の負擔する「稅」とは如何なるものであるか。此の「稅」の組織はどうなつて居るのであるか。之を能く理解して始めて納得した納稅が出來るものである。

著者は大學を卒業すると直ちに大藏省に入り爾來二十餘年主として稅の仕事をしたのであるが、稅法の立法に、又稅法の執行に色々苦心した者の一人である。其の經驗の間で幾多の逋稅、脫稅等反社會道德的の事象を見た。又稅法不知の爲に幾多

不當に課稅せられて居る者の有る事を見た。又執行官が稅法の趣旨を逸脫して納稅者を不當に苦しめつゝ有つた事例を見た。此等は主として「稅」の知識が納稅者たる國民の間に普及徹底して居ない爲である事を痛感した。然るに稅に關しては稅務官吏の參考書としての著書は澤山あるが、納稅者の參考書としての著書は殆んど無かつた。そこで役人をやめたなら一つ納稅者の側に立つた稅の參考書を書きたい、それによつて稅の知識を國民の間に普及徹底せしめたいと云ふ念願であつた。大正十五年に稅界を退き、昭和四年の春に「稅の話」を書いて多年の願望を達した。爾來稅法の改正ある毎に改訂して版を重ねる事數十版、更に「新稅の話」を出版して其の不備を補修し之も數回の改訂版を出した。然るに曩に米內內閣は中央地方を通ずる稅法の根本的の改革案を第七十五議會に提出して其の通過を見た。其の結果稅法に關して非常なる改正が有つた。玆に於て「新稅の話」を全編に亙つて改訂修補し、「稅」と改題したのであつた。其後昭和十六年の秋及同十七年の二月に、東條

內閣は間稅及直稅の大增稅並に若干の新稅案を提出して第七十九議會を通過した。又昭和十八年二月、主として間接稅の大增稅案を提出し第八十議會を通過した。それで其の修正した部分を全部改訂したのが本書である。

私は稅界在職中に、「不平で納める稅」「納得して納める稅」「喜んで納める稅」と云ふ三句を聯出したポスターを作り之を稅務署の壁上に揭げしめ、稅務官吏に對して「諸君は納稅者をして少くとも納得して稅を納める樣に導かねばならぬ。否進んで喜んで其の負擔に任ずる境地に導かねばならぬ。今日納稅者中には不平ダラダラで納稅して居る者が多い。之は諸君の恥辱である」と說くを常とした。

納稅者をして喜んで其の義務を果さしめるためには第一に「稅」と云ふものを國民一般に理解して貰ふ必要がある。國民をして眞に租稅は會費であると云ふ心持で納稅して貰ふ必要がある。斯くして國民をして正しき「稅金のゆくえ」を見つめて貰ひたい。斯くして日本の女中さんも亦國帑の濫費を監視する樣に(本書第七二頁參照)

なるまで本書を改訂修補して參りたい念願である。

昭和十八年五月

著者識

目次

稅金のゆくえ

一　我等の費用は我等の負擔……一
　國の歲出(六)　地方の歲出(七)　國の歲入(八)　地方の歲入(九)　主要各國負擔額比較表(一〇)

二　租稅とはどんなものか……一一
　租稅の本質、一般費充當(一一)　全體的負擔(一二)　強制・無償徵收(一三)　納稅の義務とは(一四)　租稅は金錢的給付(一五)

三　租稅の歷史……一六
　租稅の發達、任意獻納時代、租稅承諾時代(一六)　專斷的賦課時代、立憲的協贊時代(一七)　租稅の根據(一八)　公需說、交換說、保險料說(一九)　義務說、犧牲說(二〇)

四　租稅の定め方、選び方……二〇

租稅の原則(二〇)　財政上の方面から、收入充分の原則(二一)　社會的の方面から、普通の原則、平等の原則(二二)　適法の原則、確實の原則、國民經濟の上から(二三)　社會政策的使命(二四)　國民政策的使命(二五)

五　租稅の組み立て方……二六

數多き租稅、單稅論、單一地租說(二六)　單一資本稅說、單一消費稅說、單一所得稅說(二七)　租稅體系、所得稅中心(二八)　地方稅(二九)　英國の租稅(三〇)　米國の租稅(三一)　獨逸の租稅、佛國の租稅(三二)　伊國の租稅(三三)

六　租稅の見方、分け方……四二

國稅、地方稅、應益原則(三四)　不均一賦課、一部賦課、直接稅、間接稅、租稅の轉嫁(三五)　所得稅、財產稅、收益稅、流通稅、消費稅(三六)　人稅、物稅、內國稅、關稅(三七)

七　租稅の言葉……四八

稅本、稅源、課稅標準、租稅客體、租稅主體、源泉課稅、綜合課稅(三八)　稅率、比例稅率、累進稅率、超過累進稅率(三九)　賦課、徵收、調定額、收入額、缺損額(四〇)　納稅地、納稅管理人、納期、納稅地變更、定期收入、隨時收入(四一)

八　稅務の機關……五二

稅務署(四二)　財務局、稅關(四三)　稅務機關一覽(四四)　財務局及稅務署一覽(四五)

九　滯納處分と犯則處分……五九

滯納處分、國稅徵收法、督促狀、財產差押、督促手數料、延滯金(四六)　納稅告知書市町村交付金(四七)　缺損處分、犯則處分(四八)　間接國稅犯則者處分法、臨檢、訊問搜索、差押、通告、告發(四九)

一〇　納稅上の施設……六四

納稅施設法、納稅團體(五〇)　納稅資金、補助金、積立金、法人納稅積立金(五一)　納稅準備預金、讓渡差押等の制限(五二)　租稅の貯蓄納付(五三)

一一　稅金のゆくえ……七〇

一二　時局と稅制改革及增稅

(一)　昭和十五年の稅制改革……七六

(二)　昭和十六年及十七年の增稅……七八

(三)　昭和十八年の增稅……八〇

增稅の方針、增稅の要領(五四)

日本の國税

一　所　得　税……八七

所得税の地位、税制改正(八七)　納税義務者(八八)　納税義務のないもの、法人の所得
非課税の法人(八九)　公共團體、公益法人(九〇)　神社、法人たる宗教團
體、外地の免税團體、特別法に依るもの(九一)　非課税所得(九二)　免税所得、重要物
産製造業、重要鑛業、增産設備(九四)　製鐵事業(九五)　アルコール製造業、外地事業
外國船舶(九六)

分類所得税

(一)　分類所得の種類……九六
不動産所得(九七)　配當利子所得、甲種及び乙種配當利子所得、事業所得、甲種事業
所得(九八)　乙種事業所得、勤勞所得、甲種及び乙種勤勞所得(九九)　山林の所得、退
職所得、清算取引所得、非課税所得(一〇〇)　課税の方法、源泉課税、賦課々税(一〇一)
(二)　所得の計算方法……一〇一
不動産所得、事業所得、山林の所得、必要の經費(一〇二)　税込計算、損益通算、甲
種配當利子所得、甲種退職所得(一〇三)　乙種勤勞所得、乙種退職所
得、乙種配當利子所得、配當利子特別税・外貨債特別税の控除(一〇四)　清算取引所

得(一〇五)　計算例一覽表(一〇六)　同居家族の所得(一〇七)　準配當、公・社債利子受取人
の特例(一〇八)　相續の場合、信託財産、公益信託の場合(一〇九)
(三)　免税點・基礎控除……一一〇
免税點、不動産所得、乙種の配當利子所得、基礎控除(一一〇)　基礎控除の仕方(一一一)
甲種の勤勞所得の控除、普通給與を受ける場合、給料と賞與とを受ける場合、賞與
のみを受ける場合(一一二)　二以上の支拂者より受ける場合、二ケ所以上より數種の
給與を受ける場合、事業所得の控除、甲種事業所得と乙種事業所得、事業所得と乙
種の勤勞所得(一一三)　事業所得と甲乙勤勞所得、同居家族合算(一一四)
(四)　分類所得税の税率……一一五
税率(一一五)　信託會社と分類所得税、海外居住者の税率(一一七)　外地より生ずる所
得の税率、外地所得不課税(一一八)　外地居住者と分類所得税、外地居住者と綜合所
得税(一一九)
(五)　扶養控除・生命保險料控除……一一九
扶養控除、控除の要件、所得の種類、扶養家族、控除額、申請が必要(一二〇)　扶養控
除の仕方、源泉課税の場合、甲種勤勞所得(一二一)　賦課課税の場合、甲種勤勞所得と
その他の所得併有(一二二)　扶養控除を認めぬ場合、生命保險控除(一二三)　控除額(一二四)

保險料控除の仕方、甲種の勤勞所得の場合、賦課々稅の所得の場合（一三五）……一三六
（六）分類所得稅の減免等の臨時措置……一三六
海外企業所得の輕減、重要鑛業所得の輕減（一三六）　生命保險會社持株の輕減、長期預金、登錄公社債等の輕減、定期預金利子、信託利益（一三七）　登錄保管國債利子、登錄地方債及社債の利子、政府保證社債の利子（一三八）　金融機關相互間の預金利子の免稅、貯蓄銀行の特例、銀行等所有の登錄公社債の特例（一三九）　新規拂込株式の配當の特例、企業合同整理の場合の特例、準配當に對する輕減、廢業者の營業所得に對する減免（一四〇）　退職失業者に對する減免（一四一）　轉廢業補償金の特例、營業純益激減の場合の特例（一四二）　山林所得の特例（一四三）　納稅準備金預金利子、貯蓄利子の減免稅（一四四）
綜合所得稅
（一）總所得の計算方法……一三六
源泉課稅と選擇（一三六）　總所得計算上注意すべき點、相續の場合（一三九）　公社債利子受取人の特例、信託財產（一四〇）　勤勞所得一割控除、課稅最低限（一四一）
（二）綜合所得稅の稅率及稅額……一四二
稅率（一四二）　山林の所得の稅率、準配當の稅率、稅額算出例（一四三）　同居家族合算の場合、稅率及稅額表（一四四）　源泉選擇稅率、外地拂の利子等の特例（一四六）　速算法（一四六）
所得決定の手續……一四七
所得の申告（一四七）　基礎控除の申告（一四八）　扶養控除と生命保險料控除申請（一四九）　源泉課稅選擇の申請、免稅申請、公社債利子受領告知書（一五〇）　使用人に關する申告、支拂調書、給與支拂調書（一五一）　配當支拂調書、利子支拂調書（一五二）　信託計算書、交付金、公社債調書（一五三）　所得の調査、決定、稅務署長の質問權、支拂調書、信託計算書、所得調査委員會（一五四）　所得調査委員、追加決定（一五五）　增加申告決定、政府決定、決定通知、審査請求（一五六）　審査決定（一五七）　所得審査委員會訴願、訴訟（一五八）
災害被害者等に對する減免稅其の他の特例……一五九
資力喪失者に對する救濟（一五九）　災害被害者に對する救濟（一六〇）　戰時災害被害者に對する救濟（一六一）　從軍者に對する特例（一六二）　從軍者の分類所得稅・乙種の勤勞所得・戰死の場合（一六三）　綜合所得稅の減免等の臨時措置、企業合同整理の場合（一六七）　營業純益激減の場合、木材增產等に因る山林所得の特例（一六八）
納稅手續、納期、其の他……一六八
納稅の手續、源泉徵稅（一六八）　徵收簿の作成、賦課課稅の分類所得稅、綜合所得稅（一六九）　納期、納稅地、納稅地變更、納稅管理人（一七四）　附加稅禁止、罰則（一七五）

例（一四七）

施行期日(一七六)　昭和十七年改正法、經過規定、昭和十八年の改正(一七七)

二　法人税……一八三

(一)　課税法人・非課税法人……一八三

納税義務者、内地法人、外國法人、納税義務の繼承(一八四)　非課税法人(一八五)

(二)　課税標準及其の計算方法……一八九

課税標準、事業年度(一八五)　所得の計算、總益金、總損金(一八六)　税込の所得計算(一八七)　臨時利得税の控除、繰越欠損金(一八八)　損益計算上の特殊問題、資産評價損益、固定資産の減價償却(一九〇)　額面超過金、合併差益、減資差益、私財提供債務免除益、保險責任準備金(一九一)　保險金支拂準備金、保險配當金及準備金、給付補償備金、無盡給付資金、日本銀行納付金、國家總動員法の特例、信託財産の所得(一九二)　清算所得の計算(一九四)　外地法人及外國法人、課税所得、臨時利得税控除、外地法人及外國法人の課税所得(一九五)

(三)　非課税及免税所得……一九七

非課税所得、公社債利子、國債利子の特例、免税所得、重要物産製造事業の所得(一九六)　特殊重要産業の所得(一九八)　外地の免税所得、外國船舶の所得(二〇〇)

(四)　法人税の税率……二〇七

外地所得の税率、外地法人の税率(二〇一)　資本の税率、税額の計算、分類所得税の控除(二〇二)

(五)　法人税に關する臨時措置……二〇三

超過留保金額の輕減(二〇三)　時局産業に對する特例、補助金、研究費、價格平衡資金(二〇四)　額面超過金額、固定資産減價償却(二〇五)　海外企業所得の輕減、鑛業所得の輕減、企業合同整理の特例、清算所得の輕減、資本百萬圓以下の法人(二〇七)　資本百萬圓を超ゆる法人、讓渡差益の輕減(二〇八)　臨時資金調整令に基く株式讓渡、寄附金の特例(二〇九)　分類所得税の減免、政府保證社債、金融機關の預金、供託公社債、登錄公社債(二一〇)　新規拂込株、保險會社の特殊(二一一)

(六)　同族會社の特別規定……二一一

加算税、超過留保額(二一二)　加算税率(二一三)　事業經營の同族會社(二一四)　行爲計算否認(二一五)

(七)　申告・申請・調査・決定其の他……二一五

申告、申請、清算所得の申告(二一六)　調査、決定、異議申立(二一七)　訴願、行政訴訟、納税の手續(二一八)　地方附加税、罰則、施行期日、經過規定(二一九)

三　特別法人税……二二三

納税義務者(二二〇)　課税理由、課税標準、税率、剰餘金の計算(二二二)　拂込計算、

國庫補助金の特例、輸出振興基金の特例(二三四)　漁業協同組合の特例、免稅點(二三五)
申告、申請、調査決定、審査、訴願、訴訟、納稅、納稅義務の繼承(二三六)　罰則、
昭和十八年改正法(二三七)

四　臨時利得稅……二三八

創稅理由、法人と個人、納稅義務者、非課稅法人、非課稅利益(二三九)

法人臨時利得稅……二三〇

營利法人、法人の利得、法人の利益(二四〇)　資本金額、既住年度の利益、平均利益
率、增加資本金額、合併、稅率(二四一)　稅額、納期、申告、申請(二四二)　調査、決
定、訴願、訴訟、罰則、地方稅禁止、昭和十五年改正法、昭和十八年改正法(二四三)

個人臨時利得稅……二三五

課稅の對象、非課稅利得、營業利得(二四五)　個人の利益の計算、免稅點、讓渡利得
(二四六)　取得價額等の計算、非課稅利得、讓渡利得の控除、稅率(二四七)　免除、讓
渡利得に對する臨時措置(二四八)　納期、申告、申請、調査、決定、追加決定(二四九)
審査、訴願、訴訟、資力喪失者、戰時災害被害者救濟、罰則、地方稅禁止、昭和十
八年改正法(二五〇)

五　配當利子特別稅……二四二

納稅義務者、課稅標準(二五一)　納稅手續、罰則(二五二)　所得稅との關係、金額又は
利子(二五三)

六　外貨債特別稅……二四九

創造理由、外貨債(二五四)　納稅義務者、非課稅者、課稅標準、利子收入期間(二五五)
稅率、申告、調査、決定、納期(二五六)　納稅地、罰則(二五七)　附加稅、施行期日(二五八)

七　相續稅……二五〇

(一)　課稅の要件と範圍……二五四

課稅の要件、範圍、相續、相續開始、相續開始の原因(二五九)　家督相續、遺產相續、
被相續人、相續人、指定相續人、遺言執行者(二六〇)　相續
開始の日、相續開始地、納稅義務者、連帶納付責任、軍人軍屬の戰死(二六一)

(二)　相續財產……二五七

外國に在る財產にも課稅する、內地に住所なき被相續人、船舶の所在は船籍港、一
年以內の贈與、準相續財產、生命保險金(二六二)　退職手當功勞金(二六三)

(三)　準遺產相續(贈與)財產……二五九

稅法第二十三條該當の贈與(二六四)　準相續の稅率、前三年以內の贈與(二六五)　不動
產船舶贈與、信託契約に因る贈與、生命保險契約に因る贈與、郵便年金契約に因る

贈與(二六二)　相續後一年内の贈與の免除、外地との連絡、非課稅財産、公益事業の贈與、永代借地權(二六三)……一六四

(四) 課稅價格……一六八

財産價額の評價方法、特殊の權利の評算方法、地上權、永小作權、定期金(二六五)條付附權利及その他の權利、贈與價額の計算方法(二六六)　控除金額の計算方法、公課、葬式費用、債務(二六七)　小額財産課稅緩和、扶養家族の控除、課稅最低限(二六八)

(五) 稅率及稅額……一七三

(六) 相續稅の免除……一七六

相次相續の免除、七年以内は全額免除、十年以内は半額免除、免稅額の計算(二七三)外地との連絡、外國財産(二七六)

(七) 年賦延納と物納……一七九

延納許可(二七七)　物納制、許可條件、物納の目的物(二七八)　物納の稅額、收納價額例外、物納の許可(二八〇)　物納の不許可(二八〇)　物納制の運用(二八一)

(八) 申告・申請・調査・決定・その他……一八一

申告、調査、決定、支拂調書(二八二)　審査請求、訴願、財務、罰則(二八三)　戰時災害に對する特例(二八四)　昭和十五年改正法、昭和十七年改正法(二八五)

外國の相續稅……一九一

八 建築稅……一九四

創稅の理由、課稅の範圍(二九四)　納稅義務者、課稅標準、增築の場合(二九五)　建築價額、稅率、非課稅、免稅(二九六)　納稅手續、申告、決定、納稅地、納稅管理人(二九七)　取締規定、罰則、施行期日、昭和十六年改正法(二九八)　經過規定(二九九)附加稅禁止(三〇〇)

九 饋區稅……二〇一

一〇 取引所稅……二〇四

取引所特別稅、課稅標準、稅率、納期、罰則(三〇五)　取引稅、納稅義務者、課稅標準、稅率、國債證券の取引には免稅(三〇六)　納稅手續、納期、取締規定、罰則(三〇八)

一一 狩獵免許稅……二〇九

一二 登錄稅……二一一

稅率(三一一)　納稅手續、非課稅(三一〇)　救濟規定(三一三)

一三 地租……二一五

課稅物件、有租地、無租地(三一六)　納稅義務者(三一七)　土地臺帳、地番、分筆、合筆(三一八)　課稅標準(三一九)　賃貸價格(三二〇)　稅率、土地の異動、有租地成、無租

地成、地目變換(三三一)　地類變換、開墾、開墾減租年期(三三)　開拓減租年期、埋立免稅年期(三三三)　地目變換減租年期、年期延長、荒地免租年期(三三四)　造林免租年期、砂防地、災害地免租(三三五)　耕地整理(三三六)　誤謬訂正、小農耕地免租(三三七)　納稅手續、少額地租不徵收、納期(三三九)　市町村の徵收事務、地租名寄帳(三四一)　罰則、小笠原島、伊豆七島(三四一)　從軍軍人に對する地租輕減(三四二)　自作農に對する地租輕減(三四三)

一四　營業稅……三五三

法人營業稅……三五四

納稅義務者(三五四)　課稅標準、非課稅營業、清算純益(三五五)　免稅純益、同族會社の特例(三五六)　稅率、納期、地租と家屋稅の控除(三五七)　申告、申請(三五八)　調査決定、審査、訴願、訴訟、營業稅減免等の臨時措置(三五九)　企業合同整理の場合の特例、營業純益激減の場合の特例(三六〇)　額面超過金に對する特例、臨時資金調整法による株式讓渡の場合(三六一)　寄附金の特例(三六二)

個人營業稅……三六二

課稅營業(三六二)　非課稅營業(三六四)　免稅營業、課稅標準、純益の計算法(三六五)　稅率、納期、地租及家屋稅控除(三六六)　納稅地、申告、申請(三六七)　調査、決定、審査、訴願、訴訟(三六九)　戰爭關係の減免(三七〇)　從軍者に對する減免、營業稅減免等の臨時措置、營業の合同整理の特例(三七一)　營業純益前年に比し激減の場合及戰前に比し激減の場合の特例(三七二)　戰時災害者に對する特例(三七三)　罰則、地方附加稅(三七五)　分割申告、施行期日、昭和十七年の改正法(三七六)　昭和十八年の改正法(三七七)

一五　家屋稅……三七九

納稅義務者、課稅物件、家屋の種類(三八〇)　非課稅家屋(三八一)　家屋の整理、一個の家屋、家屋番號(三八二)　家屋の構造區分、床面積、家屋臺帳(三八三)　家屋臺帳の整理、新規登錄、變更の登錄(三八四)　所有權の得喪、未登記建物の登錄、家屋臺帳謄本、課稅標準(三八五)　賃貸價格、賃貸價額決定手續、調査期間中の異動(三八七)　賃貸價格の評定、賃貸價格の一般的改定(三八六)　賃貸價格調査委員會、決定通知、縱覽、審査訴願、訴訟(三八八)　異動家屋の賃貸價格、分合、稅率、納期(三八九)　徵收區分、戰時災害の場合の特例、家屋稅の徵收(三九〇)　納稅管理人、罰則(三九一)　施行期日、附加稅(三九二)

一六　有價證券移轉稅……三九三

創稅理由、有價證券、有價證券移轉稅(三九三)　非課稅(三九四)　納稅義務者、課稅標準(三九五)　稅率、納稅の手續(三九六)　仲買業、記帳、罰則(三九八)

一七　印紙稅……三九九

税率、納税方法、税印押捺(四〇二)　非課税(四〇三)　罰則、印紙税額(四〇四)

一八　通行税……四〇七

汽車、電車、乗合自動車、汽船・外國行(四〇八)　税率(四〇九)　急行車船及寝臺車の税率(四一〇)　杆程計算法、納税義務者、免税、納税手續、取締規定(四一一)　業者の申告、帳簿の記載、檢査、罰則(四一二)

一九　入場税

入場税……四一三

創税理由、課税範圍(四一三)　課税標準、税率(四一四)　料金計算法(四一五)　納税義務者(四一六)　納税手續、免税、取締規定(四一七)　罰則(四一八)　附加税禁止、徴税事務補助(四一九)

特別入場税……四一九

スポーツ課税問題、納税義務者、課税標準、税率、納税手續(四二〇)　免税、附加税禁止(四二一)

二〇　消費税概説……四二三

二一　酒税……四二五

酒類、造石税、庫出税(四二六)　清酒(四二七)　合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎(四二八)　麥酒(四二九)　果實酒、雜酒(四三〇)　税率(四三一)　小笠原島及伊豆七島の特例、沖繩縣の特例、出港税(四三二)　酒類製造者、酒類製造免許、制限石數(四三三)　試驗製造、酒造年度(四三四)　査定・檢定、滓引減量、貯藏減量、納税手續、酒類造石税の納期(四三五)　酒類庫出税の納期(四三六)　納税擔保(四三七)　酒造組合(四三八)　免税(四三九)　罰則(四四〇)　昭和十八年改正法、經過規定(四四一)

二二　清涼飲料税……四四六

二三　砂糖消費税……四四九

砂糖消費税(四四八)　免税(四四九)　輸出免税、税率(四五〇)　納税手續(四五一)　取締規定(四五二)　罰則、昭和十八年の改正法、交付金の改正(四五三)　經過規定、持越品課税(四五四)

二四　織物消費税……四五七

課税織物、非課税織物、人造絹絲混用織物(四五七)　納税義務者、納税手續、徴收猶豫、印紙納付、課税標準税率(四五八)　免税(四五九)　取締規定、織物組合(四六〇)　交付金、昭和十七年改正法(四六一)

二五　物品税……四六一

課稅物品の範圍(四六二)　自家用物品の製造、課稅標準、稅率(四六三)　納稅義務者(四六五)
納稅手續、納期、徵收猶豫、免稅(四六六)　原料用品免稅、交付金、返還、戻入、移
入、未納稅移出(四六八)　取締規定、
施行期日、昭和十八年改正法、經過規定(四七〇)　課稅物品表(四七二―四九〇)

二六　遊興飮食稅……四九一

創稅の理由、課稅範圍(四九一)　仕出し料理、課稅標準、稅率(四九二)　遊興飮食の料
金、宿泊の料金(四九三)　免稅點、料金の計算(四九四)　納稅義務者、納稅の手續、申
告、季節勘定、貸倒れの免稅、取締規定(四九五)　帳簿、領收書交付(四九六)　罰則、
徵稅事務補助(四九七)　昭和十八年改正法、地方附加稅(四九八)

二七　骨牌稅……四九九

二八　電氣瓦斯稅……五〇一

創稅の理由、課稅範圍(五〇二)　非課稅(五〇三)　免稅點(五〇四)　課稅標準、料金
(五〇五)　非課稅料金の控除(五〇六)　稅率、納稅義務者、納稅義務の繼承(五〇七)　納
稅手續、一般消費者、事業者の場合、自家發電の場合(五〇八)　直接徵收、取締規
定(五〇九)　質問・檢査、罰則(五一〇)　施行期日、經過規定(五一一)

二九　廣告稅……五一三

創稅の理由、課稅物件(五一三)　非課稅(五一三)　稅率(五一四)　廣告の料金、納稅義務
者、納稅の手續、第一種、第二種、第三種の廣告、第二種第四號の廣告、掣
年に繼續、第二種・第一號・第二號(五一六)　取締規定、申告、帳簿(五一七)　質問・檢
査、罰則(五一八)　施行期日、經過規定(五一九)

三〇　馬券稅……五二〇

創稅の理由、課稅物件、納稅義務者(五二〇)　課稅標準(五二一)　稅率(五二二)　納稅の手
續、取締規定(五二三)　質問、檢査、罰則、施行期日(五二四)

三一　特別行爲稅……五二五

創稅の理由、課稅範圍(五二五)　課稅標準、稅率、料金の計算方、免稅點(五二六)　非課
稅(五二七)　納稅義務者(五二八)　納稅手續、納期、取締規定、申告(五二九)　罰則(五三〇)

三二　關稅……五三一

海關稅(五三二)　輸出稅、輸入稅、財政關稅、保護關稅(五三三)　關稅法、納稅義務者
(五三四)　徵收、保稅地域、保稅倉庫、保稅工場(五三六)　貨物取扱人、異議申立(五三七)
關稅定率法、輸入稅表(五三八)　免稅品(五四〇)　再輸出免稅、輸出原料免稅戻稅(五四二)
輸入禁制品(五四三)

三三　噸稅……五四四

最近の租稅收入一覽表……五四五

日本の地方稅

一　地　方　稅……五四九

二　地方稅の賦課・徵收……五五八

納稅義務者、課稅の限界（五五八）　營業稅の分割、鑛區稅の分割、漁業權稅の分割（五六〇）　年稅、期稅、月稅、重複課稅の禁止、附加稅課率の適用年度、國稅附加稅の課率の適用年度、國稅附加稅の課率（五六一）　府縣稅附加稅の課率、非課稅（五六二）不均一課稅、一部課稅、救濟手段、異議申立、異議に對する決定、訴願・訴訟（五六三）普通徵收、徵收取扱費、特別徵收（五六四）　徵收囑託、滯納處分（五六五）　延滯金、先取特權、追徵・還付・時效、罰則、訴願、行政訴訟、減免（五六七）

三　普通稅・目的稅……五六八

國稅附加稅……五六八

地租附加稅の特例、均一賦課、營業稅・附加稅分割（五七〇）

府縣獨立稅・同附加稅……五七一

段別稅（五七一）　船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動產取得稅（五七二）　漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅、府縣稅附加稅（五七三）

市町村獨立稅……五七四

市町村民稅、納稅義務者、賦課期日（五七五）　賦課方法、賦課額、舟稅、自轉車稅、荷車稅、金庫稅、扇風機稅、屠畜稅、犬稅（五七六）　大臣許可の獨立稅（五七七）　府縣知事許可の獨立稅（五七八）

目的稅……五七九

都市計畫稅（五七九）　水利稅、水利地益稅、共同施設稅（五八〇）　東京都の特例（五八一）

四　地方分與稅……五八二

還付稅……五八二

還付稅の稅種、分與團體（五八三）　每年度分與額（五八四）　道府縣每の還付稅、還付稅の交付時期（五八五）　交付時期の特例、昭和十五年度乃至同十七年度同十八年度（五八六）

配付稅……五八八

配付稅の稅種、配付稅の總額（五八八）　每年度分與額（五九〇）　自動的增減、財政上の必要に因る增減（五九一）　借入金の爲の減額、特例（五九二）　昭和十五年度分、昭和十六年分、昭和十七年度乃至同二十年度分、配付稅の分類（五九二）　配付稅の分配率（五九四）交付時期（五九五）

(一)　道府縣配付稅……五九六
道府縣配付稅、第一種配付單位稅額(五九六)　標準單位稅額、特例地方、第二配付稅分與額の制限、剩餘の再分與、經過的分與方法(五九八)　配付額の比率、第三種配付額、經過的增減(五九九)　再分與(六〇〇)
(二)　市町村配付稅……六〇〇
市町村配付稅の種類別總額、平均單位稅額、市町村標準單位稅額、大都市配付稅(六〇一)　第一種配付額、第二種配付額、分與額の制限、剩餘の再分與、經過的分與の方法(六〇三)　各種配付額の比率、第三種配付額、經過的增減(六〇三)　再分與、都市配付稅(六〇四)　配付割合、第一種配付額、第二種配付額、第三種配付額(六〇五)　各種配付額の比率、第四種配分與額の制限、剩餘の使途、經過的分與方法(六〇六)　配付割合、第一種配付額、第二種付額、經過的增減額(六〇七)　町村配付稅(六〇八)　剩餘の使途、經過的分與方法、各種配付額、第三種配付額、分與額の制限(六〇九)
配付額(六一〇)　經過的增減額、特殊町村の特例、伊豆七島及小笠原島、地方分與稅委員會、施行期日(六一一)　昭和十六年の改正、昭和十七年の改正(六一二)　東京都の特例(六一三)
地方分與稅分與金特別會計……六一三
歲入、歲出、積立金、借入金(六一四)

計表索引

國の歲出……六
綜合所得計算方法一覽表……一四〇
地方の歲出……七
綜合所得稅稅率及稅額表……一四四
國の歲入……八
綜合所得稅額速算表……一四六
地方の歲入……九
所得稅表……一七七
主要各國負擔額比較表……一〇
特殊產業免稅一覽表……一九八
英國の租稅收入……一三四
特殊法人免稅一覽表……二〇〇
米國の租稅收入……一三五
法人稅表……二三一
獨逸の租稅收入……一三七
特別法人稅表……二三七
佛國の租稅收入……一三九
臨時利得稅表……二三四
伊國の租稅收入……一四〇
配當利子特別稅表……二三五
稅務機關一覽……一五五
外貨債特別稅表……二三〇
財務局及稅務署一覽……一五六
相續稅表、相續稅收入額累年表……二三二
增稅等による增收見込額表……八六
相續稅率及相續稅額表……二三三
所得稅非課稅法人一覽表……九〇
消費稅の地位……二三三
不動產所得及其の他所得の計算例一覽表……一〇六
酒類造石稅表……二三六
清酒造石高累年表……二〇〇
生命保險料控除額表……一三四
麥酒造石高累年表……二〇三
分類所得稅一覽表……一三五
酒類庫出稅表……二〇七
清涼飲料稅表……二一〇
登錄稅表……二一二
主なる登錄稅率表……二一四
民有地面積表……二一七
小農地免租表……二一八
有租地表……二一九
營業稅表……二二一
家屋稅表……二二一
有價證券移轉稅表……二二七
印紙稅率表……二三四
通行稅收入額表……二三五
通行稅表……二三〇
入場稅表……二四一
消費稅の地位……二四二
相續稅表、相續稅收入額累年表……二四三
相續稅率及相續稅額表……二四六
清酒造石高累年表……二四七
麥酒造石高累年表……二四九
酒類庫出稅表……二四九
清涼飲料稅表……二四八
狩獵免許稅表……二四八

目次

砂糖消費稅表……四五〇
砂糖消費稅累年表……四五〇
織物消費稅累年表……四五九
織物消費稅表……四六一
物品稅表……四九〇
遊興飮食稅表……四九八
骨牌稅表……四九九
稅關及稅關支署一覽……五三三
關稅累年表……五三四
保稅地域……五三六
輸入稅表……五三九
噸稅累年表……五四四
最近の租稅收入一覽表……五四五
地方分與稅基準課稅率割振一覽表……五五五
改正前後に於ける地方財源異動見込額表……五五五
國稅附加稅賦課率……五六九
府縣獨立稅同附加稅賦課稙度一覽表……五七四
三收益稅基準割振一覽表……五八四
道府縣配付稅市町村配付稅の配分一覽表……五九四
配付稅分與額一覽表……六一三
昭和十八年度地方分與稅分與金歲入歲出豫算……六一三
最近の地方稅收入額表……六一三

書式實例索引

所得審査請求書……一七七
甲種勤勞所得に對する分類所得稅徵收簿……一七〇
所得稅納稅地變更届……一七四
納稅管理人設定の届……一七四
所得の申告及控除申請……一七九
相續稅年賦延納額……二八四
相續稅課稅價格申告書……二八六
地租に關する申請申告書……二四四
營業純益申告書及地租控除申請書……二六八
營業純益審査請求書……二七〇

稅金のゆくえ

一　我等の費用は我等の負擔

炎熱灼くが如く流汗淋漓たる日、煽風機の前に立つて、一道の涼風に浴する時には、酷熱百三十度の發電所のボイラーの前に立つ火夫のあることを忘れてはならぬ。酷寒肌を刺すの日、靜にストーブの前に暖を取る時、地下數百尺闇黑の坑道に死に直面しつゝ我等の爲に鶴嘴を振ひつゝある幾十萬の石炭坑夫あることを想起せねばならぬ。此等の火夫も、此等の坑夫も、唯賃銀の爲にのみ働きつゝあるのではない。此の現社會構成の一員として、此の職に當りつゝあることを自覺すべきであらう。政治家が、國民の福利、社會の安全の爲に寢食を忘れるのも、實業家が、一國經濟の繁榮と發展との爲に其の心思を苦しめるのも、軍人が身を挺して國難に赴くのも、此の火夫、此の坑夫がその一員として形作る國家の安泰隆昌を護持すべき、神聖なる義務の履行にある。此の火夫のスコップを振ひ、此の玩夫の鍬鍔を振ふのも亦此の神聖なる義務の實踐に外ならぬのである。斯くして各々が其の義務を盡して初めて國家は自から安泰隆昌となるのである。社會は實に『持ちつ持たれつ』である。

「人は社會的動物なり」と云つた學者もあるが、畢竟人類は社會を離れて生存すること難く我等は生

れながらにして團體生活を營むべく運命付けられて居る。人集つて家を爲し家集つて部落を爲した古より、統制ある現代の國家組織を營むに到るまでのその變遷發達の跡こそさまざまなれ、要するに常に團體生活を爲し來つたのである。而してこの團體と團體員——國家と國民との關係は恰も全體と部分との如く、國民を外にして國家が存するにあらず、國家を離れて國民あるのでは無い。しかもこの部分と全體とはそれが單なる集合、單なる共同生活でなく、國民各自何人にも侵されざる人格を有ち、この人格が相集つて國家なる有機的組織體を成して居るのである。故に國家はその組成分子たる國民の人格を認めて之を尊重し自己の權力を濫用するが如きことなかるべく、國民亦各自國家の重きに任じて、その盛衰隆替の責を分擔する自覺がなければならぬ。

我等は日本臣民である。上に萬世一系の天皇陛下を戴いて、この美しき大日本帝國を成して居る。約一億の國民悉く國家の重きに任ずるの覺悟があつてこそ本當の日本の强味は生れるのである。必ずしも我田にのみ水を引くのではないが、納稅の觀念も亦この國民的自覺から生れなくては嘘である。

よく商店の標語に『皆樣の××屋』と云つたやうな言葉が使はれるが、之は廣告の文句に過ぎないけれども國民的自覺の上に於て大日本帝國は『我等の國』である。嘗て新潟縣の某小學校で『我等は何故納稅せねばならぬか』と云ふ問に對して一生徒の答案に『我等の費用は我等が納めねばならぬ』と云ふのがあつた。私は之を讀んだとき恰も天が無心の兒童をして、我々に國民的自覺を促したものやうにさへ感じたのである。

私は常に屢々『租稅は會費である』と云ふ言葉を用ゐた。我々が一つの會を組織する、會の維持の爲めには費用が要る、とすればその費用は結局會員各自が持ち寄るの外無いではないか、それと同樣に國家も一つの大きな會と考へることが出來る。國民は會員であり租稅は實にその會費に恰當する。

然らばその『我等の費用』は一體どれ位要るであらうか。

私は以上單に『國家』と云ふ言葉を以て說明し來つたが、この國家の政務中には國家自ら行ふものと、地方自治團體即ち府縣・市町村に於て行ふものとあるから『國家の費用』は自ら『國の費用』と『地方の費用』との二つを含む。

昭和十八年度の一般會計の歲出豫算に於て國の費用は百三十二億七千五百萬圓であり、地方の費用は道府縣の費用が十三億二千餘萬圓、市及町村の費用が十八億六千三百萬圓、合計三十一億八千三百餘萬圓(昭和十七年度豫算)である。國、地方を通ずれば、實に百六十億八千一百萬圓に達する。(國庫補給金等重複するもの三億七千六百九十二萬圓を差引く)

勿論この百三十億の國費及三十一億の地方費の若干部分の金額或は若干部分の使途の當否については人各々見る所を異にする點はあるけれども、兎も角も如上の金額は大體に於て國家存立の目的の爲めに必要であり、國家の獨立を維持し、國內の安寧秩序を保ち、進んで國民の幸福利益の增進を圖るべく支出せられるものである以上、國家はこの費用に充つべく何等かの收入を得なければならぬ。

國家自ら財產を所有してその收益を以て之に充ることもある。或は亦國家が事業を經營してその利

潤を得る方法もある。後者に在つては國に於ける郵便・鐵道事業、地方都市に於ける瓦斯・電氣事業の如き顯著な例もある。然し乍ら財産收入だけで百三十億圓の費用を充たさうとするには、少くとも日本の國富(註)の半分以上を國家が獨占せねばならぬ。更に又事業利益だけで充すが爲めには恐らく日本の會社事業を悉く官營にしてもまだ足らぬ。由來國家存立の唯一の目的は國民の福利增進に在る。それを單に收入を得んが爲めに、國民の經濟的活動を阻止し、その範圍を壓迫縮少するやうなことは到底出來ない相談である。寧ろ國家の所有する財産は政務遂行の必要なる範圍に止むべく、又國家の經營する事業はそれが公益上必要なるものに限らるべきである。

(註) 日本の國富について內閣統計局が昭和五年末に行つた調査に依れば一千百一億圓、人口一人當千七百圓餘となつたと。そして同年の國民所得は百六億三千萬圓で、國富の九・六五%に當るのであるから、昭和十八年の推計國民所得五百億圓、これを逆算すると國富は五千百八十一億三千萬圓、人口一人當約七千八十圓といふ勘定になる。序に我國國有財産總額は二百十一億七百萬圓で諸會社の拂込資本總額は積立金を合せて約三百五十三億圓見當である。

仍ほその他の收入を得る方法としては、手數料を徵收することがある。國又は地方團體が特定の人民の爲めに行ふ政務卽ち登記・登錄・證明等の事務に對し報酬を得るのである。けれども國家の政務の大部分は特定人の爲めに行はるゝものでは無い。從つて手數料收入は極めて微々たるもので殆んど云ふに足らぬ。

更に他の方法としては、臨時の事業等の必要の爲めに公債を發行することもある。現に昭和十八年度豫算の歲入補塡公債財源は三十一億八千萬圓である。尙この外に大東亞戰爭臨時軍事費豫算昭和十八年追加額(第八十一回議會分)二百七十億圓の內、百七十億余萬圓が公債發行の豫定となつてゐる。しかし之は借金である。『公債は次代の國民の租稅である』と云つた學者もあるが、借金で生活をつづけて行くことは到底永遠の方法でないことは深く云ふまでもない。

かくて財産・事業の收入には自ら制限があり手數料云ふに足らず公債賴むべからずとすれば問題は自ら初めにかへる。卽ち、『我等の費用は我等の負擔』である。然り而してこの『我等の負擔』こそとりも直さず租稅である。

昭和十八年度の歲入豫算に依れば、國稅は七十五億九千萬圓、この外、地方分與稅分與金特別會計に屬する三國稅一億六千九百萬圓、印紙收入として印紙で納めるもの一億一千一百萬圓、官業收入として租稅と同じく國民の負擔に歸すべき專賣局及燃料局益金十億四千萬圓、此等を合計して『我等の負擔』の總額は八十九億一千一百萬圓に達し、歲入總額百三十二億七千五百萬圓の六七・一%を占めてゐる。

而して地方稅は、昭和十七年度豫算に依れば、府縣稅は五億一千五百餘萬圓、市町村稅は六億四千七十餘萬圓、合計十一億五千五百八十萬圓で、地方歲入三十一億八千三百餘萬圓の三六・三%を占めてゐる。國稅と地方稅とを合計して『我等の負擔』は九十六億三千四百萬圓に達する。(國稅と重複する地方分與稅分與金額四三二、三一三千圓を除く)

國の財政

（入歳）　（出歳）

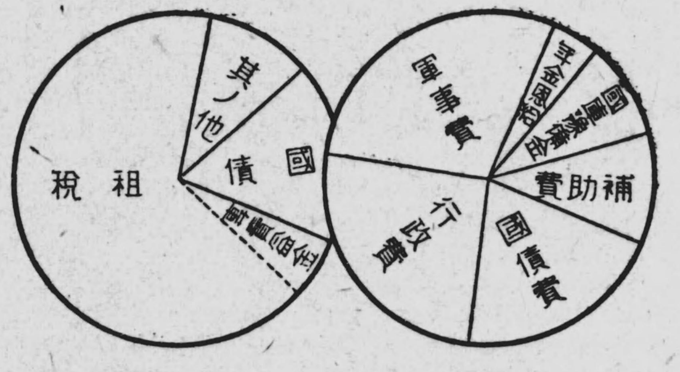

國の歳出（昭和十八年度豫算）

各省別

各省別	千圓	%
皇室費	四、三〇〇	〇・〇
外務省費	四四、三八〇	〇・三
内務省費	一、〇三三、三八二	七・八
大藏省費	八、九〇六、五三八	六七・一
陸軍省費	六七	〇・〇
海軍省費	一、一五二	〇・〇
司法省費	七一、一七一	〇・五
文部省費	三八〇、〇九三	二・九
農林省費	六六九、八一六	五・〇
商工省費	九二三、六五一	七・〇
遞信省費	六六〇、六七六	五・〇
厚生省費	三五三、三六一	二・七
大東亞省費	二二五、七四八	一・七
計	一三、二七五、一五一	一〇〇・〇

費目別

費目別	千圓	%
皇室費	四、三〇〇	〇・〇
國債費	二、三五五、八五八	一七・八
年金及恩給費	四七八、六四一	三・六
軍事費	四、二四一、〇〇〇	三一・九
（臨時軍事費特別會計へ繰入を含む）		
地方分與税分與金特別會計へ繰入	五七二、二三七	四・三
行政費	二、四六六、九一五	一八・六
補助費	一、五三、〇〇〇	一二・九
國庫豫備金	一、五八〇、〇〇〇	一二・九
計	一三、二七五、一五一	一〇〇・〇

地方の財政

（入歳）　（出歳）

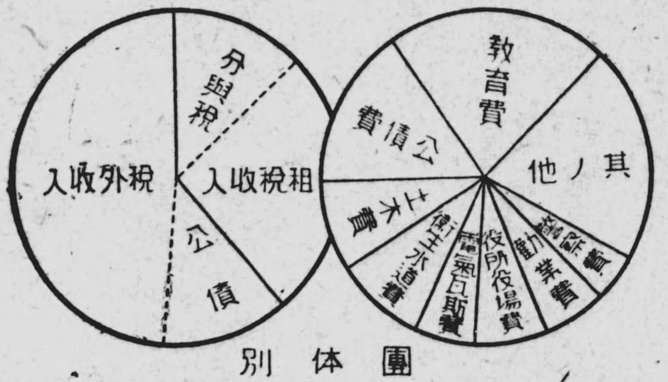

我等の費用は我等の負擔

團体別

道府縣	市	町村

地方の歳出（昭和十七年度豫算）

費目別

費目別	千圓	%
教育費	六九四、四〇六	二一・七
公債費	四四四、九六五	一四・〇
土木費	二九二、七三三	九・三
衛生費	一二四、八四三	三・九
水道費	一二六、七五一	三・七
電氣、瓦斯事業費	二三六、九一〇	七・一
役所、役場費	二一六、七〇〇	六・九
勸業費	二〇一、二八三	六・三
警察費	一三七、六三五	四・三
都市計畫費	一〇七、九二一	三・四
其他	六一九、三〇二	一九・五
計	三、一八三、四五〇	一〇〇・〇

地方別

地方別		
道府縣費	一、三一〇、四九四	四一・五
市費	一、三一八、八四四	四一・四
町村費	五四四、一三	一七・一

町市道	共計	公債費	補助費	使用料及手数料	財産収入	租税	印紙収入	特別行為税	臨時利得税	別途所得税
内府	年度繰越	付金	交付金				印紙収入等計	計	計	計
県	他金	債金	料							
村	他金	債金	料							
我等の費用は我等の負担	一三、三〇、四六五	三、八四、三五	一、三五、四三四	一、三五、四三四	一、三五、千圓	一、三五、千圓	六五、六七	四五、四八	四五、四八	四五、四八
	一三、三〇、四六五	三、八四、三五	一、三五、四三四	一、三五、四三四	一、三五、千圓	一、三五、千圓	六五、六七	四五、四八	四五、四八	四五、四八
	四一、四	一〇〇、〇	四一、三	四一、三	三六、%	三六、%	〇、〇七	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五

地方の歳入（昭和十七年度繰算）

地方税収入内訳	共計	国有提供施設等所在市町村交付金	地方分与税	利子割交付金	配当割交付金	法人税割交付金	所得税交付金	遊興飲食税	入場税	電気ガス税	木材引取税	砂糖消費税	清酒消費税	鉱区税	相続税	外国為替税	配当所得税	法人税	所得税
（昭和十七年度繰算）	二、三九、三四三、千圓	一、三五、千圓	三六、〇三、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓	一、三五、千圓
	一〇〇、〇	五、六	一、五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五	〇、〇五

燃料資源局金計	事務局金	鉱業権者登録税	地方分与税	燃料資源局金	事務局金	鉱業権者登録税	地方税収入内訳（昭和十七年度繰算）	同地金水利市町村税	都市及道府県税	国税営業税附加税	国税鉱区税附加税	国税鉱業権者登録税附加税	国税家屋税附加税	国税地租税附加税	税法に依る税収入	同地金水利市町村税分共同及施設利子税	都市及道府県税附加税	国税営業税附加税	国税鉱区税附加税	国税鉱業権者登録税附加税	国税家屋税附加税	国税地租税附加税	税法に依る税収入内訳
一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	一、〇二、三四、千圓	（昭和十七年度繰算）	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓		二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	二、三五、千圓	
九、四二、四三、四二	九、四四、〇七四、七	九、五、九四七	三、六、〇三、千圓	八、九、四二、四三	九、四四、〇七四、七	九、五、九四七		三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓		三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	三、五、六、〇三、千圓	
〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇		〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇		〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	〇、〇一、〇	

国の歳入（単位千圓）	一般会計経常部（昭和十八年度繰算）	税	印紙収入	特別行為税	臨時利得税	別途所得税	公債費	補助費	使用料及手数料	財産収入	租税	印紙収入	特別行為税	臨時利得税	別途所得税	共計	公債費	補助費	使用料及手数料	財産収入	租税
																年度繰越	付金	交付金	料		
																他金	債金				
																他金	債金				
																計					
																臨時部					
																経常部					
																共計					
																歳入総計					
																特別会計（昭和十八年度繰算）					
																地方分与税分与金					
																税					
																我等の費用は我等の負担					
																歳入					
																税					
																一般会計経常部（昭和十八年度繰算）					
																税					
																税目					
																税					
																税					
																税

參考の爲めに世界各國の歳入額・租稅額等を比較して見ると次の通りである。尤も各國それ〳〵富の程度が異り而もその富の計算は容易でないから單に絶對數字の大小を以て直に比較輕重の結論を下すことの出來ないのは勿論である。

主要各國租稅負擔比較表

	(一)歳入總額	(二)國稅總額	(一)ニ對スル(二)ノ割合	(三)地方稅總額	(四)國民所得	(四)ニ對スル(二)ノ割合	(四)ニ對スル(二)(三)ノ合計ノ割合
日本	三六、〇三五百萬圓	八、七八七	二四・三八	九八七	三五、〇〇〇	一七・五七	一九・五四
獨逸	九八、〇〇〇百萬國麻	三三、〇〇〇	三三・六三	四、五六七	一二五、〇〇〇	二七・八二	三一・七九
佛國	二〇八、〇〇〇百萬法	八二、〇〇〇	三九・四三	九、六〇〇	二五〇、〇〇〇	三三・八〇	三六・六四
伊國	四二、二六二百萬利	二六、六七〇	六三・一〇	四、二四三	?	?	?
英國	四、九四八百萬磅	一、九六一	三九・六三	二一六	八、八七二	二三・一〇	二四・三三
米國	三二、七九百萬弗	一三、〇五〇	四〇・〇五	九、七五六	八二、九六四	一五・七三	二七・四八

(註) 日本 (一)(二)ハ昭和十八年度一般會計及臨時軍事費ノ純計豫算、(二)ニハ印紙收入、專賣益金ヲ含ム、(三)ハ昭和十六年度調定濟額ニ昭和十八年度還付稅ヲ加ヘタルモノ。

獨逸 一九四一年度實績、但(一)ハ推計ヲ含ム、(三)ハ一九三七年度。

佛國 (一)(二)ハ一九四一年度、(三)ハ一九三五年度實績。(四)ハ一九三八年度

伊國 (一)(二)ハ一九四〇年度豫算、(三)ハ一九三二年度實績

英國 (一)(二)ハ一九四一年度、(三)ハ一九四一年推計。

米國 (一)(二)ハ一九四一年度實績、(三)ハ(四)ハ一九四一年度推計

二 租稅とはどんなものか

租稅の生れざるべからざる所以、存せざるべからざる理由は略々之を述べた。

然らば租稅とはどんなものか、『我等の費用』に充てらるゝもの必ずしも租稅のみとは限らない。『我等の負擔』のうちに、廣く云へば手數料もあれば使用料もある。私は爰で一度『租稅』の本質を究める必要を認める。

租稅の本質の一つは勿論『我等の費用』であるに充てる爲めに徵收することにある。特定の經費に充てる爲めの收入は租稅ではない。例へば郵便料や電信料も國家が徵收するけれども、それは郵便の費用電信の費用の償ひであつて一般の經費とは云へない。從つて通俗に郵稅などと稱するけれども勿論租稅では無い。唯こゝで區別しなければならぬことは、郵便局を設けることは一般の經費である。國民の何人にも郵便が利用出來るやうに設備するからである。その郵便物書狀一通につき五錢と云ふ料金は租稅としてゞ無く郵便送達の代償として徵收する手數料である。學校を設ける費用は一般的經費であるが、授業料・月謝は租稅で無く、國有鐵道の費用は一般的經費であるが、その運賃は租稅で無くて手數料である。

一般的經費に充てると云ふことはその經費に充てるための收入を得ると云ふことを目的とすると云ふことに歸する。從つて罰金や科料のやうなものは、たとひそれが國家が徵收するものであり、而し

てその收入したものが一般の費用に充當せられることがあつても、それは元來、懲罰が目的であつて收入が目的でないから租稅とは云へぬ。

租稅の第二の特色は、之も既に述べたところの『我等の負擔』と云ふことである。しかし、爰に云ふ『我等』とは、國民一般を指す。國民全體が公平に負擔し合ふものが租稅であつて、郵便を出す人、鐵道に乘る人だけが負擔する郵便料や運賃の如き、或は之を要求した人だけが支拂ふ證明・謄本の手數料の如きは、租稅ではない。國民全體が公平に負擔すると云ふことは國民が平等に平均に負擔すると云ふのではない。負擔力に應じて多い人もあれば少い人もある。それが公平である。何も國民全般が平等に負擔しないからと云つて租稅でないとは云へぬ。唯全國民が分に應じ法の定むる所に從つて例外なく負擔するものであることを要する。この點に於て道路の工事費を沿道の住民が負擔する受益者負擔金の如きは租稅と異る。

かくて『我等の費用の我等の負擔』と云ふ意味は『國家全體の費用の國民全體の負擔』と云ふことに歸するのであるが、しかし租稅の本質から云ふと、仍ほその特色とすべきものが二三ある。

その一つは國家の權力に依つて徵收すると云ふことである。租稅は決して寄附金などのやうにお賴みして集めるのでは無い。國家が其の權力——一般に云へば主權又は統治權と稱し、その租稅徵收の方面について之を財政權とも云ふ。要するに國家の有する最高の權力に依つて徵收するものである。

それが爲めには、自ら强制して且つ無償で徵收するものであると云ふことになる。

任意に出金を求めるのでは無い。否でも應でも、出すべきものは出さねばならぬ。さうしてその出した金に對して何等の對價——反對給付を與へない。國家が品物を賣つてその代金を受取るのでは無い。それが租稅の特色である。たとひ公平に負擔し合つても同業組合の組合費は租稅では無い。それは同業組合には權力が無い、唯組合員各自が契約して出し合ふに過ぎないからである。たとひ國家の收入するものでも寄附金や官有物の拂下代が租稅でないことは一つは强制でないからであり、一つは有償であるからである。

同業組合費が租稅でないと云ふと、然らば町村稅はどうかと云ふ人があるかも知れぬ。しかし、府縣・市町村は公法人であり國家の事務を行ふことがその存立の唯一の目的である。從つて國家は之に權力を與へて居る。組合は組合員だけの福利を目的とする私法人である。公益上有用又は必要なりとする同業組合とか、產業組合とかに對して國家は種々なる保護と便益とを與へて居り、租稅の如きも特に免除する場合は多いけれども、要するにそれは權力を與へられたのでなく權利を與へられて居るに過ぎない。

さて爰まで說明して來ると、租稅が恐ろしく四角張つて來る。『我等の費用』だの『我等の負擔』だのと優しさうに云つておいて、さて『權力』だとか『無償で强徵』だとかと云つて脅かすやうに聞える。しかしそれは決して脅かしでも何でも無い、所謂盾の兩面に過ぎぬ。國家と云ふは我等の國家である。唯しかし國家は我等の單純なる集合では無い、國民各自が平等

の權利を寄せ合つてがや〳〵云つたのでは治まらぬ。そこで唯一最高の人格が有つてその權力に依つて之を統治する。それが主權である。之は決して國民が都合や便宜で組織したものでは無く、人類が自然的に結合した結果であつて、『私は厭だから國民にならぬ』と云つて國家の羈絆を脫れると云ふ譯には行かぬ。そこに國家の特色がある。主權の所在は國體に依つて定まる。畏くも亦誇らしくも我が大日本帝國は萬世一系の　天皇之を統治し給ふ所である。

而も明治の聖世に於て憲法を布き給ひ、國民は今や立法に司法に參與するの權を與へられて居る。『我等の國』『我等の日本』と云ふ觀念は特に強く特に明かにならねばならぬ。

納稅の義務　大日本帝國憲法第二十一條には『日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス』と定められてゐる。しかし『義務』と云ふ言葉は甚だ壓迫がましい響をもつ。押へつけられるやうな、さうして何んとなく厭な感じが起る。『我等の負擔』だと云へば輕い氣持がするが『權力』に依つたり『義務』であつたりすると何んとなく重苦しい。果して納稅は重苦しいものであらうか。憲法の條文を單に、『……納稅ノ義務ヲ有ス』と文字通り解するだけではいけない。『法律ノ定ムル所ニ從ヒ……』と云ふ文字に注意せねばならぬ。云ふまでもなく法律は議會の協贊に俟つて制定せられるものである。從つて憲法の條文は、『日本臣民は法律に依るに非ざれば納稅を强ひらるゝことなし』と云ふ意味になる。もつと碎いて云へば『……國民の協贊なくして徵稅せず…』と云ふことになる。この意味は第六十二條に於ても明かになつて居る。曰く『新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ』と。

要するに租稅とは、國家がその費用に充てる爲め國民から强徵するものであることは相違ない。けれども安んぞ知らん、その國家とは國民の組織するものであり、その費用とは國民共同の福利を增進する費用に外ならないのである。

以上の外、租稅の本質上租稅とは國民の何を徵收するものなりやと云ふ點について學者は種々の說を爲して居る。租稅とは金錢的給付であると云ふひとが今日の實際に於て殆ど大部分の例である。しかし一般的に財物又は有形財などと說明し、或は更に勞働をも包含せしめる學者もある。なるほど租稅と云へば貨幣を以て納付するのが普通であるけれども、伊豆七島中の八丈島の地租の如きは舊慣に從つて物品を以て納付する特例もつい近年まで存在した(註)。又町村に於て夫役現品を賦課することも認められて居る。從つて物品又は勞働も租稅の目的物とならぬとは云へないかもしれない。しかし之等は極めて僅少の例であり、租稅としてさほど重要なものでない。大體に於て金錢上の給付であると云つて宜しい。

(註)　物納の最近までの例は、八丈島の地租で、德川時代からの舊慣に依り、畑は黃八丈何反と云ふ風に定められ、毎年船に積んで幸橋稅務署に持つて來て、公賣して居つた。明治四十三年分地租から一反一圓七十二錢五厘の割合で換算した現金を以て納めることに改められて國稅の物納と云ふものはなくなつた。

三　租稅の歷史

日本では財務行政を司る役所を『大藏省』と云ふ。內務、外務、陸軍、海軍……數へ來れば何れの省も常識的な名前が冠さつて居る。ひとり大藏省だけが一寸時代めく。しかしこの名前が卽ち租稅の起源と因緣があるのも面白い。

任意獻納時代　それは租稅の抑もの始りは貢物——人民が自由意思で君主に獻納したものである。この發達が洋の東西その揆を一にして居るのも妙である。學者は之を任意獻納時代と稱して居る。

古記に曰ふ。最初國々の獻納の御調物（みつぎ）は『齋藏』に納められた。しかし朝廷の歲入——みつぎものは年と共に殖えて人皇第十七代履仲天皇の御代に新に『內藏』をおこされた。しかるに第二十一代雄略天皇の御代に到つては國々の產業大いに發達し貢物は積んで殿前に山をなし『內藏』にも溢るゝに到つたので、さらに『大藏』を建設せしめて山なすみつぎ物を收藏し、併せてこの時大藏の官員を置かれたのである、と。

要するに『大藏』の名稱は、古代、租稅の收納を司る官名であつたと云ふことになる。

かくて租稅はその貢納の原始時代から、次で租稅承諾時代に入る。これは我國の歷史に於ては、その時代はハツキリしないが歐洲に於てはその封建時代に在つて、君主が人民に懇請し、人民が之を承諾することに依つて租稅を徵するに到つたのである、而してこの承諾の機關は、當時の社會に於て勢

力のあつた貴族・僧侶・都會の三部級の集まりである民會であつた。この民會こそ後世の議會政治の始まりである。古來、租稅が如何に人民に重要視されて來たかを窺ふことが出來る。

さらに國家が進んで建封時代から專制時代に入つて租稅も亦君主が專斷的に强徵し、人民の意思如何を問はざるに到つた。之を專斷的賦課時代と云ふ。ジョンモーレーと云ふ人が『革命の原因に二つある。その一つは宗教で他の一つは租稅である』と云つた。宗教に對する壓迫は人民に精神的の苦痛を與へ、租稅の濫徵が物質的壓迫を加ふることに依つて、共に不平勃發の原因となること是亦洋の東西を問はずその例に乏しくない。かゝる租稅上の壓迫は主としてこの專制時代の產物である。我國の「佐倉宗五郎」や「磔茂左衞門」の事蹟などはその一つと見ることが出來やう。

（註）尤も爰で一寸註して置きたいことは佐倉宗五郎の劇的事蹟については大に異論があることである。宗五郎の芝居は延て大袈裟的に稅務官吏の呪咀となつた傾があるが、實は彼は今日で云へば、代書人若くは稅務代辯の類で、起訴の發頭人となつたのも寧ろその職業からであると云ふ說もあるし又堀田家の政治は決して左樣な暴政でなかつたと云ふ說もある。或は舊主家の恨から出たと云ふ說もある。要するにあれは芝居だけの物語で實際はあまり租稅の關係は痛切でなささうでもある。

以上の時代を經て遂に立憲的協贊の時代となつたのである。卽ち現代に於ては國家が强制的徵收するに先だち議會の協贊を經るのである。

學者に依つて租稅發達の段階をもつと細分するものもあり、一面各國の歷史は必ずしも同一では無いが、大體租稅は如上の徑路を經て現代に到つたのである。

（註）　我國租稅の沿革の詳細は拙著「日本稅制改革史」參照。

然らば國家は何故に課稅權を有するや、國民は如何なる理由に依つて租稅を支拂ふか。所謂『租稅の根據』についても學說はいろ〳〵變遷して居る。

その最初に當つては租稅贈與說、租稅掠奪說等があるが、之等はその名稱自體に於て知らるゝ如く現代の租稅に餘りに緣遠いものであり、特に云ふに足らぬ。比較的重要なる學說として擧ぐべき第一は、公需說或は公共福利說と云ふのである。由來國家の職分は公共の福利にある。國家はその職分を全うする爲めにその行動に要する需要を充たさねばならぬ。その需要を充たすが爲めに租稅を徵收するのである、と云ふのである。この說は古い學說ではあるが、比較的現代の租稅觀に近い。

第二に生れたのが租稅交換說である。國民は國家からその生命財產に付て保護を受ける。この保護ある爲め國民は自由に經濟的活動を爲すの利益を受ける。租稅はこの受くる利益の代償として交換的に納付するものであると云ふのである。この說は勿論一面の眞理はあるけれども、しかし今日の實際に照らして、國家の保護を受くること厚き貧者が却つて租稅は多く支拂はないと云ふこともあれば、他の方面から考へても國家の與へる利益は抽象的集合的であつて、個々に何程と算定することは到底出來ないと云ふこともあつて、要するに現代の租稅理論に適當でない。

第三には交換說と同じ理論に立脚する保險料說と云ふのがある。國家は保險會社であり國民の生命財產の安全を保障する、租稅はこの安全保障の保險料であると云ふのである。この說は安全と租稅との交換であると云ふ交換說の理論を一種の比喩を以て言ひ表した說とも見ることが出來るが、それ故に交換說と同じ理論上の缺點を有つ。況んや國家は安全の保護には任じても損害を生じた場合に保險金は支拂はないのである。

現代の租稅理論は之を租稅義務說と云ふ。國家は各人の共同生活に必要であるが爲めに俄に契約に依つて成立したものでなく人の天性より出でて自然に組織せられた社會生活の最高形式である。既に國家の存立が人生々活の必然的結果である以上その存立に必要なる經費は國民全體として之を支辨せねばならぬ、と云ふに在る。

或は之を別の方面から觀察して國家の必要とする財は之を組織する國民の供給に待たねばならぬが、而も其の團員はその供給に對して特別の保障を得べきでない。故に之を國民の側より觀察すれば租稅は國民の犧牲に出づる、と云ふので之を犧牲說とも稱する。

私の『租稅會費說』も亦要するにこの義務說の比喩に外ならぬので、私をして云はしむれば、寧ろ租稅當然說とでも云ひ度いのである。

四　租稅の定め方、選び方

租稅の本質を說き、その發達と根據とを明かにした私の筆は、當然租稅の原則——最もよき租稅は如何にして定めらるべきか、選ばるべきかに及ばねばならぬ。蓋し、租稅が革命の原因となるのも一つは定め方が惡いからである。勿論稅は輕いがよいが、輕いと云ふことには程度がある。最少限度の國家の費用だけはどうしても要る。況んや重い輕いは比較の問題で絶對のものでない。日本人（註）にとつて假りに一人當り二十五圓の稅が重いか輕いか、二十圓よりは重い。しかし三十圓よりは輕い。唯輕ければよいと云つた處で、それは國家の費用をなるべく少くすると云ふことにしかならぬ。一定限度の費用——從つて一定範圍の租稅が必要であるとして、問題は、それをどう賦課するかと云ふことである。會費の總額は決まつて居る、然らばそれをどう割當てるかが問題である。

（註）　租稅一人當負擔額は、內國稅八二圓二六錢（昭和十八年度豫算）道府縣稅二圓六二錢、市町村稅七圓二七錢、計九圓八九錢（同十七年度豫算）である。

宴會の會費位ならば頭割で差支へない。それにしても重役と社員と一緒ならば重役が多く負擔し、場合に依つては重役のみが負擔するであらう。況んや國費の割當は、人頭割と云ふ譯には行かぬ。原始時代の租稅に在つては人頭稅と云ふものもあつた。南洋群島にはつい最近（昭和十二年度）まで人頭稅を課してゐた。しかし現代に於てはひとしく國民と云つても貧富の階級間隔寄壤も甚ならぬものがある。老若男女の別、從つて知識も體力も千差萬別である。頭割と云ふ譯には行かぬ。然らばどうすればよいか、それはいろ〳〵な方面から是非かくあらねばならぬと云ふ條件が生れて來る。之を租稅の原則と云ふ。

先づ之を國家の財政上から見ると、租稅は國家の費用に充當するが爲めに徵收するものである。故にこの目的に適ふものを選ばねばならぬ。卽ち所要の歲入を得るに充分なる稅を定めねばならぬ。いくらよい稅であつてもそれで國家の費用が足りなくては困る。勿論一つの稅に限るのでは無いが、とにかく租稅が所要の歲入を充たさないでは租稅としての役目は果せない。それと共に年々國運の進展と共に增加し得る稅を選ばねばならぬ。之を彈力性ある租稅と云ふ。之も一年二年の比較では判らぬが、大體に於て國家は漸次發展すべきものであり、從つて費用は膨脹すべきものである。故に之に應ずる租稅も亦漸次增加するものでなければならない。之を現在の日本の租稅にたとへて云へば、所得稅の如きは年々國民經濟の發達に連れて所得額も增加するから——彈力性に富む稅であるが、今日の地租の如きは土地と云ふ限られた課稅物件に對し、賃貸價格と云ふ年々動かさぬ標準……十年毎に改訂するが……に依つて課する方法では彈力性に乏しいと云ふことになる。

以上は收入を目的とする上からの原則であるが同時に稅務行政上——實際稅務を執行するについて考へると、先づ租稅はなるべく納稅に便宜な時期と方法とを選ぶことが必要であり、又徵收する方面から云つて徵收費の少い租稅（註）を選ぶことが必要である。

（註）　最近に於ける我國國稅徵稅費の割合は稅金百圓に對し約一圓一錢である。

次に租稅を社會的に見ると正義若くは公正の觀念に適應するものでなくてはならぬ。卽ち國民全般が普遍的に負擔するものでなくてはならぬ。又國民が平等に負擔するものでなくてはならぬ。而して茲に所謂、普遍とは擔稅力ある所に遍ねく及ぶことであり、平等とは擔稅力に對して相應することである。單に國民全般に、頭割にと云ふ意味では勿論無い。

擔稅力とは租稅を負擔し得る力である。租稅を負擔し得る力は決して國民全部が同一では無い。概して云へば富める者は貧しき者より多く、所得多き者は少き者よりも強いことは爭はれぬ。或は生活の方面から、或は消費の方面から、之を測定する方法には種々あるとして兎に角擔稅力強き者に對して多くの租稅負擔を命ずると共に、その力に對する稅の割合はなるべく公平に行渡らねばならぬ。行渡り得るやうな方法を選び行渡り得るやうな租稅を定めることが大切である。之について曾て英國のグラッドストーンが面白いことを云つて居る。それは『たとへば馬に荷を運ばせるにしても、それを轡に結びつけたり、尻尾に括りつけたりしたのでは、輕い荷物と雖も、馬は之を重しとするであらう。之に反して、若しそれを正しく鞍の上に置くならば、數倍の重荷も樂々と運び得るのである。租稅も亦之と同じ事で、卽ち負擔力の強いところに重く、その弱いところに輕く課するやうにすれば、同じ稅金でも國民は之を樂々と負擔し得るであらう。稅制の要は、この負擔力に應じて適當の課稅をするやうに組み立てることである』と云ふ意味で、寔に至言であると云はねばならぬ。

次に社會正義の要求から、租稅は法律を以て定め、その法律に從つて賦課徵收せねばならぬ。卽ち政府當局の專制によらず、議會の協贊を以て定むべしとする適法の原則と、その賦課徵收の方法を明白に規定して、官吏が隨意に之を變更し得ざることとすべしとする確實の原則とを生ずる。普遍平等の原則は社會的方面に於ける實質的の原則であり、適法、確實の原則は形式的の原則である。

第三には、租稅は國民經濟の方面を無視してはならないと云ふことである。元來租稅は國家が個人經濟からその富の一部を徵收するものである。從つて租稅は個人經濟——延いて國民經濟の上に何程かの影響を及ぼさずにはおかない。唯それが國民經濟の發達を害しない程度に止まらねばならぬ。若しも之を害する程度の租稅なるに於ては、遂には租稅を支拂ふ源を枯渴し之を徵收することが出來なくなるであらう。かくの如きは租稅を以て租稅を亡ぼすものであると云はねばならぬ。

さて以上を要約すると、租稅は國民經濟の發達を害せざる程度のものであつて又國家の財政的需要を充すに充分なるもので、而もそれが社會正義の要求に適合するものを選ばねばならぬことになる。國民經濟上租稅は輕きに若かずと云つて大部分の歲入を公債に仰ぐやうな財政の立て方では租稅が租稅としての本來の役目を果さないことになる。又國家の財政的需要を充しさへすればよいと云つて、地主だけから、或は商工業者だけから必要なだけを徵收して濟すやうな稅の定め方では不公平である。然らば稅はなるべく公平にと云つて課稅標準の調査に稅金の大部分を使つてしまふやうなやり方では、是亦稅の本來の役目に背く。三つの方面の何れを主、何れを從と云ふ譯には行かぬ。何れにで

も大なる缺陷がある租稅では、租稅として適當でない、と云ふことになる。而して、近代の租稅については、今一つ重要な條件が加はつて居ることを特に注意せねばならぬ。それは租稅の社會政策的使命である。資本主義時代の社會に在つては、富める者は愈々富み、貧しき者は永久に浮ぶ瀬が無いと云ふやうな傾向が顯著である。出來るなら租稅に依つて之を幾分でも緩和しやう、と云ふのが夫れである。

昔は之に反對した學者もあつた。元來租稅の唯一の使命は國家の歳入を充すことにあつて他に何等の目的も無かるべきで、社會政策の必要あらば別に社會政策として行ふべし。租稅をして國家の歳入充足と、社會政策との二兎を追はしむるは遂に一兎を得ざるの結果を招くと云ふのであつた。

勿論租稅の本來の使命が收入充足にある事は云ふまでもないが、しかしそれが爲めに他の使命を全然排斥する必要もない。否收入充足の目的を達し、傍らそれが社會政策に適當するやうな租稅は喜んで採用すべきである。東西文明國に於ては漸次社會政策的租稅立法に趨る傾向が濃厚であつて、曾て或る學者の如きは、『租稅とは富者の富を徵收して貧者の幸福增進の爲めに支出するものである』と云ふやうな說をさへ唱へるに到つた。租稅だけで社會政策了れりと爲すべきでは勿論無いけれども、しかし租稅の社會政策的使命は漸次重要性を加へて來たことは注目すべき現象である。

我國に於ても第一次歐洲大戰後の稅制整理に於て醬油・綿織物の如き生活必需品の消費稅を廢し、酒・煙草の稅（煙草は租稅を課さざるもその値上は卽ち專賣益金の增加となり國民負擔を增すゝ）を增

率したるが如き、或は通行稅の如き一般平等の負擔を廢して——支那事變以來更生してゐるが——相續稅・所得稅等に於て資產階級の負擔を增加したるが如き何れもこの傾向の現はれたるものに外ならぬ。

然るに、大東亞戰爭に入つてからは、國の政治のやり方が根本的に變つて來て租稅政策の上にも影響を與へてゐる。それは國家の大目的卽ち大東亞共榮圈の建設の大事業を完遂するために必要なる各般の施策が集中されるからである。從つて租稅の方面に於ても、計畫經濟、統制經濟政策との調和が強く反映してゐる。また、社會政策的といふよりも、寧ろ國民政策的ともいふべき色彩が濃く映じ來つたことは、實に注意すべき現象と謂はねばならぬ。つまり、社會よりも國家全體否國民全體に對する對策が要求されるからである。

五　租稅の組み立て方

よく人が云ふ。『朝起きて齒を磨く、鹽には專賣稅がかゝつてゐる。洋服を着る、それには毛織物稅がかゝつて居る。電車に乘つて（通行稅は近距離にはかゝらぬが）事務所へ來て一服ふかす煙草にも、夏ならば食後に取り寄せるサイダーにも、さて疲れて歸つて晩餐の卓上の一本には酒稅……と起きるから寢るまで稅はつきまとふ。いやその寢てからの寢床——家屋には家屋稅がかゝり、その下の地面には地租がかゝつて居るばかりか、さらに今日一日の儲け——所得は何程かと、所得稅が懷ろをねらつてゐる。……』と。

何故稅はしかく數多く煩はしく我等につき纏ふであらうか。

實は、若し或たつた一つの稅で、國家の所要歲入を充し、社會の正義公平の要求に協ひ、さうして又國民經濟を壓迫せず、おまけに社會政策にも協ふ——と云ふやうな租稅があれば之に越したことは無い。いやさう云ふ租稅があると主張した學者もある。この租稅が一つでよろしいと云ふ說を單稅論と云ふ。

單稅論のうちにもいろ〳〵あつて、先づ單一地租說と云ふのが重農學派の學者に依つて唱へられた。これは農を以て經濟學上の唯一の生產であると爲し、從つて土地だけが生產の要素だと云ふのであるから自然租稅は、土地だけに課すれば一番公平適正である、と云ふのである。地租だけで租稅が圓滿に目的を達し得るならこれ位簡便なことはないけれど、さう云ふ理論は到底今日通用しないことは深く說明するまでも無い。

單一資本稅說と云ふのもある。之も資本の如何なる範圍に及ぶやは人によつて說を異にするやうであるが、その範圍が狹く或は動的資本に限ると云ふやうなことでは他の資產を逸するの不公平があり、又その範圍を廣く動不動有形無形一切の財產とでも解するならば、名は單一稅でも實は複稅に外ならぬことになる。

又古く單一消費稅說と云ふのもあつた。しかし消費稅は富者貧者の區別なく負擔する點に於て、重要なる缺陷を有つ。これのみの單一稅が行はれ難いことも亦多言を要しない。

而して以上の單一稅說に對して理論上比較的妥當であるのは單一所得稅說である。この說は各人の租稅を拂ふ源は要するに各人の所得である故に、その所得に對して所得稅を課すればそれが最も公正であつて、而してそれ一つで租稅原則の要求に協ふことが出來る、と云ふのである。

なる程、各人の租稅支拂の源泉は所得である。所得稅は勿論のこと、收益稅とか財產稅とか、或は消費稅とか交通稅とか、課稅の形式はさま〴〵であつても、畢竟その稅は國民のふところから支拂はれるより外は無い。然らばその國民のふところには租稅の支拂に應ずるだけの這入つて來るものがなくてはならぬ。その這入つて來るものは卽ち各人の所得である。所得なく這入るものをきふところから租稅を徵收するのでは、稅の源は忽ちに枯渴してしまふ。到底年年繰り返して賦課徵

收することは出來ない。

この意味に於て單一所得稅說は理論上甚だ結構なやうである。けれどもこの說に於ても他の缺點は姑く措くとするも、夙くとも『所得』の眞相の捕捉が困難——或は不能であると云ふ點に於て、到底これのみの單一稅を以て滿足することが出來ないと云ふことになる。

蓋し『所得』とは各人のふところ工合である。各人のふところは、各人各自の外到底他よりその眞實を窺知し難いものである。卽ち各人各自の申告に俟つの外正確な調査を爲し難いものである。爰に到つて前に『人は社會的動物なり』といふ言葉を引出した私は亦『人は脫稅の動物なり』といふ言葉もあることを數ぜざるを得ない。否ある場合には脫稅の爲めでなくても、自分自身すら正確な所得を計算し得ないこともあり得る。

要するに各人の『所得』に課稅することは理想ではある。しかし眞の擔稅力を代表する『所得』を得難いが爲めに、先づ捕捉し得る限りに於て所得稅を課し、更に之が缺陷を各方面より補充する稅種を選び、各稅相俟つて租稅の理想を實現するに近からしめるの外はない。かくの如く許多の稅種を有する制度を複稅制度と稱し、その組み立てを租稅の體系と云ふ。

以下、我國の租稅體系を說く。

我國に於ても、他の文明各國と同じく所得稅を中心とする。しかし同じ所得と云つても、その擔稅力はその『質』に依り又『量』に依つて異る。

『質』による相違とは、同じ五千圓の所得者でも、財産——例へば不動産——から生ずるものと、事業から生ずるものと、勤勞から生ずるものとは、その擔稅力が同じでない。そこで、その所得の種類——不動産所得、配當利子所得、事業所得及勤勞所得——毎にその負擔力に應じて、稅率に差等——例へば不動産所得には百分の十六勤勞所得には百分の十といふ如く——を設けて課稅し、之に依つて各種所得の負擔の均衡を圖り、又その稅率は比例稅率として財政上の必要に應じて伸縮を容易ならしめて、稅制に彈力性をもたせると共に、一面には課稅限度を相當低めて、負擔の普遍化を圖り、且納稅の簡易化を期して、出來得る限り源泉に於て課稅する方法を採り所謂分類所得稅によるのである。

『量』に依る相違とは、所得が累增するに從ひ擔稅力の割合が增大することである。一千圓の所得者に十圓の稅を課するならば一萬圓の所得者にはその十倍の百圓よりも多くの稅を課することが公平に適する。この擔稅力に應ずるが爲めには所得稅に累進稅率——所得の增加するに從ひ高き割合の稅を課する——を採用すべきである。殊に分類所得稅は比例稅率であるから、それのみでは『量』により相違する擔稅力を捉へ得ない。そこで、別に綜合所得稅を設け、各人の總ての所得を綜合して、高額所得者に限り、所得額中一定金額（三千圓）を超える部分に對して累進課稅を行ひ、之に依て所得階級間の負擔の均衡を圖るのである。かくの如く所得稅の中に收益稅の機能をも織り込んだ分類所得稅と、高額所得に對して累進課稅する綜合所得稅とを併用する。この外法人に對しては、個人の所得とは別途に課稅し、更に時局の影響に因り特殊の利益を擧ぐる法人・個人に臨時利得稅を課する。かく

して所得稅を中心とする體系を擧へる。

さて然らば、租稅の源泉たる各種の所得には分類所得稅を課し、更に各種所得を綜合して、高額所得に綜合所得稅を課するならば、租稅制度は之で充分であるかと云ふにさうは行かぬ。所得稅の捉へる所得は限られたる部分にしか及ばぬ。どうしても分らない所謂ふところ勘定を表口だけで課稅したのでは、こつそり脫れるものが少くない。そこで一方裏口から——所得を獲て、それを消費する方面から課稅する。卽ち酒稅・淸涼飮料稅・砂糖稅・織物稅・物品稅・遊興飮食稅のやうな消費稅をかける。或は橫口から——財產の流通に對して印紙稅とか相續稅とか云ふやうなものをかける。かうして結局は所得から拂はれる稅ではあるがその所得の本體を摑むために、先づ所得の源である各種の財產の收益に課稅し、その收益なり勞力の收入なりを併せた所得に課稅し、その所得の流通に課稅し、最後にその所得の消費を押へる。かう云ふ仕組で大體の租稅が組立てられて居る。

消費稅を課することは一面に於ては公平の原則に反する——たとへば酒一合の稅は富豪が飮んでも同じくかゝる。擔稅力に副はないと云ふ缺點がある。しかし一面に於ては、所得稅や收益稅のやうに國民の一部に課するものでなく、全般の消費者が負擔するので普遍の原則によく適合し、その上國民個人々々に稅金の切符を出して徵收するのでなく、酒なら酒の製造元で一度に課稅するから徵稅費が少くて濟む。また之れを負擔する國民も特別に稅金として出すのでないから知らず〳〵に納稅する結果、稅に對する苦痛が少くて濟むと云ふやうな長所もある。唯かやうな消費稅はなるべく贅澤品に課けて生活上の必要品には課けてはならぬ。どんな貧乏人でも、一錢の擔稅力のない者でも米は喰はねばならぬ。若し米に消費稅をかけたらそれこそ文字通りに國民の膏血を絞らねばならぬことになる。消費稅そのものは前に述べた如く元來公平の原則に反するとも云へるが、之を贅澤品だけに重課するやうなことにすれば却つて社會政策的效果を擧げることが出來る。毒も盛りやうで藥になる。正宗の銘刀も歸する所は用ひ方と遣ひ手の問題である。

以上は主として國稅に關する說明である。然らば其他の地方稅はどうなつて居るか。

地方稅は、府縣稅と市町村稅とに分れる。さうして附加稅と獨立稅と分與稅とから成る。先づ府縣稅について云へば、附加稅として、國稅たる地租・家屋稅・營業稅・鑛區稅（砂鑛區稅を含む）等に對して附加稅を課する。獨立稅として、段別稅・船舶稅・自動車稅・電柱稅・不動產取得稅・漁業權稅・狩獵者稅・藝妓稅を課する。この外、國よりの分與稅として、地租・家屋稅・營業稅全部の還付稅と、所得稅・法人稅・遊興飮食稅及入場稅等の一部を交付する配付稅を有つ。この外に目的稅として、都市計畫稅（地租割・營業稅割・府縣稅獨立稅割）及水利稅（地租割・段別割）を課する。

市町村稅としては、國稅たる地租・家屋稅・營業稅・鑛區稅等の附加稅と、段別稅・船舶等の道府縣稅の附加稅を有ち、獨立稅として、市町村民稅・舟稅・自轉車稅・荷車稅・金庫稅・扇風機稅・屠畜稅・犬稅等があり、分與稅として所得稅・法人稅・遊興飮食稅及入場稅等の一部を交付せらるゝ。その外、目的稅として都市計畫稅・水利地益稅・共同施設稅等がある。

要するに、租税は、國民のふところに入る場合（收入又は所得）と出る場合（消費）と、その外にそれが動くだけの場合（流通）と三方面をねらつて、國・府縣・市町村の三段から要求せられて居ることになる。今その組織を表に示すと次の通りである。

	國稅	府縣稅	市町村稅
收入（土地）	地租	地租附加稅	地租附加稅
（家屋）	家屋稅	段別稅	段別稅附加稅
（營業）	營業稅	家屋稅附加稅	家屋稅附加稅
	鑛區稅	營業稅附加稅	營業稅附加稅
	取引所特別稅	鑛區稅附加稅	鑛區稅附加稅
（資本）	外貨債特別稅		
	配當利子特別稅		
	法人稅（資本）		
所得	所得稅		
	臨時利得稅		
	法人稅		
	特別法人稅		
流通（財產相續）	相續稅		
（住宅店舖）	建築稅	不動產取得稅	同附加稅

（證書帳簿）印紙稅

（登記登錄）登錄稅

（船舶入港）噸稅

（取引所）取引稅

（有價證券）有價證券移轉稅

（乘車船）通行稅

（劇場、競技場）入場稅

（廣告）廣告稅

消費

（酒及酒精飲料）酒稅

（清涼飲料）清涼飲料稅

（砂糖）砂糖消費稅

（織物）織物消費稅

（骨牌）骨牌稅

（各種物品）物品稅

（電氣瓦斯）電氣瓦斯稅

（輸入品）關稅

（遊興、飲食）遊興飲食稅

（特別行爲）特別行爲稅

（其他）狩獵免許稅

馬券稅

藝妓稅 同附加稅

狩獵者稅 同附加稅

市町村民稅

租稅の組み立て方

（*註）狩獵免許稅及馬券稅は必ずしも消費に對する課稅と斷ずることは出來ないが、特殊な稅として市町村民稅と共に玆では姑く其の他の中に入れそおいた。

然らば、外國では租稅は如何に組立てられて居るか、もとより各國の歷史と國情とに依つて相異るのであるが、今主要なる國のそれについてその概要を調べて見よう。

英國

英國に於ける租稅の中樞はやはり所得稅であるが、所得稅は之を普通稅と防加稅との二つに分つ。普通所得稅はA不動產所得B農業所得C公社債利子所得D商工業其他所得E勤勞所得の五種に分ち（その計算方法は夫れ夫れ異る）之に比例稅率を以て課稅する。この課稅率は毎年財政法を以て定めるが、一九四一年より一磅に付十志（百分の五〇）であり、尙之には家族關係に依る控除も認める。そして總稅額の五〇%は源泉で徵稅するのが特色である。法人には個人と同樣の普通稅を課する。

附加所得稅は個人の一切の所得を綜合してその總額千五百磅以上の者に累進稅率を以て課する。その稅率は、對獨開戰後には引上げられて最低千五百磅を超ゆる部分に對し二志（百分の一〇）より最高二萬磅を超ゆるもの九志六片（百分の四七・五）に至る。但し所得稅の增稅額の一部分は戰後に納稅者に拂戻すといふ。

英國の所得稅は、その附加稅が寧ろわが國の綜合所得稅に當り。普通稅はわが國の分類所得稅に相當する。外にわが國の臨時利得稅に類する超過利得稅が、對獨開戰後設けられ、現在の稅率は利得の一〇〇%である。但しその二割を戰後に復興資金として拂戻すといふ。

その他補完稅としては主として相續稅を以て資產所得重課の目的を達することにして居る。地租、鑛業權稅はあるが極めて僅少である。

その他の租稅としては、自動車稅、消費稅、及關稅がある。關稅は主として消費稅と同じ目的で定められて居る。所謂財政關稅である。

仍ほ流通稅として印紙稅がある。

そして、對獨開戰後、相續稅、麥酒、酒精、砂糖、煙草等の消費稅、自動車稅、娛樂稅及仕入稅等の引上を行つた。

英國の租稅收入
（一九四一—四二年度豫算）

	千磅
普通所得稅	七五、〇〇〇
附加所得稅	八〇、〇〇〇
相續稅	八三、〇〇〇
印紙稅	一四、〇〇〇
超過利得稅	二〇、〇〇〇
其他內國稅	一、〇〇〇
消費競關稅	二六、六〇〇
	三〇、七〇〇
自動車稅	三九、〇〇〇
計	一、七五九、三〇〇

米國

米國はその建國の歷史に基き、各聯邦の權限が廣大で、財政制度の如きも、合衆國としてはその課稅權が甚だ限定せられて居つた。一九一三年に憲法改正を行つて始めて所得稅を創設し、印紙稅を創設し、漸く租稅制度の大綱を整へたのであるが、斯の如き沿革あるが爲め、同國の國稅は、所得稅を

外にして、關稅及間接稅が主なる財源である。

所得稅は英國と同じく普通稅と附加稅とある。

普通稅は、個人に付ては千二百弗（獨身者は五百弗）以上の所得に對し最低百分の四の比例稅を課し、附加稅は個人の綜合所得に對し最低百分の十三より最高百分の八十二の超過累進稅率を課する。

法人に付ては、二五%より累進して四〇%までの稅率となつて居る。

尙、同族會社には、特に相當高率を以て課稅することになつてゐる。

その他相續稅、酒精稅、關稅、煙草稅、ガソリン稅、資本株式稅、自動車稅、印紙稅等がある。

一九四〇年以降超過利得稅を設け、超過利得に對し三五%乃至六〇%の累進稅率を以て課稅する。

尙、最近戰勝稅を設け、一週十二弗（年約六二四弗）以上の個人の收入に對し、五%の稅率を以て源泉課稅するといふことである。

獨逸

獨逸の稅制は極めて理論的に整然として體系を整へられて居る。大戰後一時財政困難のために增稅に次ぐに增稅を以てしたけれども、現在に於ては大體安定し恒久的の租稅制度を定めて居る。

米國の租稅收入
（一九四一—四二年度豫算）

	千弗
所得稅	四、五〇七、〇〇〇
相續稅	三四一、七〇〇
酒精稅	八三九、三〇〇
煙草稅	七一六、六三〇
關稅	二九五、〇〇〇
資本株式稅	一九三、四〇〇
自動車稅	九五、七〇〇
ガソリン稅	三八九、三五〇
其他	一六一、七〇八
計	八、三〇一、三八

所得稅は、わが國のそれと同じく個人所得稅と法人所得稅とに分たれる。個人所得稅は、徵收の方法に依り、賦課所得稅と、資本收益稅と、勞銀稅との三つに分れる。勞銀稅とは所謂勤勞所得稅で、報酬とか給料とかを支給する際源泉課稅する。その稅率は獨身者、既婚者、寡婦、子女の有無及多少等に分ちて扶養控除を規定せる詳細な稅率表により課稅する。その稅率は、最低勞賃月額八四・五—九一國麻に對し、獨身者〇・七八國麻より月額三、〇一六—三、〇六八國麻を超ゆるものに對しては、一五%—二七%を課する。但し納稅者の種別により、夫々一定額を控除する等綿密な規定があるが大體最低〇・八二%から最高六五%となつて居る。

資本收益稅とは、各種の資本所得卽ち株式出資持分等の所得に對して百分の十の稅率を以て源泉課稅する。賦課所得稅は一般所得稅である。前年中の所得を綜合して一定額以上の所得者に課稅する。獨身者と既婚者、子女の有無及多少に應じて差等を設けたる詳細な稅率表により、所得最低五六〇國麻より、一三五、五〇〇國麻に至る階級には最低一〇國麻より最高七四、二五〇國麻の定額を課し、一三五、五〇〇國麻を超ゆる所得者に對し

獨逸の租稅收入
（一九三八—三九年實績）

	千麻
個人所得稅	五、三五一、八〇〇
法人所得稅	二、四〇七、八〇〇
財産稅	三九〇、六〇〇
相續稅	一〇四、二〇〇
賣上稅	三、三五六、九〇〇
消費稅	一、八一六、二〇〇
關稅	一、八一七、八〇〇
運送稅	三四二、九〇〇
共和國逃亡稅	三四二、六〇〇
煙草稅	一、〇〇三、六〇〇
不動產取得稅	一〇五、七〇〇
其他	六五一、四〇〇
合計	一七、六九〇、三〇〇

ては納稅義務者の種別（獨身者、寡婦、既婚者、子女の多少等により第一種乃至第四種に分つ）によ
り、四〇%、四五%、五五%を課する。但し資本收益稅及勞銀稅の源泉課稅額を差引く。
尙對英佛開戰後、戰時附加稅を設け、一定額を超ゆる所得に對し所得稅の五〇%を增徵する。尤も
その最高限度を所得額の六五%に止める。
法人所得稅は、一般法人に對しては所得十萬國麻を超ゆるもの四〇%、十萬國麻以下のもの三〇%、
公法上の信用機關、不動產抵當銀行、船舶貸付銀行には一般法人の稅率の半分を課し、尙戰時附加稅
として所得五萬國麻を超ゆるものに二五%を、所得五十萬國麻を超ゆるものに三七・五%を增徵する。
補完稅として財產稅がある。各人の所有財產價格を標準として、個人に付ては課稅最低限なきも其
の課稅財產額より、納稅者、妻、子、母各一人に付一〇、〇〇〇國麻を控除して課稅し、法人に付ては、
其の種類に依り一〇、〇〇〇國麻乃至五〇、〇〇〇國麻の課稅最低限を設け、其の稅率は個人法人共千
分の五を課する。
その他相續稅、財產增價稅（まだ實施するに至らず）賣上稅及各種の消費稅をもつ。

佛　國

佛國は、他の各國に比し租稅制度の發達は甚だ後れて居つた。蓋し大革命以來自由思想を奉ずるこ
と傳統的なる佛國民は、租稅に付ても、個人の經濟內部に立入るが如き制度を排し、主として間接稅
に重きを置き直接稅に於ても多く外形標準に依る事を努めたものであつた。

一九一四年漸く一般所得稅を起し、爾來漸次體系を整へ來つたのであるが、前大戰後財政の困難に陷り、その整理の時代に在つたが對獨開戰後增稅を行ふに至つた。
所得稅は分類所得稅と一般所得稅とに分つ。即ち各人の總所得を綜合して一般所得稅を課し、課稅所得一〇、〇〇〇法以下（基本控除一〇、〇〇〇法）稅率百分の一より、一、三一〇、〇〇〇法を超ゆる額に百分の四〇に至る累進稅率を課する。尙妻及子女の數に應じ所得額の控除及稅額の控除を認める、又無子者に對しては、家族補償稅として一般所得稅の課稅所得を標準として稅率百分の二乃至百分の二〇を增徵する。
分類所得稅は所得の種類に依つて不動產所得、商工業所得、農業所得、非商事職業所得、俸給等所得、動產資本所得等に分ち、資產所得に最も重く、勤勞所得に最も輕く、この稅率の按配に依り資產所得重課の目的を達成せんとするものである。課稅方法も種類に依つて異るのであるが、稅率は大部分が百分の十六、動產資本所得は百分の十八又は百分の二十七、俸給等は百分の八である。
その他御用商人稅、會社の留保所得稅、相續稅、消費稅、生產稅、奢侈稅、印紙稅等を主なるもの

佛國の租稅收入
（一九四〇—四一年度豫算）

		千法
所得稅		二五、四八〇、〇〇〇
其他直接稅		二、五九九、七七四
登錄稅		二、一三四、七一三
印紙稅		二、六七三、四三九
取引高稅		二五、二八九、八二七
關稅		四、七四八、九一三
間接稅		七、〇三〇、〇〇〇
軍備稅		五、二六九、四〇九
有價證券所得稅		一、八四八、七一五
其他		六六、〇六四、七九〇
計		

租稅の組み立て方

とする。尙對獨開戰後、臨時國民稅として、一般所得稅の三分の一を增課し、職業所得に百分の五（兵役に服する男子にして動員せられざる者には戰時中百分の十五）を增課する。

伊

伊太利現下の稅制は寧ろ非常時に於ける非常手段であつて、各國のそれと著しく傾向を異にして居る。卽ち前大戰に依り陷りたる財政上の非常なる苦境を救ふが爲め、彼のムツソリーニ首相の武力專制的政治に依り、第一に歲入の增加を圖り、第二に伊國の資本保護を目的として制定せられ、資本保護の色彩濃厚となり反社會政策的傾向を帶び、寧ろ現代の租稅理論に背馳するが如きものが多い。

所得稅は特別所得稅と補完所得稅（一般所得稅）とより成り、前者は所得の質に依る負擔力を捉へ後者は所得の量に應ずる負擔力に課稅するものである。

特別所得稅は、土地不動產稅、建物不動產稅、動產所得稅の三より成り、前二者は收益を基礎とする臺帳稅で稅率は百分の十、動產所得稅は更に五種に分ち、種類により稅率は百分の二十乃至百分の八を課す。勤勞所得及資本收益所得の一部に對しては源泉課稅を行ひ、動產所得中の勤勞所得の性質を有するB、C、D種に付ては負擔を輕減する爲め、千利乃至二百利を控除する。

補完所得稅は、最低三千利——百分の一から、最高百萬利——百分の十に至る累進稅率を課し、扶養親族一人に付二十分の一（三千利以內）の控除を行ふ。

その他相續稅、消費稅、法人財產稅、登錄稅、取引稅等がある。一九四〇年戰時景氣利得稅を創設し、戰前の利益率を超える利得に稅率一〇%、二五%、四〇%の累進率を課する。また、同年財產稅を設け、稅率〇・五を課する。

伊國の租稅收入
（一九四〇—四一年度豫算）

特別所得稅	四、八二、〇〇〇	千利
補完所得稅	七二〇、〇〇〇	
相續稅	二〇〇、〇〇〇	
財產稅	二、三〇、〇〇〇	
登錄稅	一、二〇〇、〇〇〇	
印紙稅	八三〇、〇〇〇	
消費稅專賣益金	八、四七五、四〇〇	
關稅	九三五、〇〇〇	
所得に對する一般稅	五、二〇〇、〇〇〇	
其他	二、一九、二五〇	
計	二六、六七〇、六五〇	

六　租稅の見方、分け方

稅の分け方——種類はいろ〳〵ある。今その大要を說く。

國稅と地方稅　之は說明するまでもなく、國に收入するものが國稅であり、地方自治團體に於て收入するものが地方稅である。地方稅はさらに府縣稅及び市町村稅に分けることも說明の要はあるまい。

往々にして不動產取得稅の不平を稅務署へ持ち込む人がある。不動產取得稅は地方稅であり、而して稅務署は國稅を取扱ふ官廳である。折角の時間と勞力が無駄になつてしまふのはこの區別を呑み込んで居ないからである。

しかし乍ら國稅と云ふも地方稅と云ふも、ねらふ所はひとしく一つのふところである。國民も市町村民も名こそ異れ同一人である。從つて租稅の原則——公平であるとか、國民經濟を壓迫してはならぬとか、等々、については何れも同じである。唯地方稅は地方稅たるが故に多少特色がある。それは、地方に於ては地方民として地方團體の利益を受けることが多いものは從つて租稅の負擔も多くすべしと云ふことが加味せられることである。之を應益原則又は利益原則と云ふ。

勿論これは租稅の根據に於て說明した交換說ではない。交換說に於ては租稅とは國家より受くる利益との交換であると說くのであるが、應益原則に於ては唯その擔稅力を測定する上に於て利益を多く受くる者多くの擔稅を爲すべしと云ふに止まる。たとへば某町に於て道路を新設し又は改修する。その場合に於ては、この道路の沿道に土地を所有するものはその土地の利用價値が增加し從つて之に依つて特別に利益を受ける。或は某村に於て用水路を新設した、それが爲めにその水路の利益を蒙る田畑は價値が上る。

さう云ふ場合に於ては、その利益を受くる部分の納稅義務者に對し特に高い稅を課することがある。之を不均一の賦課と云ふ。或は又その一部分のもののみに稅を課することもある。之を一部賦課と云ふ。

つまり町村の施設——道路なり水道なりに依つて恩惠を受けるに對して、稅金を負擔すると云ふことになるのである。

直接稅と間接稅　爰に人あり、一合の酒を買ひ來つて飮む。彼は四錢五厘の酒類造石稅と五錢五厘の庫出稅を負擔して居る。然るに彼は四十錢の酒代は支拂つたが、稅金を一錢も半錢も支拂つた事は無いと考へるであらう。安んぞ知らん、その四錢五厘の造石稅と五錢五厘の庫出稅とは四十錢の酒代のうちに含まれて消費者から小賣商に拂はれ小賣商から——遂に生產者に拂はれて居るのである。言ひかへれば、酒稅は酒の生產者が政府に納める、併しそれは酒代として結局消費者に背負はせてしまふ。卽ち酒稅については形式上の納稅者は、酒類製造人であるが、實際の擔稅者は消費者である。かやうに稅金を納稅者が他人に背負はせてしまふことを租稅の轉嫁と云ふ。さて酒稅であれば轉嫁することが出來るが、然らば私が私の土地に住居して居て、而してその土地に地租が課かつたとして、一、

體この地租を私は誰に如何なる方法で轉嫁さすことが出來るであらう。結局この場合、私は納税者にして同時に擔税者となるの外はない。（酒税の例は清酒第三級特殊用の税率で、酒代四十錢は假例である。）かくの如く轉嫁する租税を間接税と云ふ。つまり間接に納税するからである。而して然らざる租税を直接税と云ふ。

我國の租税中、所得税及各種の收益税流通税は多く直接税であり、消費税は間接税に屬するものが大部分である。

尤もこの轉嫁と云ふことは種々なる事情に依つて必ずしも理窟通りに行はれないことがある。前に述べた地租にしても本來直接税ではあるけれども、若しもその土地を貸付けて居る場合には地主は地租だけを地代に含めて借主から拂はせるかも知れぬ。法人税や營業税にしてもそれだけ商品原價を高く勘定して商賣をすれば、結局は法人税も營業税もお客の負擔になつて轉嫁が起り得る。反對に酒屋が酒税を轉嫁しようとしても世上物價が低落し、酒價も亦製造原價以下となつたやうな場合には、もう税金どころの問題で無くなつて轉嫁が行はれなくなる。要するに時の經濟狀況に依つて、常に必ず轉嫁が可能であるとは云はれない場合がある。

從つて實際に租税が轉嫁せられたりや否やは個々の場合に就て見なければ判らないことになる。そこで學者は、税法が轉嫁を豫想して定めた租税が間接税であり、然らざるものは直接税である、必ずしも實際に於て轉嫁せられたりや否やは問ふを要しないと說明して居るものもある。

直接税と間接税との區別は實際に於ていろ〳〵に用ひられてゐる。たとへば各人の納税額の如き直接税に於てはよく判るけれども間接税は判らない。何某が所得税を何程納めたかと云ふことは直ぐ說明がつくけれども、酒税を何程負擔したかと云ふことは到底判らない。納税額を資格要件とする場合に『直接國税何程』と云ふのは之が爲めである。けれども今云ふ如く直接税とは何々なりやと云ふ點は理論の上で判然しない。そこでたとへば貴族院の多額納税議員の互選資格を直接國税の納額で定めると云ふやうな場合には『本法に於て直接國税と云ふは左の各税とす』とか、間接國税犯則者處分法に於て『間接國税とは左の各税とす』と云ふ風に學問上の區別に據らず、寧ろ實行上の便宜に從つてハツキリ税目を指定する場合が多い。税務署の直税課と間税課との分掌でも、理論でなく實際税務執行上の便宜に依つて定められて居る。

所得税、財産税、收益税、流通税、消費税　學問的に區別すると隨分むづかしい區分方もあつて、以上の名稱必ずしも全部ではないが、先づ現在の租税制度を解する上に於て必要な程度の税名を並べて見たのである。

所得税は所得に課する税で、租税體系に於て說明した如く現代の租税の中樞を爲すものである。財産税は財産に課する税で、之も正確に財産の高を調べることが出來れば寔に公平な税ではあるが、各人の財産を捉へることは所得を捉へることよりも寧ろ一層の困難があり、特に書畫骨董といふやうなものは評定の方法も更に困難であつて、從來我國に於て採用して居なかつた税であるが、昭和十二年

に新設した法人資本税は其の變形であると言へる。(現に法人税中に織込まれてゐる)。收益税は財産から生ずる收益に課するので、現行の地租・營業税・外貨債特別税・家屋税等が之に屬する。流通税と云ふのは、財産の交通、取引に際して課税するので、相續税・印紙税・登錄税・有價證券移轉税がその主なるものである。消費税は、物品の消費に課するので、酒税・清涼飲料税・砂糖消費税・織物消費税・關税・物品税・遊興飲食税等がその主なるものに屬する。

人税(又は對人税)と**物税**(又は對物税)　人を本位として例へば所得税はその人の一切の所得を合して課し、財産税は、その人の一切の財産を合して課税額を定めるやうな税を人税又は對人税と稱し、物に對して課するもの——土地の收益に對して地租、家屋に對して家屋税と云ふやうな税を物税又は對物税と云ふ。この區別は本來學問上の分け方であるが實際上にもかなり關係が多い。卽ち人税であればその人の擔税力を各方面から觀察して適當に課税する。所得税に於て小額所得者の税率を輕くしたり或は扶養家族の數に應じて控除金を設けたりするが如き所謂人的事情を加味するが、物税ではさう云ふことは考慮しない。たとへば丸の內一番地の地所を富豪岩崎氏が所有して居つても將又私が所有して居つても、宅地として賃貸價格の百分の二の地租の税金は變らないのである。

內國税と關税　これはひとしく國税であるが、そのうち税關で取扱ふところの關税(噸税を含む)を又は海關税とも稱し、他の國税と區別する。從つて他の國税を內國税と稱する。

關税の特色は、單純なる租税としての役目以外にいろ〳〵な政策を包含する點にある。たとへば關税は輸出品、輸入品に課税したものであるが現今に於ては輸出奬勵のため各國共輸出に對しては課税しない。又保護關税と云つて內國の生産品が外國の製品と競爭することが出來ない場合には輸入品に高い税を課して內國の産業を保護することが多い。尤も無闇に關税を高くしたのでは今度は之を消費する一般國民の負擔が堪らぬことになるから保護にもその程度があり、又いくら保護しても發達の見込のない內地産業に對しては保護の必要が無いが、とにかく關税を定める上に於ては租税本來の目的以外に産業上の政策が重要な關係にあることが、その特色である。

七　租稅の言葉

租稅理論の研究に當つて、或は租稅法規の解釋に於て、いろ〳〵の言葉に出合ふ、所謂『租稅の術語』である。その主要なるものを說明する。

稅本と稅源　稅本と云ふのは租稅を支拂ふ基本であり、稅源は、支拂ひ得る源泉である。たとへば地租について云へば稅本は土地そのものであり、稅源はその土地から生ずる收益である。稅本と稅源とは似て居るやうであるが觀念は異る。唯、それが同じものである場合はある。たとへば勤勞所得に對する所得稅の如きは、結局所得そのものが稅本であり、又稅源であるとせねばならぬ。

租稅を定めるに當つては、稅源を枯渴させてはならぬ。租稅の原則に於て國民經濟を壓迫してはならぬと云ふのは、畢竟この稅源を枯渴させないと云ふ意味に外ならぬ。

課稅標準と租稅客體、租稅主體　課稅標準とは租稅を賦課する標準であり、租稅客體とは租稅賦課の對象となるもの、租稅主體とは租稅賦課の相手方である。たとへば所得稅に於て租稅主體は所得を得る人であり、租稅客體は所得であり而して課稅標準は所得の額である。

租稅客體は或は之を課稅物件とも稱する。

源泉課稅と綜合課稅　例へば所得稅に於て（必ずしも所得稅には限らぬけれども……）分類所得稅を配當所得又は公債社債の利子、銀行預金の利子等の所得に課する。納稅義務者はその利子收得者であるが、銀行會社が配當・利子支拂の際稅金を天引して、それを政府に納める。卽ち所得の源泉に於て課稅するから之を源泉課稅と云ひ、之に反して綜合所得稅となると所得源泉の何れたるとを問はず、その人の一切の所得を綜合して課稅するから之を綜合課稅と云ふ。

稅率、比例、累進、超過累進　稅率とは課稅標準に對する稅額の割合である。たとへば地租に於て田畑は賃貸價格の百分の二と云へば、賃貸價格百圓の田畑には二圓の地租を徵することであり、相續稅に於て課稅價格一萬圓以下の金額千分の十と云ふのは一萬圓に對しては百圓の相續稅を課することである。この百分の二とか、千分の十とかゞ卽ち稅率である。

稅率が地租の如く課稅標準の多少に拘はらず同一率（例へば賃貸價格の百分の二と云ふが如き）のものを比例稅率と云ひ、千圓以下は百分の一、二千圓以下は百分の二……等の如く、課稅標準の增大するに從つて稅率の割合を高めて行く方法を累進稅率と云ふ。比例稅率は計算が簡單であると云ふ特長はあるが、その代り擔稅力には副はないと云ふ缺點がある。たとへば營業稅に於ては、小さい田舍の小商人も都會の大營業者も、同樣に營業純益に對して百分の一・五と云ふ割合でかゝる。之が物稅であればまだ辛抱が出來るとしても、所得稅のやうな人稅に於ては、千圓の所得者も百萬圓の所得者も同じ割合では、どうしても不公平になるから、必ずや累進稅率を採用せねばならぬ。

然るに單純な累進稅率では仍ほ不都合が起る。それは千圓以下百分の一、二千圓以下百分の二……と云ふ場合に、恰度千圓であれば稅額は十圓であるが千一圓となると稅額は百分の二の二十圓二錢と

なつて課税標準僅が一圓の差が税額十圓二錢の差を來すことになる。そこで最近の租税立法に於ては超過累進税率を適用してこの不都合を避けて居る。超過累進税率と云ふのは、超過する金額だけに高い税率を適用する方法で、今の千圓以下百分の一に對して、千圓を超ゆる金額百分の二、二千圓を超ゆる金額百分の三と云ふ風に定めるのである。かくすれば千圓に對して十圓、千一圓に對しては千圓を超ゆる一圓だけに百分の二を適用して十圓二錢……若し、二千一圓であれば、そのうち千圓までが百分の一の十圓、千一圓から二千圓までの千圓に對しては百分の二の二十圓、二千一圓のその一圓に對してだけ百分の三の三錢——合計税額三十圓三錢となつて、單純な累進税率のやうな突飛な不都合を生じないことになるのである。我國現行の綜合所得税・相續税等は超過累進税率を適用して居る。

賦課、徴收　賦課とは課税額を決定する處分を云ひ、徴收とは決定した税額を收納する手續を云ふ。たとへば綜合所得税に於て各人の所得額を調査し決定し之に所定の税率を適用して納税額を定めるまでの手續が賦課であり、その賦課額に基いて納税の通知をなし納税の場所を指定し現實納税させるまでの手續が徴收である。

調定額、收入額、缺損額　右の現實納税させる手續として先づ納税の告知書を發する。この告知をする處分を調定と云ひ、之に依つて國家の債權が現實に確定することになる。調定した税金が納付されればそれが收入額になるが、中には財産の差押へをしても足りないので、とう〴〵不納になるものもある。いよ〳〵とれないと決定することを缺損處分と云ふ。（註）

（註）昭和十六年度の租税調定濟額は四、四一四、三一九千圓、内收入濟額は四、三六九、八九六千圓、（對調定額割合九八・九%）不納缺損額は二〇四千圓である。（臨時部租税及分與税を含む）

納税地、納税管理人、納期　納税地とは納税する場所で、地租の如きはその土地所在の町村であり、綜合所得税・營業税等の如きは納税義務者の住所地である。從つて綜合所得税・營業税の納税者が住所を變更すれば納税地が變ることになる。之を納税地變更と云ふ。綜合所得税や營業税の納税地を變更した場合には、所轄税務署に申告すべきである。

住所以外に納税地がある場合、たとへば甲町に住居して乙村に土地をもつて居る場合の如きは、乙村に於ける地租の納税事務を行ふために乙村の居住者に依頼する。この納税事務を依頼される者を納税管理人と云ふ。納税管理人を定めたときも亦申告する。

納期とは納税すべき期限である。綜合所得税・地租等の如く第一期何月何日限……と云ふやうに税法上納期日の一定したものを定期收入と云ひ、相續税や法人税等の如く税法上一定の期限のないものを隨時收入と云ふ。

八 稅務の機關

稅金は何處の役所で決めるか、何處へ納めるか、苦情は何處へ持込むか、それも國稅と地方稅とでは違ふ。

地方稅は府縣稅ならば府縣と云ふ自治團體の收入であるから府縣知事が一番上の機關であるし、市町村稅となると市町村長が決めることになる。唯行政監督の上から市町村長は府縣知事及內務大臣の監督を受けるし、府縣知事は內務大臣の監督を受けるのである。仍ほ租稅に關しては內務大臣の外大藏大臣の監督も受ける。從つて稅金の苦情も市町村稅については市町村長に、府縣稅については府縣知事に持込むのが常例であり、その處分に不服な場合に監督官廳へ訴願するのが順序である。

稅務署 國稅のうち內國稅については稅務署で決定徵收する。尤も綜合所得稅、地租、個人の營業稅、家屋稅等は市町村役場に於て徵收して稅務署へ送ることになつて居るが、この場合も稅額は稅務署長が決めるので、市町村役場ではその定められた稅額に依つて市町村內の各納稅者の稅金を取り立てゝ取次をするに過ぎない。その外俸給給與とか公債や社債の利子等の分類所得稅は、支拂者が徵收することはその項に於て說明する通りであるが、他の總ての稅金は稅務署が直接納稅の告知をして徵收する。但し稅務署は現金を收納することは稀で、現金を拂込むのは郵便局か日本銀行の本支店、代理店、又は日本銀行國稅代理店（大藏大臣告示の銀行）である。稅金に限らず一切の政府の金の出納は日本銀行で扱ふので、郵便局へ拂込まれた稅金もそれ〴〵規定に從つて日本銀行へ納まることになるのである。

稅務署の數は全國で三百七十六あつて、各一乃至三、四の市郡を管轄して居る。この三百七十六の稅務署はさらに七つの財務局に依つて監督される。

財務局 各財務局には總務部・直稅部・間稅部・鑑定部及び監理部の五つの部を置き、稅務署には夫れ〴〵直稅課・間稅課・庶務課・鑑定課（鑑定課は主要なる稅務署に限る）を置く。

直稅課と間稅課とは、直接稅・間接稅の賦課・減免・調査・檢査・決定の事務を掌り、庶務課は決定せられたる稅金の徵收の事務及雜務を、鑑定課は課稅物件（酒・織物・砂糖等）の鑑定分析及其の製造技術指導の事務を擔任する。財務局の各部は夫れ〴〵稅務署の各課の事務の指揮監督を掌るのであるが、その中で總務部と云ふのは大體庶務課と同樣なる事務を掌るの外、監督上の機密事務をも掌る。また財務局出張所を各稅務署に置き、財務局の監理部の事務中預金部資金及國有財産、竝に會社經理統制令の施行に關する事務を取扱はしめる。

財務局の上には更に大藏大臣が監督をする。大藏省の主稅局に於てその事務を司つて居る。

稅關 關稅の事務は稅關に於て取扱ふ。橫濱、神戶、大阪、名古屋、長崎、門司、函館の七ケ所に置かれ、仍ほその他の主要な港灣に稅關支署、出張所及び監視署を置いて貨物輸出入の檢査監督を爲し、關稅及び噸稅の賦課徵收の事務を掌つて居る（輸出入品に係る內國稅の事務も併せて取扱ふ）。

稅關も亦大藏大臣の監督を受ける。

今、之等の機關の連絡を示すと別圖のやうなことになつて居るのである。

念のために述べきおきたいことは、稅務署その他で收入する稅金は總て日本銀行本店に集まつて、それが政府の預金の形になり、また政府の費用は、その預金から小切手で支拂はれる。恰度政府が日本銀行と當座預金の契約を結んで、入る金は稅務署なりその他の役所なりで收入したものを當座勘定に拂込み、出る金は小切手でその當座勘定から引出す、と云ふのと同じ仕組になつて居るのであつて、稅金は何處の稅務署で收入したものであるとも總て政府の歲入になり、稅務署の費用は別に政府の歲出の一部分として、豫算に定められた通り支出される。つまり甲の稅務署の稅金が直に甲の稅務署の費用になるとか、或る稅務署の費用は、その稅務署の稅金の高の何割かを充てるとか、そんなことは全然關係ないのである。

嘗て某稅務署が新築された年、偶々財界好況のため稅金が上つたところ、町の一部の人々は『なるほど今年は新築費が大分かゝつたから稅金が上るのだらう』などと云つたと云ふ話があるが、とんでもない見當外れである。勿論官廳の新築費は歲出の豫算で決められて居るもので、その稅務署の稅金の高などに全然影響すべき筋合のものでないのである。

稅務機關一覽

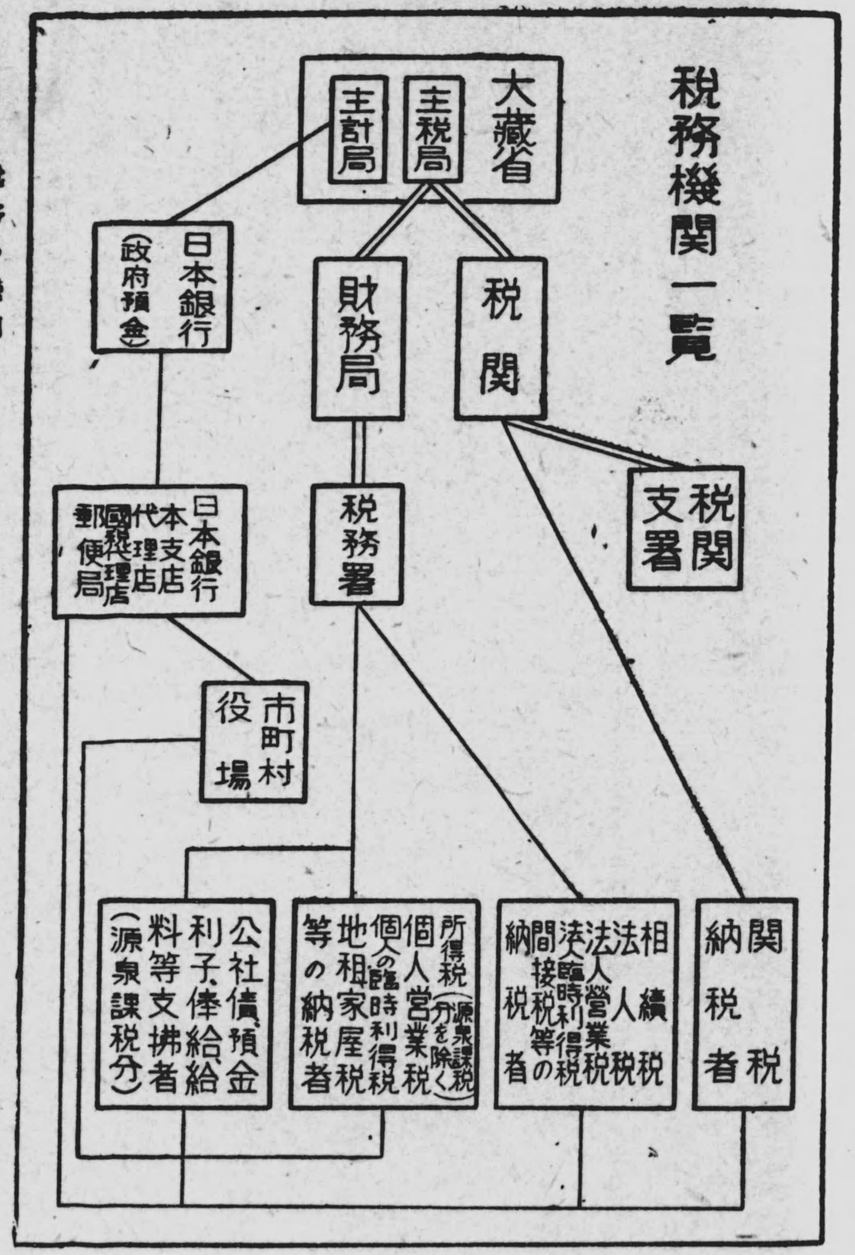

東京財務局管內（括弧內）は府縣

（東京）神田橋、日本橋、京橋、幸橋、四谷、水道橋、下谷、淺草、本所、深川、品川、大森、蒲田、世田谷、澁谷、淀橋、杉並、板橋、王子、荒川、向島、龜戸、青梅、八王子

（神奈川）橫濱、神奈川、川崎、橫須賀、藤澤、大磯、小田原

（埼玉）浦和、川越、秩父、熊谷、忍、粕壁

（千葉）千葉、松戸、佐原、銚子、東金、茂原、木更津、館山

（山梨）甲府、鰍澤、韮崎、大月

（栃木）宇都宮、鹿沼、眞岡、栃木、太田原、足利

（茨城）水戶、太田、高萩、麻生、龍ケ崎、土浦、下館、境

（群馬）前橋、高崎、中之條、沼田、桐生、館林

大阪財務局管內

（大阪）東、西、港、南、北、此花、東成、旭、住吉、浪速、淀川、茨木、堺、岸和田、富田林、布施

（京都）上京、中京、下京、東山、伏見、園部、福知山、宮津、峰山

（兵庫）灘、神戶、兵庫、須磨、西宮、伊丹、明石、社、加古川、姬路、龍野、上郡、豊岡、和田山、柏原、洲本

（奈良）奈良、葛城、吉野

（和歌山）和歌山、粉河、湯淺、御坊、田邊、新宮

（滋賀）大津、水口、近江八幡、彦根、長濱、今津

（福井）福井、大野、武生、敦賀、小濱

（石川）金澤、小松、七尾、輪島

（富山）富山、魚津、高岡、出町

（香川）丸龜、長尾、土庄、高松

（德島）德島、富岡、撫養、脇町、池田

（高知）高知、中村、須崎、赤岡、安藝

札幌財務局管內

（北海道）札幌、函館、江差、壽都、小樽、倶知安、岩見澤、瀧川、旭川、名寄、留萌、稚內、室蘭、浦河、網走、紋別、釧路、帶廣、根室

仙臺財務局管內

（宮城）仙臺、古川、築館、志津川、石卷、大河原

（岩手）盛岡、花卷、水澤、一關、盛、遠野、下閉伊、久慈、二戶

（福島）福島、二本松、郡山、須賀川、田島、若松、坂下、白河、平、相馬

（秋田）秋田、大館、能代、本莊、大曲、橫手

（青森）青森、鰺ケ澤、弘前、五所川原、野邊地、八戶

（山形）山形、楯岡、新庄、酒田、鶴岡、長井、米澤

名古屋財務局管內

（愛知）名古屋東、名古屋西、名古屋中、昭和、熱田、小牧、一宮、津島、半田、大濱、岡崎、田口、豊橋

（靜岡）靜岡、下田、沼津、藤枝、磐田、濱松

稅務の機關

（三重）津、桑名、四日市、松坂、宇治山田、上野、尾鷲、木本
（岐阜）岐阜、大垣、關、郡上、多治見、中津川、高山
（長野）長野、岩村田、上田、諏訪、伊那、飯田、木曾、松本、大町、中野
（新潟）新潟、新發田、巻、三條、長岡、小千谷、十日町、柏崎、高田、安塚、糸魚川、村上、相川

廣島財務局管内
（廣島）廣島、吳、可部、吉田、西條、忠海、尾道、福山、府中、三次、庄原
（山口）山口、岩國、德山、防府、厚狹、下關、萩
（岡山）岡山、瀨戸、西大寺、味野、倉敷、玉島、笠岡、高梁、新見、久世、津山、林野
（鳥取）鳥取、倉吉、米子
（島根）松江、大東、出雲、大森町、川本、濱田、益田、西郷
（愛媛）松山、今治、新居、大洲、八幡濱、卯之町、宇和島

熊本財務局管内
（熊本）熊本、玉名、山鹿、宮地、八代、人吉、天草
（福岡）福岡、八幡、遠賀、直方、飯塚、久留米、大川、八女、大牟田、小倉、行橋
（大分）大分、國東、日出、臼杵、三重、竹田、日田、森、中津、四日市町
（長崎）長崎、佐世保、島原、平戸、福江、武生水、厳原
（佐賀）佐賀、唐津、武雄
（鹿兒島）鹿兒島、知覽、川内、加治木、岩川、鹿屋、種子島、大島
（宮崎）宮崎、飫肥、都城、高鍋、延岡、高千穗
（沖繩）那覇、國頭、宮古、八重山

九　滯納處分と犯則處分

滯納處分　租稅は國家（又は公共團體）の收入を充たすために賦課するものである。稅務終局の目的は圓滿なる徵稅にある。

いかに公平に賦課しても、それが納まらないのでは何にもならぬ。爰に於てか、法律を以てその目的に達する途を定めて居る。

元來租稅は國家がその權力に基いて徵收するものであるから、之を納付しないものに對しては强制して徵收する途を講ぜねばならぬ。而も之は單純な私法上の權利義務の關係でなく、公法上の權力に基くものであるから、たとへば租稅を支拂はない者がある場合に之を賣掛代金の請求と同じやうに民事の裁判に訴へて執行すると云ふやうなことではならぬ。國家の徵稅機關が直に强制執行をするやうに定められてある。卽ち國稅徵收法と云ふ法律に依つて稅務官吏は租稅を滯納した者に對しては督促狀を發し仍ほその指定期限までに納付しないときは滯納者の財產を差押へ、之を公賣してその代金を以て稅金並に滯納處分の費用に充てることが出來る。督促狀を發したときは督促手數料を徵することが出來、又場合に依つては稅金の日步に相當する延滯金を徵收することが出來る。仍ほこの國稅徵收法は、國稅のみならず地方稅の徵收に付ても準用される。滯納者の財產については特別の場合の外一切の債權に先つて國稅が第一位、府縣稅が之に次ぎ、市町村稅がそれに次ぎて優先權をもつ。

税金を徴收する場合には、稅務署長は納稅義務者に對し、納付すべき場所、納付すべき期限を定めた納稅告知書を發する。尤も市町村に於て徴收する國稅は稅務署長の通知に基いて市町村長から納稅告知書を發し、市町村收入役に納付すべきことを指定する。

市町村に於て徴收する國稅は、綜合所得稅・分類所得稅（不動產所得・乙種配當利子所得・事業所得・山林所得分）地租・個人營業稅・家屋稅・個人の臨時利得稅である。これ等の諸稅の徴收の費用として、その徴收金額及納稅告知書の數に應じ、左記の區分により市町村に交付金を交付する。

（一）徴收金額に對しては左記に相當する金額

人口二百萬以上の市	千分の四	
人口二百萬未滿、百萬以上の市	千分の七	
人口百萬未滿、五十萬以上の市	千分の十	
人口五十萬未滿、二十萬以上の市	千分の十五	
人口二十萬未滿の市	千分の二十	
町村	千分の三十	

（二）納稅告知書に對しては一通に付市は二錢、町村は六錢の割合を以て計算したる金額

右人口は、國勢調査による總人口より、刑務所內に在る人員を除外したるものに依つて計算し、國勢調査の施行毎に其の翌年四月一日より新調査人口に依るのである。

市町村收入役は所定期限までに徴收した稅金を稅務署の指定する郵便局又は日本銀行本支店に納めると共に、期限までに納めなかつたものの氏名を稅務署に報告する。

稅務署長は市町村から滯納の報告のあつたものに對し、また直接納稅告知書を發した者で期限迄に納付しない者に對し滯納處分を執行する。滯納處分は第一に督促狀を發し、一定の期日までに納付すべき旨通知する。この場合には督促手數料二十錢を徴收する。

その滯納稅金が二十圓以上の場合には、原則として稅金額百圓に付一日三錢の割合を以て納期限の翌日より稅金完納又は財產差押の日の前日迄の日數により計算したる延滯金を徴收する。

督促狀を發付したに拘らず仍ほその指定期限迄に納付しない者に對しては財產の差押をする。さうして差押へた財產は之を公賣（公益上必要ある場合に於ては必ずしも公賣によらずして隨意契約を以て賣却）して、その代金を第一に滯納處分の費用に充て、殘りを督促手數料・延滯金・稅金に充て、仍ほ殘餘があるときは滯納者に交付する。又差押ふべき財產がないとか、僅少で稅金及費用を償ふには足らないと云ふやうなときは缺損處分をして徴收權を放棄する。

犯則處分　稅法と雖も國法である以上、之に違反した場合は卽ち犯罪である。その處罰については當然刑事裁判の判決に俟つべきものである。けれども本來稅法の目的は國家の財政權を確保するにあるから所期の目的さへ達すれば强て犯罪者を作る必要は無いと云ふことと、一面間接稅については轉嫁せられる性質をもつて居るから直接稅のやうに自分の稅金を脫れたと云ふのでなく、不當に稅金を

利得する筋合になると云ふ關係上速に違反處分を行つて徴税の安固を期する必要があると云ふこともあつて、間接國税の違反に限り刑事裁判に附せず、税務署長が罰科金に相當する金額を納付することを通告し、犯則者がその通告に依つて納付すれば再び刑事上の訴追をしないと云ふ便宜的な法律が定められてある。卽ち間接國税犯則者處分法がそれである。

この法律は、次の各税の犯則について適用する。

酒税（酒類造石税・同庫出税）出港税・清涼飲料税・砂糖消費税・砂糖特別消費税・織物消費税・取引税・印紙税・骨牌税・物品税・遊興飲食税・入場税・廣告税・馬券税・特別行爲税

以上の諸税法に付て、收税官吏が犯則の嫌疑があると認めた場合には、その場所に臨檢して捜索し又犯則嫌疑者に對して訊問を爲し、或は證據となるべき物件の差押を爲すことが出來る。卽ち收税官吏に對し司法警察官と略同樣な職權が與へられてゐるのである。收税官吏が犯則事件の調査を終つたときは一件書類と共に之を税務署長に報告する。

税務署長はその報告に依つて調査し、犯則の心證を得たときは罰金又は科料に相當する金額及沒收すべき物品を納付すべき旨を通告する。

犯則者がこの通告の通り履行すれば、その事件に對しては再び訴追しない。

税務署長は（一）犯則者に通告を履行すべき資力なしと認むるときは直に告發し（二）通告するも七日以内に履行せざる者に對してはその時に於て告發する。

又收税官吏調査に當り（一）犯則者の居所分明ならざるとき（二）犯則者逃走の虞あるとき（三）證據湮滅の虞あるときは、直に告發する。

以上に依つて告發せられた場合には正式に刑事の裁判に附せらるゝことは勿論であるが、通告を履行すれば犯罪とならずして處分を終ることとなるのである。

一〇 納税上の施設

納税施設法　從來各地に「納税組合」とか「納税貯金組合」とか云ふて色々な納税施設があつたがこれは何れも申合はせの便宜團體であつて、何等法制上認められたものではなかつた。從て其の力も弱く種々不便な點が多かつたが、最近數次の増税により著しく租税負擔の増加を來したのと、戰時著しく増加せる國債の消化等を考慮して、昭和十八年の増税法實施と共に、國民の納税の履行を容易ならしめ、併せて國民貯蓄の増强等に資するため、新機軸の施策として法制上の納税團體を認めるとか納税積立金を作るとか色々の事をやらせる爲に納税施設法が設けられた。左にその大要を説明する。

納税團體　納税に關し公共的事業を行ふ町内會、部落會及その他の納税組合を「納税團體」として法制上に認め、これが普及發達を助成すると共に、指導監督上必要なる事項を規定して、その健全なる發達を期する。卽ち

納税事業を行ふ町内會、部落會、又はその他の納税團體（同業者又は勤務先を同じくする者を以て組織する所謂職域納税組合）は、その組織に關する規約及代表者を定め、町内會等は市町村長、又職域納税組合は税務署長に屆出づるを要し、各その租税公課の納付又はその納税資金の蓄積及管理に關しては帳簿を備へ、その出納を明かにするを要する。そしてこれ等の納税團體は税務署長又は市町村長の指導監督を受ける。

納税團體の取扱ふ租税公課　は（一）國税徴收法に依り市町村に於て徴收する國税、（二）地方税法に依り市町村に於て徴收する府縣税又は北海道地方税、（三）市町村税、（四）北海道、府縣、市町村その他大藏大臣の指定する公共團體の公課等と定められてゐる。

納税資金　納税團體の管理する納税資金は、後述の納税準備預金又は郵便貯金を以て之を保有するを要する。

補助金、奬勵金　政府は豫算の範圍内に於て納税團體に補助金又は奬勵金を交付する。

法人納税積立金　法人は每事業年度の利益金又は剩餘金の處分に當り、當該事業年度分として課せらるべき法人税、臨時利得税、營業税及營業税附加税を計算し、その額に相當する納税積立金を積立つるを要する。

納税積立金は、當該事業年度分の前掲租税の納付に充つる場合を除くの外之を使用することは出來ぬ。尤も税務署長の承認を受けた場合又は納税積立金が納付すべき税額を超過する場合のその超過額に付ては之を使用し得る。

納税積立金の保有　納税積立金を積立てたときは、その積立の日より二月以内に納税準備預金として之を保有するを要する。

納税積立金中納税準備預金として保有すべき割合は、法定の積立金卽ち當該事業年度分として課せらるべき法人税、臨時利得税、營業税及營業税附加税に相當する額の百分の六十五を下ることを得な

い。

尤も、一定の場合例へば（一）最近の決定に係る三事業年度分の法人税乃至營業税附加税を納期限内に納付し且將來滯納の虞ないと認められたとき、或は（二）戰時災害その他の災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産につき甚大なる被害を受けたとき、或は（三）その外税務署長に於て已むことを得ざる事由ありと認めたときは、その申請により納税準備預金の保有義務の全部又は一部を免除することが出來る。

（註）會社が納税積立金を積立てたときは、「納税積立金」勘定（貸方勘定）を設け之に繰入れ、また、納税準備預金を保有したときは「納税準備預金」勘定（借方勘定）を設け之に繰入れることになつてゐる。

法人納税積立金と納税準備預金の割合の特例　昭和十八年十月一日以後昭和二十三年九月三十日迄の間に終了する事業年度分の法人納税積立金及納税準備預金を以て保有すべき割合は、經過的特例を設け左の如く一年毎に漸次その割合を高めて遂に原則の割合に依ることになつてゐる。

事業年度	法定計算額に對する割合	
	法人納税積立金	納税準備預金
（一）昭和十八年十月一日以後十九年九月三十日迄分	百分の三〇	百分の二〇
（二）同十九年十月一日以後二十年九月三十日迄分	〃 四〇	〃 三〇
（三）同二十年十月一日以後二十一年九月三十日迄分	〃 五五	〃 四〇
（四）同二十一年十月一日以後二十二年九月三十日迄分	〃 七〇	〃 五〇
（五）同二十二年十月一日以後二十三年九月三十日迄分	〃 八五	〃 六五

納税準備預金　專ら租税公課の納付に充つることを目的とする新種の預金を納税準備預金と稱し、指定の金融機關（日本銀行を除く銀行、市街地信用組合及信用事業を行ふ産業組合）に預入れしめる。該預金は租税公課の納付に充つる場合、その他一定の場合例へば戰時災害その他の災害に因り甚大なる被害を受けたとか若は納付義務なきに至つたとか、或は税務署長又は市町村長に於て已むを得ざる事由ありと認めたとき等の外之を引出すことを許さぬ。

（註）納税準備預金とする租税公課は、（一）法人税、法人の臨時利得税、法人の營業税、同附加税、（二）國税徴收法に依り市町村に於て徴收する國税、（三）地方税法に依り市町村に於て徴收する府縣税又は北海道地方税、（四）市町村税、（五）北海道、府縣、市町村その他大藏大臣の指定する公共團體の公課と定められてゐる。納税準備預金を引出して納税に充てるには、納税告知書その他納税に必要なる書類を預入銀行等に提出して納付を委託すればいゝ。

納税準備預金の讓渡差押等の制限　納税準備預金はその家族（團體代表者名義の場合は團體員又はその家族）以外の者の租税公課の納付に充つることは出來ぬ。尤も納税準備預金を預け入れた金融機關より他の金融機關の口座に移轉することは差支ない。この口座の移轉の場合は預金の引出なかりしものと看做すことになつてゐる。

また、納税準備預金は、租税公課の徴收の爲必要あるとき又は稅務署長若は市町村長の承認を受けた場合の外は之を差押ふることを得ない。

納稅準備預金の利子に付ては甲種の配當利子所得に對する分類所得稅を免除する。但し、租稅公課の納付以外の目的の爲引出されたる預金に對する利子には免除しない。

租稅の貯蓄納付　租稅の納付と國民貯蓄の增強とを關聯せしめて、租稅の貯蓄納付と稱する新制度を設けた。卽ち納稅者はその納付すべき所得稅及臨時利得稅等一定の租稅額の百分の三百以內の金額を貯蓄した時に於て、當該租稅の納付と同一の效果を生ぜしむることによつて、一方國民の納稅義務の履行を容易ならしむると共に、他方國民貯蓄の積極的なる增強と、財政資金の圓滑なる調達を圖らんとするものである。

當該貯蓄は、之を戰時納稅貯蓄と稱し、政府之を管掌する。

納稅貯蓄の特色　戰時納稅貯蓄を爲したる者に對しては、その貯蓄額面の戰時納稅貯蓄證書を交付する、それで稅金が納まつたことになる。この貯蓄は日本銀行に讓渡する場合の外之が讓渡を禁ずる。

戰時納稅貯蓄は、當該貯蓄を爲したる日の屬する月の始より起算し、二十年以內に之を拂戻すものである（例へば納稅額の三倍を貯蓄したときは十二年半後に貯蓄全額を拂戻し、納稅額の二倍を貯蓄したときは二十年後に貯蓄全額を拂戻すのである）。その拂戻請求權の消滅時效は十年を以て完成することになつてゐる。

戰時納稅貯蓄に關する事務は、納稅者の便宜を慮り、市町村、日本銀行、その他命令を以て定むる者をして之を取扱はしめる筈になつてゐる。この事務取扱者に對しては政府はその費用として政府より一定の交付金を交付する。

戰時納稅貯蓄を爲し得る租稅の種類とその一定の倍數その他の詳細は命令を以て定めることになつてゐる。

一一　稅金のゆくえ

以上に依つて私は稅金の生ひ立ちから、その賦課、徵收の手續までを略說した。『租稅とは何ぞや』と云ふ問に對して一通りの答を試みた。しかし私はこの答を終るに當つて今一度筆を改めて繰り返したい。

明治天皇は日露戰役の當時『國をおもふみちにふたつはなかりけり、軍の場にたつもたたぬも』と詠ぜられ給ふた。また、前歐洲戰爭の央ば、時の米國大統領ウヰルソン氏は『……戰爭に立つて國につくすばかりが忠誠ではない、余は全米國民に向つて普遍的なる忠誠を要求する。何ぞや、それは租稅である』と云つた。恰も、明治天皇の御製を註釋したかの感が深い。曾て貯金局の標語に『貯金は誰にも出來る御奉公』と云ふのがあつたが、私は『租稅は誰にも出來る御奉公』と云ふことが寧ろより適切であると信ずるものである。

由來日本人は個人的には忠孝の道德に秀で、一旦緩急に際してはよく勇敢義烈の譽を表はす美點をもつて居るが、平時の道德、殊に社會道德に於ては遺憾の點があることをその短所とせられてゐるやうである。

租稅道德の如きも亦然りであつて、彼の稅務官吏をごまかして稅金を逋脫した事柄の如きは、時に或は得々として人に語つて憚らぬやうなことさへもあるやうである。云ふ迄もなく、租稅はお互の分擔するものであるが、それが集まつては亦お互の費用に充てられるものである。甲の一圓の脫稅は、當然、乙丙丁……の負擔にかゝつて來ねばならぬ。脫稅の手柄話を羨ましがる如きは、そつと餘計な荷物を背負はされ乍らその背負はし方の狡猾さに感心してゐる樣なもので、天下に斯の如き馬鹿げた話は無い。

若しも人あり、他人のものを一紙半錢でも盜んだとしたら、法の制裁を俟つまでもなく社會は之を指彈し攻擊せねばおかぬ。しかし乍らよく考へて見れば、この場合は被害者は唯一人に止まる。之に反して稅金を脫れるは國民共同の費用を盜む、と云ふに到つては、全國民に被害を與へる。區々たる一私盜とその罪何れが重きか、云ふまでも無いことと思ふ。

英米には『良心上納金（コンセンス・マネー）』（註）と云ふ制度が設けられて居る。日本でも、曾て岡山縣下で匿名で脫稅金を稅務署に送つた者があり、最近岐阜縣下に同じやうなことがあつたが、日本では之を受入れるやうな制度は出來て居ないが、租稅道德も爰まで發達せねば嘘であると思ふのである。

（註）良心上納金と云ふのは、何等かの事由で稅の申告を誤り稅金を過少に納めたことに氣付いた者が、匿名でその脫稅額を大藏省に送るのである。大藏大臣はその收入高を新聞紙を以て公表することになつてゐる。

私は寧ろ國民諸君に向つて忠言を試みたい。

それは外でもない『租稅の回避よりも、歲出を監督せよ』と云ふことである。『稅金のゆくえ』をはつきり摑め、と云ふことである。

これについて面白い話がある。

私の友人が英國に留學して居つた時のことである。

時恰も前歐洲大戰の最中で、英國でも役所の組織が更まつたり名義が變つたりしたことも屢々あつた。日本に戰爭で改まつた役所もないやうだけれども、先づ例へて云へば、『農商務省』が『農林省』とか『商工省』とかに改まつたやうなことである。

さてその『商工省』から何かの用事で、友人に宛て手紙が來た。下宿の女中が早速それを友人の部屋に持つて來たが、友人がふとその封筒の表面を見ると、活版刷りの『農商務省』と云ふ名を消して『商工省』とべつたりゴム印で捺してあつた。

何氣なしに友人は女中さんに云ふともなく、『ハヽア、英國政府も戰爭で大部苦しくなつたと見える。封筒まで反古を利用して居る』と呟いたそうである。ところがこれを聞いた女中さんすつかり憤慨してやり返した。『何を云ふのです。たとへ一枚の封筒と雖も、我々國民の納めた稅金でつくられたものです。政府が儉約してつかふのは當然ぢやありませんか』

で友人も唖か驚いたと私に語つたことがある。つまり一女中すら官廳の使用する一枚の封筒と雖も國民の稅金で出來て居ることを自覺して居る。つまり國を背負つて立つ——『我等の國』と云ふ觀念が深く刻まれて、その『稅金のゆくえ』をしつかり見つめて居るのである。

日本人も稅金のことはかなりやかましく云ふ。所得の決定通知書が氣に入らねば直に稅務署へ喞鳴り込む。

ところが稅金が濟んでしまへばそれ切りである。それが何の費用にならうと餘り關心しない。之が宴會の會費の割當なら酒が何本料理が何程とすぐ當座の判斷もする。せめて村の費用位ならば今年は小學校を新築したから村稅の賦課が多いと云ふやうなことがいくらか判る。ところが市・府縣となるとその關係がよほどぼんやりするし、國の費用となると戰爭でもない限り一寸國民の頭に響かない。それがために、たとへば往年シベリヤへ出兵して村の小學校が何萬も建つほどの國費が空しく費消せられても、それは一部の政治家の政爭の具に供せられる位の外、國民には問題とされぬやうなことが多い。現下の時局は國民に廣く認識されてゐるやうであるが、社會の實相は之に反する行動が少くないことを遺憾とせざるを得ない。

否、ひとりかゝる非常事件の費用のみでなく日本の財政にはまだいろいろの浪費があることは、よく非難せられるところである。

或は之は所謂『豫算分捕り主義』による弊害からでもあらう。又日本の豫算といふものが甚だ判りにくくて、專門家ですら甚だ困却するやうに組立てられて居ることにも依るかも知れぬ。米國の或る市の如きは、常に市民に豫算——財政の狀態を判り易く解說發表して居る處もあると云ふ。爰まで徹底せぬと本當では無い。

かくの如くにして、所謂『租稅の回避』にはかなり勇敢であるにも拘はらず、『歲出の監督』に甚

たしく冷淡であることは日本國民の通弊であると思ふ。

或る時の政府が稅制を整理して國民の負擔を輕減すると稱する。さうして豫算面に何稅かゞ何程か減ぜられ或は何稅法かの稅率が引下げられ又は廢されたとする。國民は直ちに之を鵜呑みにする傾向がある。しかし乍らそれだけで國民の負擔は決して輕減する譯には行かぬ。何となれば之に照應して歲出を減じないからである。

既に說明した如く、財政の要諦は『入るを計つて出づるを制す』るにある。已に出づる金額が減らぬ以上、入る金額を減らす譯に行かぬことは三歲の童子と雖も解し得ることである。若し、或る部分の租稅が減れば必ず他の租稅が增して來る。農商工業者の負擔が減つても勤勞所得者の負擔が增したり或は一般消費者の負擔が加重せられたのでは國民の總負擔は變らない。又租稅の他の如何なる部分も增さずに一部の租稅が減つたとすれば、それは何等かの他の歲入方法を以て補塡しなければならぬ。而も他の方法には遂に借金政策卽ち公債發行以外に無いことは、本書の冒頭にも述べた處である。云ふまでもなく公債は次代の國民の負擔である。我々は一時逃れの負擔輕減のために子や孫の負擔を重からしめたくはない。

若し夫れ特別會計と一般會計とのやり繰りより歲入出の辻褄を合すが如きは、單に長男の學資を二男の學資に振替へるに過ぎないで、戶主なる親爺のふところに何の增減があり得やう。

詮じ詰めれば租稅そのものの增減は、各稅相互間或は納稅者各階級間の負擔の均衡の問題に過ぎぬ。

甲稅と乙稅と何れが重きか、某階級と他の階級との負擔何れが輕きか、減稅はその重き一方に爲さるべく、それ丈けの增稅が必ずや他の一方に行はるべきである。

若し眞に政府が租稅の輕減を圖り、國民がその負擔を輕減せんとするならば、租稅を改廢するよりも先づ歲出の減少を圖るの外はない。政府をして無駄な費用を使はせないやうにする外はない。否之にあらずして、負擔輕減の途は絕對に無いのである。

『我等の負擔』の研究は勿論必要である。が、それと共に、『我等の費用』の當否も此の意味に於て亦決して忘れてはならない大問題である。

一二　時局と稅制改革及增稅

（一）　昭和十五年の稅制改革

滿洲事變後、內外情勢の變化に伴ひ、租稅負擔の均衡と、財政基礎の强化とを目的とする稅制改革の必要に促がされ、廣田內閣は昭和十二年一月第七十回議會に所謂馬場稅制改革案を提出するに至つたが、突如政變に遭ひ審議に入るに至らずして、後繼の林內閣は之を撤回し、代ゆるに暫定的の臨時租稅增徵法を以て一時を彌縫し、稅制改革を後日に約しながら何等手を著けずして退却した。然るに後繼の近衞內閣は成立後間もなく北支事變の勃發に遭ひ、昭和十二年八月北支事件特別稅を興し、次で事變の擴大により、翌十三年、支那事變特別稅に改組して增稅を行ふと共に、稅法の部分的改正を行ふに止めたが、翌十四年一月平沼內閣は支那事變特別稅及臨時利得稅を改正して增稅を圖ると共に第七十四回議會に於て、愈々次年度を期し稅制改革を斷行すべき旨を聲明し、遂に米內內閣により、中央地方を通ずる劃期的の稅制改正案は、第七十五回議會に提出せられ、その協贊を經て、昭和十五年三月所得稅法外三十件の法律を公布し、こゝに多年の懸案は解決せられた。

當時の稅制改正は、我國の財政經濟事情に卽應する稅制を整備確立することに主眼を置き（一）負擔の均衡化、（二）經濟諸政策との調和、（三）收入の增加を圖ると共に彈力性ある稅制の樹立、（四）稅制の簡易化　を目標とし、次の方針を採つた。卽ち

國稅制度　に於ては

（一）　直接國稅體系を改組し、所得稅を分類所得稅と綜合所得稅との二種に區分して課稅する制度を採用し、收益稅制度を廢止すること、

（二）　分類所得稅は（イ）所得をその性質に應じて數種に區分し、稅率を適宜按配して各種所得間の負擔の均衡を圖り、（ロ）稅率は比例稅率として財政の必要に應じ伸縮を容易ならしむると共に、成るべく源泉課稅の方法を採用し、納稅の簡易化を圖ること、

（三）　綜合所得稅は個人の一切の所得を綜合して高額所得に累進稅率を以て賦課することにより、大所得重課の目的を達し、以て所得階級間の負擔の均衡を圖ること、

（四）　法人の所得に付ては、法人の特質に鑑み別途に課稅すべく、從來の第一種所得稅及法人資本稅を綜合して法人稅を創設し、尙產業組合、商業組合等の特別法人に對して、新に特別法人稅を課すること、

（五）　臨時利得稅を改組し、甲種利得を廢止し、法人超過所得稅を之に統合して負擔の調整を圖ること、

（六）　國庫收入の增加を圖ると共に購買力の吸收、消費の抑制等に資するため、各稅に亘り相當の增徵を行ひ、奢侈的消費又は不急消費に重課すること、

（七）生産力擴充に資する等經濟政策との調和を圖るため、租稅上適當なる臨時的措置を講ずること、

（八）稅制の簡易化を圖るため、基本稅法、臨時增徵法、及支那事變特別稅法を整理統合し、各稅に付單行法を制定すること。

地方稅制度に於ては

（一）地方稅負擔の均衡を圖り且地方團體財政の基礎の確立を期せんがため分與稅制度を創設し、獨立財源たる地方稅は物稅本位の制度とすること。

（二）地租、家屋稅及營業稅は、之を道府縣及市町村の獨立財源とし、その課徵形態は、分與稅及附加稅の併用とすること等であつた。

この稅制改正に因る國庫の增收見込額は、昭和十四年十一月に行はれた專賣煙草値上等に因る益金の增收見込額と合せて、昭和十五年度六億七百十二萬圓、平年度八億一千八百四十八萬圓を算した。

（二）昭和十六年及十七年の增稅

一、昭和十六年の增稅　第二次歐洲大戰の勃發により、國際情勢激變し、殊に日獨伊三國同盟の成立、佛印に關する日佛共同防衞の成立以後、帝國に對する米英蘭諸國の敵對行爲は益々露骨となり、東亞新秩序の確立を妨碍し、事態は愈々惡化の一路を辿るのみとなつた。政府はこの緊迫せる四圍の情勢に鑑み、財政の需要、國民經濟及國民生活に及ぼすべき影響等につき考究を遂げ、稅制の全般に亘る增收計畫を樹立すべく調査を進めてゐたのであるが、差當り增加すべき歲出の財源の一部に充つると共に、購買力の吸收、消費の抑制を圖るため、先づ間接稅を中心とする大增稅を實行することゝし、酒稅等の增徵等に關する法律案を、昭和十六年十一月の第七十七回臨時議會に提出し、その協贊を經て、同年十一月二十日之を公布した。

この當時の增稅は、酒稅の外九稅目に及び、これに因る國庫の增收見込額は同月行はれた專賣煙草及酒精の値上による益金の增收見込額と合せて、昭和十六年度二億一千四百五十九萬圓、平年度七億九千二百六十七萬圓を算した。

二、昭和十八年の增稅　昭和十六年の增稅法實施後、間もなく十二月八日畏くも、宣戰の大詔渙發せられ、帝國は、蹶然起つて米英兩國と干戈を交ゆるに至つた。開戰以來、わが精銳無比の皇軍は、御稜威の下、陸に海に空に、赫々たる戰果を擧げ、米英が過去百年間に亘つて魔手を恣に振つた東亞の重要據點は、既にわが掌中に歸し、一面大東亞共榮圈建設の巨步は着々進められつゝあるが、今次戰爭の相當長期に亘ること豫想せられ、その必然增加すべき巨額の軍事費の財源の一部に充つると共に、その巨額の政府資金の放出等に基く戰時經濟の圓滑なる運營を圖り、一面購買力の吸收、不急消費の抑制等にも資するため、直接稅中心の劃期的大增稅を斷行するに決し、所得稅法外十七件の法律案を第七十九回議會に提出し、その協贊を經て、昭和十七年二月二十三日之を公布し、その一部は同

年三月一日より、その他は四月一日より之を實施した。

當時の增稅は、現在の租稅體系に手を觸るゝことなく（一）分類所得稅の增徵を中心として、その他の直接稅につき、相當大幅の增徵を行ふと共に、（二）前回の增稅に除外した間接稅の一部に付ても必要なる增徵を行ふの外、（三）電氣瓦斯稅、廣告稅及馬券稅の三稅を創設し、他面に於ては（四）經濟諸政策との調和に愼重なる考慮を拂ひ、更に時局下緊要なる貯蓄の增强生產力の擴充、產業の再編成並に人口政策及國民保健政策の圓滑なる遂行に資する等のため必要と認むる租稅の減免その他適當なる臨時措置を講じ、その他（五）戰時災害に對する減免稅、日滿相互間の二重課稅防止に關する制度を設くることゝした。

この增稅及改正等に因る國庫の增收見込額は、昭和十七年度に於て九億七千三百五十八萬圓、平年度に於て十一億五千五百五十九萬圓を算した。

（三）昭和十八年の增稅

政府は、戰局の進展に伴ひ、之に對應する戰時財政經濟の確立を期すると共に、差當り增加する臨時軍事費の財源の一部に充つるため、再び、間接稅を中心とする增稅を斷行することゝし、之に伴ふ酒稅法中改正法外十二件の法律案を第八十一回議會に提出し、その協贊を得て、昭和十八年三月十六日及三十一日之を公布した。

左にその增稅の方針竝に增稅法の要領等を說明する。

增稅の方針

一、消費の抑制、購買力の吸收を圖ると共に、國庫收入を增加して戰時財政を强化するため、間接稅を中心とする增稅を行ふこと。

二、戰時國民生活の確保に留意しつゝ負擔力の關係等を考慮し、奢侈的消費に對して特に高率の課稅を爲すと共に、戰時下として尙節約可能なりと認めらるゝ消費の方面に對する課稅に付、稅率の引上又は課稅範圍の擴張を行ふこと。

三、酒類に付ては、國家重要產業に從事する勞務者等に對し、若干數量を限り低廉なる價格を以て供給するため、特に稅率を低くすると共に、酒類の生產及配給に付統制を强化すること。

四、新に特別行爲稅を創設して、消費の抑制、購買力の吸收を圖ること。

五、今次增稅の對象となる間接稅の課稅物件に付ては、增徵稅額に相當する價格の引上を認むること。

六、產業の再編成、資金の蓄積その他戰時下緊要なる諸政策の遂行に資するため、臨時租稅措置法に付、必要なる改正を行ふと共に、臨時利得稅に付ても負擔の均衡を圖る等のため適當と認むる改正を行ふこと。

增稅法の要領

一、酒稅　に付ては、品質等に應じ酒稅負擔額に差等を設けつゝ、主として酒類庫出稅の引上を行ひ、

總稅額に於て、大體十割程度の增徵を行ふこと、卽ち淸酒に在つては、第一級乃至第四級の四階級に區分し、庫出稅、一石に付第一級酒四百十五圓、第二級酒二百四十圓、第三級酒百十圓、第四級酒百圓を夫々引上げ、其の他の酒類に在つても、淸酒との權衡を得るやう、主として庫出稅の稅率を引上げること。

尤も生產力擴充關係產業其の他の重要產業に勤務する勞務者等に對しては、淸酒、燒酎等の若干數量を限り低廉なる價格を以て供給するため、特に稅率を据置き、大體價格を引上げない措置を講ずること。

尙、酒類の生產及配給に付、その統制を强化するため、從來の酒造組合の外、合成淸酒等の製造者に對しても組合を設置せしむると共に、配給部門に付ても、酒類販賣業者の團體を系統的に整備確立せしむるため、酒造組合法に必要なる改正を加へること。

二、淸凉飮料稅　に付ては、總稅額に於て、大體十割程度の增徵を行ひ、その增徵割合は、第一種玉ラムネに輕く、第三種ソーダ水に重くすること。

三、取引所稅　に付ては、株式の賣買取引に對する現行稅率萬分の五を萬分の七を萬分の十に引上げると共に、日本證券取引所法の制定に伴ひ、取引所稅法に必要なる改正を行ふこと。

四、砂糖消費稅　に付ては、白砂糖（第二種乙）に對する現行稅率百斤に付十二圓を十四圓五十錢に其の他の砂糖等は之に準じて稅率を引上げ、總稅額に於て大體二割程度の增徵を行ふ外、業務用、加工用の砂糖等に付ては、その消費の性質に鑑み、或程度負擔を加重するため、一般消費稅の外に百斤に付五圓又は十圓の稅率を以て、特別消費稅を附加して課稅すること。

五、物品稅　に付ては、第一種及第二種の物品につき課稅物品の擴張及課稅最低限の引下を行ふと共に、奢侈的性質特に濃厚なる甲類の物品に在つては、現行稅率百分の五十を、百分の八十に引上げ、その他の物品に在つては、現行稅率百分の十又は二十を、百分の十乃至三十とし、尙第一種乙類の物品中、一定價格以上にして奢侈的色彩强きものは、稅率を百分の六十とし、また、第三種物品中マツチの現行稅率千本に付十錢を十五錢に引上ぐる外、砂糖との權衡を考慮し、飴、サツカリン等に增徵を行ふと共に、新に蜂蜜に對して百斤に付五圓の稅率を以て課稅すること。

六、遊興飮食稅　に付ては、現下の情勢に鑑み、相當大幅の增稅を行ふこと卽ちその最高稅率百分の百を百分の二百に引上げ、其の他の稅率も相當の引上を行ふと共に、宿泊の料金に對する課稅最低限を引下げ、その他課稅範圍の擴張を行ひ、總稅額に於て大體七割程度の增徵を行ふこと。

七、入場稅　に付ては、第一種の映畫館、劇場等入場料五十錢未滿のものには、稅率を据置き、その以上のものには現行稅率百分の三十乃至百分の八十を、百分の四十乃至百二十に引上げ、特別入場稅に付ても或程度の增徵を行ふこと。

八、輸移出免稅及交付金の停止又は廢止　外國に輸出する物品又は朝鮮に移出する物品に付ては、內國稅を免除し、又は交付金を交付し來つたが、現下に於ける交易情勢及行政の簡素化等を考慮し、

之を停止又は廢止すること。

九 特別行爲稅の創設　特別の行爲、卽ち寫眞の撮影、整髮美容、織物衣類の染色仕立、書畫の表裝、印刷製本等に付ては、その消費の性質に顧み、他の消費稅との權衡上この際或る程度の負擔をなさしむるを適當と認められるのみならず、之に課稅することに依り、消費の節約、購買力の吸收にも資し得るとの見地から、是等の行爲に對し、概ね百分の三十（但し印刷製本に付ては百分の二十）の稅率を以て課稅すること、尤も寫眞の撮影、整髮、美容等に付ては、それ〴〵適當と認むる課稅最低限を設けること。

十、臨時利得稅に付ては、從來法人の昭和十一年以前三年以內に終了した事業年度の平均利益率を基準利益率とし、基準利益率以下の部分に付ては稅率を低くしてゐたが、基準年度より既に相當年數を經過したるため、之を基準とすることは必ずしも適當でないから之を廢止すること、また、個人の營業者にして利益金額少額なるものに對しては、施行の實情に鑑み、負擔緩和の規定を設けること。

十一、臨時租稅措置法　に付ては、產業の再編成、事業の統制等現下緊要なる諸政策の遂行に資するため適當なる諸措置を講ずること、卽ち

(一) 企業合同整理の場合に於ける所得稅、法人稅、營業稅等の輕減又は免除の期間を一年間延長すること。

(二) 時局の要請に因る事業統制の必要上、不動產、船舶、鑛業權若は設備等を讓渡した場合の讓渡利得の計算に付特例を設け、また營業を廢止し、補償金を受くる場合又は木材、薪炭の增產の必要上、立木の伐採若は讓渡の場合等に於ける所得等の計算に付特例を設けること。

(三) 最近に於ける經濟狀況の急激なる變動に因り、營業利益著しく減少した者に對し、所得稅及營業稅等を或る程度輕減すること。

(四) 法人が額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於ける額面超過金に付ては、企業基礎の强化、資金蓄積等の見地より、負擔を輕減するため課稅上の特例を設けること。

十二 地方分與稅　に付ては、遊興飮食稅、入場稅の增徵に伴ひ、配付稅の分與割合につき必要なる改正を行ふこと。

十三 納稅施設法の制定　最近に於ける增稅に伴ふ租稅負擔の增加等をも考慮し、國民の納稅義務の履行を容易確實ならしめ、併せて納稅に關聯し貯蓄の增强を圖るため、納稅施設法を制定し、納稅團體、法人納稅積立金、納稅準備預金及租稅の貯蓄納付に關する事項を綜合して規定すること。

十四 專賣煙草の値上　間接稅の增稅と同一の理由により、增稅實施に先だち、煙草販賣價格の引上げを行ひ、昭和十八年一月十七日より實施した。その値上率は、品種間の均衡等を考慮して、最高十五割、最低四割三分、平均六割一分である。尤も、軍隊專用の「ほまれ」は、今回も据置き、且重要產業關係の勞務者等に對しては、若干數量を限り特別の低價を以て配給する。尚、煙草定價の

値上に伴ひ、煙草小賣人の割引歩合平均六分五厘を五分に引下げた。

以上の増稅及煙草の値上等に伴ふ國庫の増收見込額は、昭和十八年度十四億五千萬圓、平年度十五億九千二百餘萬圓で、その内譯は左表の如くである。

増稅等に因る増收見込額表（單位千圓）

稅目	昭和十八年度本豫算額	十八年度増收額	平年度増收額	平年度増收割合
				%
酒稅	三五七、三六六	三七二、五五三	四一〇、四七七	一二四・九
清涼飲料稅	一、〇〇四	一〇、三二七	一二、二七七	九八・九
砂糖消費稅	一二五、四四二	七〇、二九四	七九、〇七〇	六八・五
物品稅	三三七、三九六	二五六、一五四	二八一、四六三	八三・四
遊興飲食稅	二七九、二六五	二五四、〇四六	二七七、一四二	七三・一
入場稅	五九、一九三	二一、七四七	二三、八一六	二一・六
特別行爲稅	—	六五、六二七	七一、五四四	（新設）
骨牌稅印紙收入	二、三九四	三、〇二三	三、〇二三	三五・八
臨時利得稅	一、四七九、五二七	三八、〇三五	五二、八四四	三・六
所得稅法人稅等	三、七一九、一三六	△七四、二九七	△五三、八九一	△一・四
其他増收に關係なきもの	二七七、六七四	—	—	—
合計	六、七三八、八一七	一、〇〇七、五二八	一、一四五、八〇三	一七・〇
專賣局益金	四九七、四三一	四四六、六四二	四四六、六四二	八九・八

日本の國稅

一　所得稅

所得稅は、租稅の中樞であり根幹であることは、租稅の組み立て方に於て說明した處である。それは啻に理論上左樣であるのみならず、我國現在の租稅收入の上から云つてもその三〇%を占めて重要なる地位に立つて居る。（註）

（註）昭和十八年度増稅後の平年度豫算に於て租稅總額（臨時利得稅及印紙收入中の租稅を含む）八、〇五五、一六一千圓中所得稅は二、三八〇、一二三千圓即ち三〇%に當る。

從來の我國の所得稅は、第一種所得稅乃至第三種所得稅の三つに分れてゐた。即ち第一種所得稅は法人の所得に課し、第三種所得稅は個人の所得に課し、その中間の第二種所得稅は所得を得るものが法人であると個人であるとを問はず、特定の所得——公債社債の利子とか、銀行預金の利子とか、或は外國に支拂ふ株式配當のやうなもの——に向つて所謂源泉課稅を爲すものであつた。

然るに、昭和十五年の劃期的稅制改正により、この所得稅制に重大なる改革を加へ、分類所得稅及綜合所得稅併用制に轉換したのである。即ち個人に對する所得稅を分類所得稅と綜合所得稅とに分ち

分類所得稅に於ては、所得をその性質により分類し、負擔力に應じて各異る比例稅率を以て可成源泉に於て課稅すると共に、綜合所得稅に於ては、一旦分類所得稅を課せられる各種所得を、悉く各人に綜合して高額所得に對し、超過累進稅率により課稅し、以て所得階級間の負擔の均衡を圖ることを期することにした。又法人の所得に對しては從來第一種所得稅が課せられて居たが、今後は別に法人稅を設けて、從來の第一種所得稅及法人資本稅を併合することとした。尙產業組合、工業組合、商業組合等從來免稅の特典を認められてゐた團體に對しても、應分の負擔に任ずるといふ趣旨の下に、特別法人稅を課することゝしたのである。

納稅義務者　所得稅法施行地卽ち日本內地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、內地での所得は勿論、稅法施行地外（外地又は外國）より生ずる所得につき、所得稅を納める義務がある。

日本內地に住所又は居所の無い個人でも、

（一）日本內地に資產を有するか、又は事業を有するとき、

（二）日本內地に於て公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受けるとき、

（三）日本內地に本店（又は主たる事務所）を有する法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受くるとき、

（四）日本內地に於て俸給、給料、歲費、費用辨償（月額又は年額を以て支給するものに限る）年金（郵便年金を除く）恩給、賞與若は退職給與又は此等の性質を有する給與の支拂を受くるとき

は、其の所得に付てのみ、所得稅を納める義務がある。

尤も、特殊の身分に基づき皇族、王族、公族の方々には、稅法の適用はない。また、國際禮儀上外國の元首、大使、公使、外交官たる大公使館員にも稅法を適用しない。外交官に非ざる大公使館員、武官、領事、貿易事務官、附屬吏員（從僕、料理人等を除く）等に對しては、外國に於て帝國の同一資格者に課稅しない場合に限り、相互主義で課稅しないことに取扱はれてゐる。

また、法人の所得には別に法人稅を課せられるが、その法人が

（一）日本內地に於て、公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受くるとき、

（二）內地法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受くるとき、

は、その所得に付てのみ所得稅を納める義務を有する。

非課稅法人　北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體、神社及民法第三十四條に依り設立した公益法人には課稅しない。

その外、特別法に依つて所得稅を課しないことを規定したものがある。

非課稅法人を列擧すれば、左表の如くである。（註）

（註）これ等の法人が、公債社債等を取得（又は喪失）したときは、利子支拂者に告知して置き非課稅の取扱を受くることが必要である。

一、所得稅法の規定に依るもの

（一）公共團體

北海道、府縣、市町村、府縣組合、市町村組合、市町村組合、町村組合、町村組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物産同業組合、重要物産同業組合聯合會、森林組合聯合會、酒造組合、酒造組合聯合會、同中央會、水産組合、水産組合聯合會、森林組合、外國領海水産組合聯合會、馬匹組合、同聯合會、農會、水産會、商工會議所

（二）公共團體に準ずべきもの

法律、勅令又は軍令に基き組織したる團體にして組織員の强制加入を認めたるもの

（例）（一）茶業組合、茶業聯合會議所、茶業中央會議所、（二）國有鐵道共濟組合、專賣局現業員共濟組合、遞信部内職員共濟組合、陸軍共濟組合、警察共濟組合、海軍共濟組合、土木事業從業員共濟組合、製鐵所共濟組合、造幣局共濟組合、内閣印刷局共濟組合、憲兵共濟組合、（三）郡市水産會、道府縣水産會、帝國水産會、（四）郡市醫師會、道府縣醫師會、日本醫師會、日本齒科醫師會、郡市齒科醫師會、道府縣齒科醫師會、日本藥劑師會、道府縣藥劑師會、日本獸醫師會、（五）將校集會所、准士官下士集會所、陸軍酒保、陸軍々醫團、陸軍獸醫團、帝國在鄉軍人會、（六）健康保險組合、（七）辯護士會、辯理士會、（八）糸價安定施設組合、蠶糸業組合、同聯合會、日本中央蠶糸會、（九）土地區劃整理組合、蠶糸業組合聯合會、地方米穀統制組合聯合會、納稅組合。

（三）公益法人

民法第三十四條に依り設立したるもの卽ち祭祀、宗教、慈善、學術、技藝その他公益に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるもの

（四）神社

（五）法人たる宗教團體（寺院、教會、祠宇、佛堂も當分の内は存在するが、法律施行後二年以内に法人たる宗教團體になる）

（六）朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島の公共團體にして各其の地の所得稅令に依り所得稅を課せざるものと指定せられたるもの

二、特別法の規定に依るもの

（一）産業組合、同聯合會（産業組合法）、（二）農林中央金庫（同法）、（三）住宅組合（同法）、（四）貿易組合、同聯合會、同中央會（貿易組合法）、（五）工業組合、同聯合會、同中央會（工業組合法）、（六）商業組合、同聯合會、同中央會（商業組合法）、（七）統制組合（商工組合法）、（八）農業倉庫業者（農業倉庫法）、（九）家畜保險組合（家畜保險法）、（一〇）農村負債整理組合（同法）、（一一）蠶糸共同施設組合（蠶糸業法）、（一二）農業保險組合（農業保險法）、（一三）海外移住組合、同聯合會（海外移住組合法）、（一四）肥料製造業組合（重要肥料業統制法）、（一五）漁船保險組合（漁船保險法）、（一六）商工組合中央金庫（同法）、（一七）恩給金庫（同法）、（一八）庶民金庫（同法）、（一九）日本競馬會（競馬法）、（二〇）産業組合監査聯合會（産業組合自治監査法）、（二一）造船組合、同聯合會（造船事業法）、（二二）製酪業組合（酪農業調整法）、（二三）海運組合、同聯合會（海運組合法）、（二四）船舶業組合（同法）、（二五）軍用保護馬鐵錬中央會（軍馬資源保護法）、（二六）自動車運送事業組合、同聯合會（自動車交通事業法）、（二七）國民更生金庫（同法）、（二八）住宅營團（同法）、（二九）貸家組合、同聯合會、貸室組合、同聯合會（貸家組合法）、（三〇）産業設備營團（同法）、（三一）日本醫療團（國民醫療法）、（三二）

南方開發金庫（同法）、（三三）地方農業會、全國農業經濟會、中央農業會（農業團體法）、（三四）漁業會、製造業會、道府縣水產業會、中央水產業會（水產業團體法）、（三五）鹽業組合、同中央會（鹽專賣法）、（三六）木船保險組合（木船保險法）、（三七）酒販組合、同聯合會、合國酒販組合聯合會、酒販組合中央會（酒類業團體法）、（三八）商工經濟會（同法）

（備考）以上の法人は、所得稅の外に、法人稅及營業稅も課せられない。

非課稅所得　所得稅は、原則として總ての所得を課稅の對象とするが、その所得の本質內容より見て、また經濟政策等の要求をも加味して、課稅外に置くを妥當と認めるものがある。卽ち左の如き所得には課稅しない。

（一）軍人及軍屬の從軍中の俸給、手當及賞與

（二）傷痍疾病者の恩給竝に遺族の恩給及年金

（三）旅費、學資金及法定扶養料

（四）郵便貯金の利子及一定の當座預金の利子（小切手を以て引出す當座預金にして日步三厘を超えざるもの）

（五）元本五千圓を超えざる銀行貯蓄預金、市町村農業會貯金、產業組合貯金、市街地信用組合貯金又は工業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、貿易組合、同聯合會、自動車運送事業組合、同聯合會、漁業協同組合、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫等に對する預金の利子（預金が五千圓を超えるかどうかといふことは、同一銀行のものでなければ調査は付くまいが、建前は其人の全預金が、全部を合せて五千圓以上であるかどうかといふことで決めることになつてゐる）

（註）預金の元本は預入期間に於ける元本の平均額によつて計算すればいゝ譯であるが、元本に異動があつたときは、原則として支拂を受くべき利子金額を年額に換算して、之をその年利率で還元して、元本額を計算することになつてゐる。

（六）乙種の事業所得中又は個人の總所得中の特揭以外の所得（法第三十條第九號の所得）中營利を目的とする繼續的行爲より生じたるに非ざる一時の所得

（七）日本の國籍を有せざる者の所得稅法施行地外に於ける資產、營業又は職業より生ずる所得（朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける分は施行地と同樣に看做す）

（八）一時恩給、退職給與竝に此等の性質を有する給與は、綜合所得稅のみ非課稅（分類所得稅のみ課稅）

（九）國民貯蓄組合の斡旋に依る一定の貯蓄にして、元本（又は額面）七千圓を超えざる預金等の利子（註）

（註）國民貯蓄組合の斡旋に依る一定の貯蓄とは次のものをいふ。（國民貯蓄組合法第四條）

（1）定期預金、据置貯金、貯蓄銀行預金、市町村農業會貯金、產業組合貯金、市街地信用組合貯金、勤務

先預ヶ金、商工組合預金等にして契約期間二年以上のもの

(2) 合同運用信託にして契約期間三年以上のもの

(3) 國債、地方債、社債（利子支拂政府保證のもの）外國有價證券等の保管を委託し又は登錄を爲したるものにして二年以上異動せざるもの

(十) 以上の外に、特別の法令により課稅せぬもの、

(イ) 貯蓄債券利子、(ロ) 復興貯蓄債券利子、(ハ) 軍事扶助法による救護金品、(ニ) 健康保險法及船員保險法等による給付金品、(ホ) 勞働者年金保險法による給付金（但し養老年金を除く）、(ヘ) 戰時災害保護法による給付金品

免稅所得 所得の性質から見れば、當然に課稅すべきものであるが、輸入の防遏とか、特殊産業の發達を保護する等の政策の必要上所得稅法及特別法により一定期間を限り或は無期限に免稅の特典を與へるものがある。卽ち次の如し。

(一) 重要物産の製造、採掘又は採取の事業 に對しては、本人の申請により、開業の年及其の翌年より三年間、その業務より生ずる所得につき免稅する。(註)

また、これ等の業者が、その事業に付設備を增設した場合は、增設前の製造又は生産能力に對し三割以上增加したものに限り、その增加設備により生ずる所得につき免稅する（臨時租稅措置法第一條の三）。尤もこの規定により免除を受くるものは、その設備の增設が、重要物産製造の分は昭和十四年四月一日以後に爲したもの、重要鑛業の分は同十五年四月一日以後に爲したものに限る。尚、以上の事業及增加設備等を繼續した者に對しては、前事業者の免稅期間の殘存期間を繼承せしむる。

(註) 重要物産の免稅品目は左の如く指定されてゐる。

(イ) 製造業の免稅品目

(一) 金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫、ニツケル、クロム、コバルト、鐵、アルミニウム及マグネシウムの地金竝に水銀、(二) 鐵の條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管（鑄鐵管を除く）(三) 銅の合金の條、竿、板及管、(四) アルミニウムの合金及マグネシウムの合金、(五) 球軸受、コロ軸受及同部分品、(六) 汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械、(七) アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンブラツク、石灰窒素、硫酸カリ、燐酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸（アンモニア酸化に依るもの）、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、合成イソプチルアルコール、合成ベンゾール、合成トルオール、アセチルセルロース、人造ゴム、人造レジシ（フエノールレジンを除く）、人造タンニン、タンニンエキス及タンニン代用エキス（パルプ廢液より製造するもの）、(八) 纖維素パルプ、蛋白人造纖維、ガラス纖維、岩石纖維及石綿、(九) 光學用ガラス、(十) コンデンスドミルク、カゼイン、大豆カゼイン及落花生カゼイン、(十一) 感光性乳劑用ゼラチン、(十二) 鯨革及鮫革。

(ロ) 採掘又は採取事業の免稅品目

(一) 金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、モリブデン鑛、ニツケル鑛、水銀鑛及クロム鑛、(二) 石油及石炭、(三) 砂鑛。

(二) 製鐵事業 に付ては、政府の指定する期間內に一定の設備を新設又は增設した場合は、本人の申請により、その設備を以て營む事業より生ずる利益が、資本金額に對し、年一割以內の分につき、

設備完成の年及其の翌年より十五年間所得税を免除する。その製鐵事業を繼續した者に對しては、前事業者の免稅期間の殘存期間を繼承せしむる。（製鐵事業法）

（三）**アルコール製造事業**　に付ては、本人の申請により、製造の特許又は委託を受けた年及其の翌年より五年間所得稅を免除する。その事業繼續者に對する免稅期間の繼承等は、重要物産製造業の場合と同樣である。（アルコール專賣法）

（四）**外地に於ける製造、採掘、採取事業**　に付ては、外地法令に定められた免稅期間中（內地同樣）は、その事業より生ずる所得につき所得稅を免除する。殊に外地の製鐵事業が、製鐵事業法により免稅を受くべき事業に相當するものであれば、之を內地に在る事業と看做して內地と同一の取扱をする。（內外地關涉法）

（五）**外國船舶**　外國の船籍を有する船舶の所得には、その船籍國が、日本船舶の所得につき、日本同樣の免稅を爲すものに限り、相互的に免稅する。（大正十三年法律第六號）（註）

（註）従前、相互に免稅することになつてゐたものは、獨、米、英、佛、伊、丁抹、諾威、カナダ、ブラジルの船舶である。

所得稅は、之を分類所得稅と綜合所得稅との二種に分つ。

分類所得稅

分類所得稅は所得をその性質により、不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得、退職所得、及清算取引所得の七種に大別し、負擔力に應じてその稅率に差等を設け、不動產所得及配當利子所得の如き資產所得に重く、勤勞所得に輕く、その中間に資產勤勞共働の事業所得を配し、從來の收益稅の持つてゐた補完稅的な機能をも織り込み、以て各種所得間の負擔の均衡を圖る。而も分類所得の稅率は比例稅率とし、財政の必要に應じて、容易に引上げ又は引下げ得る仕組とし、稅率の伸縮性を持たせると共に、可成源泉に於て課稅し課稅限度を低位に定め、以て負擔の普遍化を圖り、從來の所得稅に比し著しく彈力性ある組織とすることが、その狙ひ所である。かくして所得稅は、名實共に萬人に關係深い『國民稅』たるに背かないものとなる譯である。（註）

（註）所得稅の納稅者は、昭和十四年の實績は家族共百八十八萬餘人であつたが、改正後の昭和十七年には四百三十二萬餘人となつてゐる。

（一）分類所得の種類

分類所得稅を課せられる所得及その內容は左の通りである。

第一　不動產所得　不動產、不動產上の權利又は船舶の貸付（永小作權又は地上權の設定其の他人をして不動產、不動產上の權利又は船舶を使用せしむる一切の場合を含む）に因る所得——但し甲種の事業所得に屬するものを除く。貸地、貸家の所得は勿論不動產所得であるが、不動產の所得でも貸付でないもの例へば自作農業の所得の如きは不動產所得ではない、乙種の事業所得に屬する。（註）

（註）こゝでいふ船舶は、船舶法の適用を受ける程度のもの卽ち總噸數二十噸以上又は積石數二百石以上のものをいふ。之に該當せぬ小船の貸付はその實際の狀況により甲種或は乙種の事業所得となる。例へば、船舶を傭船契約で使用せしむる船主は、運送業に該當するから甲種の事業所得に屬する。

第二　配當利子所得　は之を甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本內地に於て支拂を受くる公債、社債又は預金（法人に對する預金に限る、銀行以外の法人に依る預金を含む）の利子及合同運用信託の利益竝に內地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益差は利息の配當又は剩餘金の分配等——舊法の第二種所得と概ね同樣で株式の配當が新に加へられてゐる。

乙種　營業に非ざる貸金の利子竝に外國拂の利子——詳しく言へば甲種に屬せざる公債、社債又は預金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配等。

（註）配當に付ては、清算分配金の如き準配當を含む。（所得の計算方法參照）。

第三　事業所得　は之を甲種と乙種とに分つ。甲種は營業所得、乙種は所謂原始產業より生ずる所得及醫師、辯護士等の自由職業及他種に屬せざる所得である。詳しく言へば

甲種　左に揭ぐる營業の所得

（一）物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの販賣を含む）、（二）金錢貸付業、（三）物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付を含む）、（四）製造業（瓦斯氣の供給、物品の加工修理を含む）、（五）運送業（運送取扱を含む）、（六）倉庫業、（七）請負業、（八）印刷業、（九）出版業、（一〇）寫眞業、（一一）席貸業、（一二）旅人宿業、（一三）料理店業、（一四）周旋業、（一五）代理業、（一六）仲立業、（一七）問屋業、（一八）鑛業、（一九）砂鑛業、（二〇）湯屋業、（二一）理髮美容業、（二二）其の他命令を以て定むる營業、卽ち

（イ）兩替業、（ロ）演劇興行業、（ハ）寄席業、（ニ）遊技場業、（ホ）遊覽所業、（ヘ）藝妓置屋業、（ト）貸座敷業

乙種　農業、畜產業、水產業の所得、醫師、辯護士等の所得、其の他他の種目に屬せざる總ての所得

（註）乙種には、事業所得の名に相應しからぬもの、例へば郵便年金、特許權實施料、原稿料、印稅等をも含む。

第四　勤勞所得　も亦之を甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本內地に於て支拂を受くる俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與竝に此等の性質を有する給與但し常時十人以上の使用人を使用せざる個人備主より支拂を受くるものを除く。

乙種　甲種に屬せざる俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與竝に此等の性質を有する給與（註）

（註）こゝでいふ費用辨償とは、地方自治團體の議員の受ける歲費類似の給與、卽ち府縣制九四條、市制一〇四條、町村制八四條により議員の受ける給與で年額又は月額を以て支給するものをいふ。

第五　山林の所得

（註）立竹木の伐採は勿論素地と共に竹木を賣却した場合でも、立竹木の部分より生ずるものは山林の所得である。

第六　退職所得　甲種と乙種とに分つ。

甲種　日本內地に於て支拂を受くる一時恩給及退職給與竝に此等の性質を有する給與

乙種　甲種に屬せざる一時恩給及退職給與竝に此等の性質を有する給與

（註）退職金を本人が死亡したため、その遺族に支給するものの如きは退職所得と見ないことになつてゐる。

第七　清算取引所得　株式の清算取引に因る所得、但し甲種の事業所得又は營利を目的とする繼續的行爲より生じたる所得に該當するものを除く。

株式の清算取引に付受渡を爲したるときは、清算所得の課稅に付ては、之を差金の授受に依り決濟を爲したものと看做される。

右山林の所得、退職所得取清算取引所得は、その實質より言へば、事業所得又は勤勞所得に屬すべきものであるが、課稅方法を異にする關係上便宜別箇に設けられたのである。

分類所得としての例外　卽ち分類所得稅を課せざるものに付ては、前既に總說に於て說明して置いた通りである。（九二頁參看）

分類所得に對する課稅方法　に付こゝで一言して置きたいのは、分類所得の種類によつて源泉課稅するものと賦課課稅するものとに分れることである。卽ち、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得及甲種の退職所得は源泉課稅であつて、不動產所得、事業所得、山林所得、乙種の配當利子所得、乙種の勤勞所得、乙種の退職所得及淸算取引所得は賦課課稅である。

源泉課稅　と云ふのは、所得の支拂をする者が、その支拂の際、所得者の納付すべき稅金を天引して、その殘額を支拂ひ、その天引した稅金は支拂者が取纏めて、一定の期限に政府に納付する仕組のものことである。

賦課課稅　と云ふのは、各納稅義務者が、各自その所得を稅務署に申告し、之に基いて稅務署で調査し、その金額を決定して、その決定によつて稅金を算出し、納期毎に、納稅告知書を納稅者に送付し、納稅者は、その告知書によつて稅金を納付する仕組のものことである。

右の區別を知つて置くことは、所得の計算方法を了得する上にも便利であらう。

（二）　所得の計算方法

例外の人にあらざる限り、一定限度以上の所得があれば、分類所得稅が課せられる。然らばその所得とは何か？

『所得稅どころか、食つてしまへば一文も殘らぬ』とはよく聞かされる言葉である。しかし所得とは

『食つた殘り』ではない。『收入から收入を得るための必要費を控除した殘り』であるから、生活費は、つまり、もうけ——所得から支拂はるべきである。自己の資産から又は自己の勤勞から生活費を產み出し得る人は、少くともその生活費だけの所得のある人でなければならぬ。

分類所得稅を課すべき所得の計算方法は、大體に於て從來の第三種所得の計算法と大差はないが、從來の豫算課稅を廢止し原則として前年の實績卽ち『前年中』の『總收入金額』より『その收入を得るために支出した必要の經費』を控除したものによつて計算する。尤も所得の種類により多少の例外はあるが……

左に各所得につきその計算方法を說明する。

(一) 不動產所得、事業所得、山林の所得 は、前年中の『總收入金額』より『必要の經費』を控除した金額によつて計算する。但し事業所得中の水產業の所得は前三年間每年の總收入金額より必要の經費を控除したる金額の平均額によつて計算する。

必要の經費 こゝに云ふ『必要の經費』とは、種苗、蠶種、肥料の購買費、家畜其の他のものの飼養料、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料、收入を得るに必要なる負債の利子其の他收入を得るに必要なるものに限る。但し家事上の費用及之に關聯するものは經費と認められない。

必要の經費は、普通には、前年中のものであるが、山林の所得の如きは、永年の經營の結果に成るものであるから、その經費も亦植林當初より伐採又は讓渡の時に至る迄に注ぎ込んだところの累積した費用が必要經費である。また、事業所得では、事業主が退職積立金及退職手當法に依り退職手當積立金として積立つる金額は積立つべき年の必要經費と看做される。營業用の家屋、營業用器械器具等の固定資產に對する減價償却額や回收不能となつた賣掛金なども經費と同じく損金として收入金額から控除される。

稅込計算 特に注意すべきことは『必要の經費』中に所得稅及臨時利得稅を算入せぬことである。(個人の所得稅は從來と雖も必要經費としなかつたが、臨時利得稅は之を支拂つた年の經費としてゐたのである)。尤も營業利得に對する臨時利得稅額は、當該臨時利得稅を課せられるべき年分の甲種の事業所得金額より控除するのである。若し甲種の事業所得中に所得稅を課すべきものと然らざるものとがある場合には、按分して課稅すべき事業所得に相當する臨時利得稅のみを控除する。

損益通算 事業所得の計算に付ては、同一人が甲種の事業所得と乙種の事業所得を有する場合に、一方は利益で、他の一方が損失であるときは、その利益と損失とを差引通算して所得を計算する。

(二) 甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得、甲種の退職所得 は、其の支拂を受くべき金額によつて計算する。但し法人より受ける配當又は剩餘金の分配に付ては一割を控除し(註)甲種の退職所得に付ては支拂者を異にする每に五千圓を控除する。

(註) 何故十分の一を引くか、元來配當金の收入については必要經費と云ふものは無い筈である。けれども若

しその株式を取得するため借入金をしたと云ふやうな場合にはその借入金利子は配當から控除するのが當然である。しかし源泉課稅するに當り借入金が株式に投資されたか否かと云ふことを調べるのは困難である。そこで概括的に十分の一を控除してその代り必要經費を認めぬことにしたのである。之に反して綜合所得稅に於ては負債の利子を控除するから十分の一の控除はしない。

(三) 乙種の勤勞所得、乙種の退職所得 は、前年中の收入金額そのまゝで計算する。但し乙種の退職所得は、支拂者を異にする每に五千圓を控除する。

(四) 乙種の配當利子所 (イ) 法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配は、前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額（無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額）によつて計算し（ロ）其の他のものは、前年中の收入金額（無記名公債、社債の利子に付ては支拂を受けたる金額）によつて計算する。

（註） 不動產所得、事業所得、配當利子所得等の場合の總收入金額と云ふのは、前年中に實際に收入したと云ふのではなく、前年中に收入すべき權利の確定した金額の意味である。例へば、地代家賃等の支拂期日を經過し請求權の確定したものは、滯納等のため未收の分があつても、支拂期日の屬する年の收入金額として計算する。また、株式の配當を實際受取つたのは二月五日であつても、その配當金が一月二十日の株主總會で決議したものであれば、その支拂確定の日たる一月二十日の收入として計算する如くである。尤も、無記名株式の配當又は無名公社債の利子に限り、現實に支拂を受けたときの收入として計算する。といふ譯は、無記名のため、現實支拂をするまでは誰が受領するかの見當がつかないからである。

配當利子特別稅又は外貨債特別稅の控除　配當利子所得中の配當利子特別稅を課せられた配當（年一割を超ゆるもの）、又は公債若は社債の利子（國債年四分超過額其他四分五厘超過額）又は外貨債特別稅を課せられた外貨債利子に付ては配當金額又は利子金額より配當利子特別稅又は外貨債特別稅額を控除した殘額を以て、其の配當金額又は利益金額と看做して所得を計算する。

(五) 清算取引所得 は前年中の『總收入金額』より『必要の經費』を控除した金額によつて計算する。但しその內より三千圓を控除して課稅する。その收入の金額と云ふのは、清算取引に於ける賣買約定金額と、受渡の時に於ける當該株式の價格との差額を以て收入金額と看做すのである。從つて實物の引渡により決濟をした場合に、賣約定金額が、當該株式の引渡の時に於ける價額よりも少ないときは、その價額と賣約定金額との差額が損失となり、その反對に買約定金額が當該株式の引受の時に於ける價額より多いときは、その買約定金額とその價額との差額が損失となる。この損失は收入金額より差引いて計算する。

以上の原則によつて、收入金額から必要經費を控除する不動產所得、事業所得及山林の所得等の計算の一斑を一表に示して見よう。（この以外の所得は收入金額そのものであるから、省いてをく）

分類	所得の類種	収入金額	必要経費
不動産所得	小作に附した田畑	一、小作料（小作米ならば収納當時の米價で換價）	一、土地に對する租税公課 二、修理管理費等土地の維持上の費用 三、奨勵費收納費等小作料收入の費用
	田、畑以外の貸地	一、地代	一、土地に對する租税公課 二、土地の維持上の費用
	貸家	一、貸家賃	一、地代又は土地及家屋に對する租税公課 二、修理費管理費取立費等
事業所得	販賣業、製造業、貸付業、仲立、周旋、運送、出版、印刷その他の商工業	一、商品賣上高 二、製品賣上高 三、商品製品等の現在高（原價） 四、貸付料 五、手數料 六、その他營業收入	一、商品仕入高 二、製品等の繰越高（原價） 三、原料品原價 四、製造費、加工費、販賣費 五、營業に對する租税公課 六、營業場、營業用器械等の維持修繕の費用 七、雇人費其他營業上の雜費
	劇場、遊覽場、遊技所、湯屋等の經營	一、觀覽料、入場料等	一、場所設備の維持上の費用 二、興行其の他の業務上の支出 三、業務に係る租税公課

山林の所得	所得		自作して居る田、畑	一、米、麥、野菜その他收穫物價格 二、種子、肥料代等 三、農具費雇人費等の耕作費用（主人や家族の勞銀は含まぬ）
		田畑以外の農業、牧養業	一、收穫物代價 二、附隨收入	一、地代又は土地牧場に對する租税公課 二、雇人費、收穫に要する業務上の費用
		水産業の所得	一、漁獲物の代價（前三年の平均による）	一、漁場賃借料、漁場に對する租税公課 二、雇人費、漁獲に要する業務上の費用
		醫師、辯護士、理髪文士、畫家等の庶業、自由業	一、報酬、謝金、料金等 二、業務上の收入	一、事務所その他の場所の費用 二、設備、雇人、材料代等の業務上の支出
		遊藝稼人等の勞力所得	一、業務上の收入	一、業務上の費用
山林經營の所得			一、立竹木の賣却代金	一、山林に對する租税公課 二、苗木代、植林費 三、雇人費等山林經營費用

同居家族の所得　は、不動産所得、事業所得、山林の所得に付ては、戸主の分と合計して計算する。戸主と別居する二人以上の同居家族の場合も同様である。

尚所得の計算等につき、特殊のものにつき注意すべき點を次に說明する。

準配當　或は看做す配當とも稱せられてゐる。それは所得稅法第八條に……「配當と看做す」とあるからである。卽ち

（一）株式の消却に因り支拂を受ける金額、又は、退社若は出資の減少に因り持分の拂戻として受ける金額が、その株式の拂込濟金額又は出資金額を超過する場合に於けるその超過額

（二）法人が解散した場合に、殘餘財産の分配として、株主又は社員の受ける金額が、その株式の拂込濟金額又は出資金額を超過する場合に於けるその超過額

（三）法人が合併した場合に、合併に因り消滅した法人の株主又は社員が、合併後存續する法人又は合併に因つて成立した法人より、合併に因つて取得する株式の拂込濟金額又は出資金額及金錢の總額が、元の法人の株式の拂込濟金額又は出資金額を超過した場合に於けるその超過金額

は、通俗には、配當金とは言はずして、清算分配金とか、拂戻金とか言ふけれども、所得稅法の上では、之を配當金と看做して課稅する。尤も綜合所得稅を課する場合には稅率等に特例が設けられてゐる。

また、法人が積立金を崩して資金の拂込に充てた場合の增資額、又は法人が事業年度の中途で配當する所謂中間配當の如きも、その事實のあつた時の收入として計算する。

公債社債利子受取人の特例　公債、社債の利子は、利札のまゝ讓渡されて、元本所有者でない者が受取ることがある。その利子支拂を受ける者と、元本所有者とが異る場合には、その元本の所有者が受くるものと看做される。若し利子の生ずる期間中に元本の所有者に異動ある場合は、最後の所有者を以て利子の支拂を受くる者と看做される。

相續の場合　は、どう計算するか、これは、不動產所得、配當利子所得、山林の所得及事業所得に付ての問題であるが、前年中にこれ等の所得のあつた者が、本年所得を決定するまでの間に死亡又は隱居して、家督相續なり、遺產相續が起つた場合の、不動產所得、配當利子所得及山林の所得に付ては、被相續人の所得を相續人の所得と看做してその所得を計算する。また、事業所得に付ては、相續した資產又は事業は相續人が前年から引續き之を有したものと看做して、その所得を計算する。

信託財產の場合　は、どう計算するか、財產を信託した場合に、普通は委託者と受益者とは同一人の場合が多いが、往々、委託者と受益者とが異なる場合がある。いづれにしても、信託財產から生ずる所得は、その所得を信託の利益として享受すべき受益者が、信託財產を有するものと看做してその者に課稅する。若し受益者が不特定なるとき又は未だ存在しないときは、委託者又は相續人を以て受益者と看做し課稅する。尤も、內地で支拂ふ合同運用信託（通俗には信託預金と稱するが、詳しく言へば信託會社の引受けた金錢信託で、共同せざる多數の委託者の信託財產を合同して運用するもの）の利益に付ては、この方法を採らない、甲種の配當利子所得として公・社債利子と同樣な取扱をする。

公益信託の場合　公益信託と云ふのは、祭祀、宗敎、慈善、學術、技藝その他の公益を目的とする信託であつて、その利益を受ける者は、一般の人であつて、私益信託とは全くその性質を異にするか

らその公益信託の信託財産から生ずる所得には全然課稅しない。

所得の計算は、以上說明した通りであるが、この計算の結果の所得金額の全額が課稅の標準となる場合と、然らざる場合とがある。それは、或種の所得には免稅點があり、或種の所得には基礎控除の制度があるからである。

(三) 免稅點・基礎控除

免稅點 が設けてあるものは、不動產所得と、乙種の配當所得とである。卽ち

不動產所得　は百五十圓を免稅點とする。百五十圓未滿には分類所得稅を課さぬ。その百五十圓未滿なりや否やは、戶主の分と同居家族の分とを合算して判斷する。戶主と別居する二人以上の同居家族の分を合算することも同樣である。

乙種の配當利子所得　は百圓を免稅點とする。百圓未滿には課稅せぬ。戶主の分と同居家族の分とを合算すること及戶主と別居する二人以上の同居家族を合算すること前項同樣である。

免稅點は後述の基礎控除の場合と異なり、免稅點以下のものは、全く課稅を受けないが、それ以上の所得は、免稅點以下の部分を含む全額が課稅所得となるのである。例へば不動產所得百圓の場合は免稅されるが、五百圓の場合はその全額が課稅の對象となりその中から百五十圓を引く譯ではない。

基礎控除 をするのは、事業所得、勤勞所得、山林の所得に付てゞある。卽ち

勤勞所得に付ては　六百圓

事業所得に付ては　四百圓

山林の所得に付ては　四百圓

を控除して、その殘額に課稅する。その他の所得に付ては、基礎控除を行はない。尤も退職所得に付ては基礎控除と言はず、別に支拂者の異る每に五千圓を控除し、淸算取引所得に付ては三千圓を控除して課稅する。蓋し基礎控除の制度は、基礎控除額以下の少額を課稅外に置き、免稅點に代る機能を果たさせると共に、之により或程度の累進稅率適用と同樣の作用を有たすことにより、比較的少額所得者に對する負擔を緩和し得るのである。

基礎控除は、所得の大小に拘らず、前記の通りの一定の金額を控除するのであるから、賦課課稅をする所得に付ては、單純であるが、甲種の勤勞所得の如くその給與の支拂者に於て、天引課稅するものに付ては、その支給期間が異なるとか、支給を受ける場所が二ケ所以上もあるとか、又は事業所得を併せ持つものもあるとかの場合は、かなり込み入つた計算になる。こゝにはその本筋ともいふべきものを說明する。

基礎控除の仕方　甲種の勤勞所得に對する基礎控除は、年六百圓の割合で、給與の支給期間に應じて算出した金額を、その給與から控除する。卽ち

(一) 賞與以外の普通の給與卽ち俸給・給料等の支拂が(イ)一月分のときは、控除額も月割計算で五十圓を、(ロ)半月分のときは二十五圓を、(ハ)十日分のときは十七圓を、(ニ)一週分のと

きは十二圓を、（ホ）その他の支拂方法の場合は年六百圓の割合で、支給期間に應じて算出した金額例へば年四回の恩給の如きは百五十圓をそれ〳〵控除する。

（二）同一の支拂者から給料と賞與とを、併せ賞ふときは、先づ給料から控除し、控除額が六百圓に達しない場合に限り、その不足額を賞與から控除する。（その不足額を豫算によつて算出して賞與から控除し、その年の最終の給與の際に支拂者に於て精算する途も認められてゐる）

（三）同一の支拂者から賞與のみを賞ふ場合は、その賞與の支拂の際には控除しない。一應賞與の全額に課稅するが、その年中に賞與の外に全然勤勞所得が無かつた場合は、本人の申請により賞與から六百圓を控除し、若しその年中に他の勤勞所得があり、それが六百圓に達しなかつた場合は、本人の申請により、その不足額を賞與から控除する。その結果過納となつた稅金は稅務署で精算してその年經過後本人に還付する。これ等の場合の控除の申請書は翌年一月三十一日までに所轄稅務署に提出するを要する。

（四）二以上の支拂者から給與を受ける場合は、主たる給與の支拂者から受ける給與につき控除し、從たる給與の支拂者から受ける給與に付ては、その仕拂の際には控除しない。尤もその年中に受けた主たる給與の總額が、基礎控除額に達しなかつた場合は、その不足額を從たる給與から控除する。この場合には、本人の申請を要すること、また過納となつた稅金を還付されることは（三）の例と同

様である。

（五）二以上の支拂者から俸給、給料と恩給とか歲費とかを賞ふ場合の基礎控除は、（1）國より受ける恩給、（2）國より受ける年金、（3）北海道、府縣、市町村其の他の公共團體より受ける恩給及年金、（4）歲費、（5）北海道、府縣、市町村其の他の公共團體より受ける費用辨償、（6）その他の給與の順序で、先づ（1）の方から控除し、不足があれば（2）（3）……と順次に控除する。

事業所得に對する基礎控除は、甲種の事業所得のみを有する者には、四百圓を、また乙種の事業所得のみを有する者には、四百圓を控除するから問題はないが、事業所得中の甲種と乙種とを併せ有する場合とか、又は、勤勞所得を併せ有する場合とかには、可成納稅者に有利になるやうに次の方法で控除する。卽ち

（一）甲種の事業所得と、乙種の事業所得と兩方ある場合は、先づ、稅率の高い方の甲種の事業所得につき控除し、不足あるときは、乙種の事業所得に及んでゆく。

（二）事業所得と、乙種の勤勞所得とを併せ有する場合は、先づ勤勞所得より六百圓を控除するが、全額の控除が出來ない場合は、その不足額を事業所得から控除する。尤も、その場合は不足額そのままではなく、四百圓と乙種の勤勞所得の三分の二に相當する金額との差額、つまり乙種勤勞所得の控除不足額の三分の二相當額を事業所得の方より控除する。例へば、乙種の勤勞所得五百四十圓、事業所得六百圓といふ場合には、乙種の勤勞所得から六百圓の控除が出來ないで、控除不足が六十圓生ず

るから、勤勞所得の三分の二に相當する三百六十圓と事業所得の基礎控除額四百圓との差額四十圓（つまり控除不足額六十圓の三分の二に當る）を事業所得より控除する。卽ち兩方を通じて五百八十圓を控除するのである。その割合を勤勞所得の三分の二としたのは、勤勞所得分の六百圓と、事業所得分の四百圓との比率が三と二の割合であるからである。

（三）甲種の勤勞所得者が、事業所得又は乙種の勤勞所得を有する場合であつて、（イ）前年中に甲種の勤勞所得に付基礎控除を受けたときは、事業所得又は乙種の勤勞所得に付ては基礎控除をしない。尤も（ロ）前年中に甲種の勤勞所得につき控除した金額が六百圓に足らなかつたときは、甲種の勤勞所得より控除した金額の三分の二に相當する金額と四百圓との差額を事業所得から控除する。

（四）甲種の勤勞所得と乙種の勤勞所得とを有する場合は、甲種の勤勞所得から控除し得なかつた不足額を、そのまゝ乙種の勤勞所得から控除する。

（五）事業所得と甲種乙種の勤勞所得とを併せ有する場合は、先づ甲種の勤勞所得から控除した額と六百圓との差額を、乙種の勤勞所得から控除し、尙控除し切れないときは更に、その控除不足額の三分の二に相當する額を、事業所得から控除する。

同居家族合算　右の事業所得の控除は、戶主と同居家族の分とを合せて總額に於て四百圓を限度とする。尤もその控除方法は、納稅義務者の申請（所得申告と同時に提出する）により、その一人より控除するか、或は所得の割合で、各家族から控除するかを定める。申請なき場合は、稅務署長が定めることになつてゐる。

山林の所得に付ても、戶主とその同居家族との所得は合算してその總額に付て四百圓を限度として控除する。この山林の所得の控除に付ては、他に事業所得や勤勞所得があつても何等關係ない。

（四）分類所得稅の稅率

稅率　分類所得稅の稅率は所得の種類により相異なる比例稅率で、卽ち次の如くである。

第一　不動產所得　百分の十六

但し不動產所得の金額が六百圓以下なるときは　百分の十四

第二　配當利子所得

甲種

一　國債の利子　百分の九

二　國債以外の公債の利子　百分の十四

三　其の他　百分の十五

但し銀行貯蓄預金、市町村農業會貯金、產業組合貯金、市街地信用組合貯金、等の利子、又は、市町村農業會、產業組合、市街地信用組合、工業組合、商業組合等より受くる剩餘金の分配　百分の十

乙種

所得稅　百分の十五

第三　事業所得

甲　種　百分の十三

乙　種　百分の十二

但し基礎控除前の事業所得の金額が千圓以下なるときは甲種乙種共　百分の十

第四　勤勞所得　百分の十

第五　山林の所得　所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用する

千六百圓以下の金額　百分の九

千六百圓を超ゆる金額　百分の十二

第六　退職所得　所得金額を支拂者の異なる毎に左の各級に區分して遞次に各稅率を適用する

二萬圓以下の金額　百分の十

二萬圓を超ゆる金額十萬圓を超ゆる金額　百分の十七

十萬圓を超ゆる金額五十萬圓を超ゆる金額　百分の三十二

第七　清算取引所得　所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用する

十萬圓以下の金額　百分の二十五

十萬圓を超ゆる金額三十萬圓を超ゆる金額　百分の四十

信託會社と分類所得稅　信託會社が、其の引受けたる合同運用信託の信託財産に付納付した甲種の配當利子所得に對する分類所得稅額（例えば其の所有株式に對する配當金に對する分類所得稅額）は、當該合同運用信託の利益に對する分類所得稅額より之を控除する——信託會社に於て合同運用信託の利益に對する分類所得稅徵收の際に控除するものである。

右の場合控除すべき分類所得稅は甲種の配當利子所得計算上當該合同運用信託の利益に加算する——これは稅金を二重に引くやうになるからである。

海外居住者の稅率　日本內地に住所又は一年以上居所を有せざる個人、又は日本內地に本店若は主たる事務所を有せざる法人に付ては左の稅率による。

甲種の配當利子所得

一　國債利子　百分の十六

二　國債以外の公債の利子　百分の二十一

三　銀行貯蓄預金、市町村農業會、產業組合、市街地信用組合貯金等の利子、又は、市町村農業會、產業組合、市街地信用組合、工業組合、商業組合等より受くる剩餘金の分配　百分の十七

四　其の他（內地法人より受くる利益又は剩餘金の處分たる賞與又は賞與の性質を有する給與を含む）　百分の二十二

かくの如く、外國居住者又は外國法人に對する配當利子所得稅率が、內地人又は法人の分より百分の七程度高くなつてゐるのは、これ等の所得は、いづれも、海外に流れ出てしまう所得であつて、日本內地人の場合には、綜合所得稅なり、法人稅なりが課せられるが、海外に出てしまつては、その機會がない。で、便宜、支拂の源泉に於て——海外へ流れ出る前に課稅して、內地の個人又は法人との權衡を圖る譯である。

外地より生ずる所得に對する特例　個人の所得中外地より生ずる左の所得に付ては、その部分に付左の特別稅率に依る。（所得稅法人稅內外地關涉法第四條）これは外地に於ける法令によりそれぞれ課稅せられるからその程度だけ之を斟酌する譯である。

(一)　朝鮮、臺灣、關東州に於ける資產より生ずる部分の不動產所得

イ　不動產所得の金額が六百圓を超ゆるときは　百分の十三・五

ロ　同　金額が六百圓以下なるときは　百分の十一・五

(二)　朝鮮、臺灣、樺太に於ける營業より生ずる部分の

甲種事業所得　百分の十一

但し基礎控除前の事業所得の金額が千圓以下なるときは　百分の八

(三)　朝鮮、樺太に於ける法令により資本利子稅を課せらるる配當　百分の九

外地所得不課稅　尤も外地より生ずる所得でも、左の所得に付ては、分類所得稅を課さない（內外地關涉法第三條）。これは外地に於ける課稅との重複を避けるためである。

(一)　朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得として所得稅を課する公債、社債、朝鮮金融債券又は預金の利子及合同運用信託の利益

(二)　法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配にして臺灣に於ける法令に依り配當稅を課し又は南洋群島に於ける法令に依り普通配當稅を課するもの

(三)　朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける法令に依り、第二種の所得として所得稅を課する一時恩給及退職給與、竝に此等の性質を有する給與

外地居住者と分類所得稅　外地（朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島）に住所を有し又は一年以上居所を有する個人の不動產所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得及乙種の退職所得には、分類所得稅を課さない（內外地關涉法第一條）。

けれども、關東州を除く外地居住者（法人とも）が內地より受くる甲種の配當利子所得には分類所得稅を課する。この場合の稅率は內地居住者に課する稅率に依るのである。關東州居住者（法人とも）が內地法人より受くる配當に付ても同樣である。

外地居住者には綜合所得稅を課さない。（尤も外地居住者が受ける內地拂の公社債利子等には例外がある）

(五)　扶養控除・生命保險料控除

扶養控除　と云ふのは家族を扶養する費用を控除する意味ではなく、たゞ、扶養家族の數に應じて稅額を控除することを、便宜扶養控除と稱するのである。蓋し扶養家族の有無及その數の多寡により擔稅能力に差異ある點に着眼して、所謂人的事情を斟酌するの制度である。扶養控除の要件は、

（一）　所得の種類から言へば、不動產所得、事業所得、勤勞所得、又は山林の所得を有する者に限る。（綜合所得稅を納める者たると否とを問はない）

（二）　控除の對象となる扶養家族とは、其の年一月一日現在の同居の親族、並に同居の戶主及家族中、年齡十八歲未滿の幼者、六十歲以上の老人、年齡に拘はらず、不具廢疾者——心神喪失の狀況に在る者、聾者、啞者、盲者、其の他重大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者——である。

（三）　控除額は、扶養家族一人につき二百圓の百分の十二に相當する金額卽ち二十四圓（扶養家族中子五人以上なるときは二百圓の百分の十八卽ち三十六圓）に相當する金額を分類所得稅額より控除する。

（四）　扶養控除は、納稅義務者から控除申請を必要とする。卽ち（イ）源泉課稅を受ける甲種の勤勞所得に付ては、支拂者を異にする毎に、毎年第一回の給與を受くる日の前日までに、その支拂者を經て稅務署に、（ロ）賦課課稅を受ける不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得及山林の所得に付ては、毎年所得の申告と同時（毎年三月十五日）に稅務署に申請した者でなければ控除して貰へない。

扶養控除の仕方　源泉課稅の場合と賦課課稅の場合と、或は給與の支給期間の如何等により、多少趣を異にする。

源泉課稅の場合　源泉課稅を受ける甲種の勤勞所得に對する扶養控除は、前述の基礎控除の仕方と大體同樣である。卽ち

（一）　賞與以外の普通の給與卽ち俸給、給料等の支給を受ける場合は、その給與の支給期間に應じて扶養家族一人に付、左の金額を分類所得稅額より控除する。

支給期間の區別	子四人以下のもの一人に付	子五人以上のもの一人に付
	圓	圓
支拂を受ける給與が一月分のとき	二・〇〇	三・〇〇
同　半月分のとき	一・〇〇	一・五〇
同　一旬分のとき	・六七	一・〇〇
同　一週分のとき	・四七	・七〇

その他の支給期間のときは、年額二十四圓（子五人以上のもの年額三十六圓）の割合により、給與の支給期間に應じて算出する。

（二）　同一の支拂者から給料と賞與とを受ける場合は、先づ給料から控除し、控除不足あるときに限り賞與から控除する。（その不足額を豫算によつて算出して賞與から控除し、その年の最終の給與

の際に精算する途も認められてゐる）

（二）同一の支拂者から賞與のみを受ける場合は、その賞與の支拂の際には扶養控除をしない。その年中に他の所得に付全然控除を受けない扶養家族のあつたことを確めて後、しかも、賞與を受けた者が翌年一月三十一日までに申請して、その扶養家族の分の控除をして貰ひ、過納となつた稅金額を還付して貰ふ。

（四）二以上の支拂者から給與を受ける場合は、その何れかの一方から控除するか、或は適宜人數を分割して双方から控除して貰ふかは申請者の任意であるが、同一人の扶養家族を双方から重複して控除することは許されない。

賦課課稅の場合　不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得等所謂賦課課稅を受ける場合の扶養控除は、所得稅の合算額（同居家族に所得があればその分も合算）より、扶養家族一人に付二十四圓（子五人以上のものは一人に付三十六圓）を控除する。從つて扶養家族數人ある場合は戶主の所得稅より控除し得ざる金額を同居家族の所得稅より控除するやう申請することが出來る。若し申請による控除額が不明であるとき、或は控除額に過不足あるとき、或は各納稅者毎に區分して申請なきときは、稅務署長に於て各その控除額を定めることになつてゐる。

また、甲種の勤勞所得と、賦課課稅の所得とを併せ有する場合は、扶養家族數を適宜な人數に依り分割して控除することも出來る。が、一人の扶養家族を重複して控除することは許されない。

扶養控除を認めない場合　右扶養家族が、前年中に甲種の勤勞所得を有した場合又は其の年分の事業所得、乙種の勤勞所得若は山林の所得を有する場合に既に勤勞所得、事業所得、山林所得に於て總額二百圓を超ゆる基礎控除をしたときは、家族の扶養控除は許さない。又不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林所得に對する分類所得稅から扶養控除をした場合は、甲種の勤勞所得からは控除しない。その反對の場合も同樣である。つまり、二重に控除をしないといふ譯である。

扶養控除と次に述べる生命保險料の控除とは、日本內地に住所又は一年以上の居所を有しない納稅義務者には適用されない。

生命保險料控除　とは、人の生存又は死亡を保險事故とする所謂生命保險契約の爲に拂込んだ保險料を分類所得稅額より控除する意味である。尤も、その控除する金額は、保險料の年額二百四十圓までを限度として稅額に換算した一定金額である。何萬圓の所得者でも控除の申請は出來るが、その控除されるのは保險料を何千圓拂ふ人でも二百四十圓までしか認められぬ。つまり

（一）自己、家族又はその相續人を保險金受取人とした生命保險を契約して居る人は

（二）前年中にその拂込んだ保險料だけ（それが二百四十圓以上であつても二百四十圓まで）の金額の百分の十に相當する金額を控除する。（別表參看）

（三）保險料控除は不動產所得、事業所得、勤勞所得又は山林の所得の四種に限る。（その他の所得には認めない）しかも、

（四）法定の期限（源泉課税を受ける甲種の勤勞所得に付ては、支拂者の異なる毎に、毎年最初の給與を受ける日の前日までに、その他の所得に付ては、毎年三月十五日）までに申請した者でなければ控除して貰へぬ。

生命保險料の控除額は左表の通りである。

生命保險料控除額表

前年中に拂込みたる生命保險料の總額	（甲）甲種の勤勞所得分 支拂を受くべき給與の區分			（乙）其の他の所得分	
	一月分なるとき	半月分なるとき	十日分なるとき	一週間分なるとき	一年一度なるとき
十圓以下	七錢	四錢	二錢	二錢	八〇錢
十圓を超え二十圓以下	一四	七	四	四	一・六〇
二十圓を超え六十圓以下	三四	一七	一二	八	四・〇〇
六十圓を超え百圓以下	六七	三四	二三	一六	八・〇〇
百圓を超え百四十圓以下	一・〇〇	五〇	三四	二四	一二・〇〇
百四十圓を超え百八十圓以下	一・三四	六七	四五	三二	一六・〇〇
百八十圓を超え二百二十圓以下	一・六七	八四	五六	三九	二〇・〇〇
二百廿圓を超ゆるとき	二・〇〇	一・〇〇	六七	四七	二四・〇〇

（備考）（乙）其の他の所得分とは、不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林の所得をいふ。

保險料控除の仕方　甲種の勤勞所得に對する保險料控除は、（イ）賞與以外の給與の場合は、その給與の支給期間に應じて前表甲の金額をその分類所得稅より控除する、（ロ）同一の支拂者より給料と賞與とを併せ受ける場合は、給料の方より控除し、控除不足額あるときに限り、賞與の方より控除する、（ハ）同一の支拂者より單に賞與のみを受ける場合はその賞與の支拂の際には控除をしない、その年中に他の所得に付全然控除してなかつた場合に、翌年一月三十一日までに稅務署に申請して控除を受け、過納となつた稅金額を還付して貰ふ。以上（イ）（ロ）（ハ）の點は扶養控除の仕方と同樣であるが、（ニ）二以上の支拂者より給與を受ける場合は、何れか一つの支拂者の方へ控除の申請をする、假令二つ以上の保險契約ある場合でも、之を分割して兩方から控除することは許さない。

不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得等所謂賦課課稅を受ける場合の保險料控除は甲種の勤勞所得に對する分類所得稅に於て控除しない場合に限り前表乙の金額を控除する。尤も、甲種の勤勞所得の分から控除して貰ふか、或は賦課課稅の分から控除して貰ふかは、申請者の任意であるが、何れか一方に定めなければならぬ。從つて、之を分割して兩方から控除するとか、一方の控除不足を他の方に及ぼすやうなことは認められない。勿論、甲種の勤勞所得に對する分類所得稅から控除した場合は、賦課課稅の分の方からは控除しない、その反對の場合も同樣である。これ等の點は、

扶養控除の場合と異なるところである。

(六) 分類所得税の減免等の臨時措置

所得税を免除するものに付ては、既に分類所得税の章に入るに先だち『免税所得』の説明で述べたが、尚現下の情勢に鑑み經濟諸政策との調和を圖るため臨時的措置として、次の如く分類所得税減免の特例を認められてゐる。卽ち

(一) 海外企業所得に對する輕減 個人の甲種の事業所得中に本邦（關東州及南洋群島を含む）外に於ける營業より生ずる所得がある場合は、その營業より生ずる所得金額に百分の二を乘じて算出した金額に相當する分類所得税を輕減する（臨時租税措置法第一條の五）。

この海外に於ける營業所得に對する基礎控除は、その營業者の甲種の事業所得の總額に於ける控除前の金額に對する控除後の金額の割合を、海外に於ける營業所得金額に乘じて計算する。

念の爲に言つておくが、この海外に於ける營業所得には、所得税法その他の法律により所得税を課さないものの金額は、之を算入しないのである。そして、右の輕減を受けるには、毎年の所得の申告と同時に、所得計算の基礎を明かにして所轄税務署に輕減を申請するを要する。

(二) 重要鑛業所得に對する輕減 重要鑛物又はその鑛産物を産出する鑛業權者に對しては、當該鑛業より生ずる所得金額に百分の二を乘じて算出した金額に相當する分類所得税を輕減する（臨時租税措置法第一條の六）。この場合の所得金額の計算方法竝にその輕減を受けるための申請等は、海外企業所得の場合と同樣である。尚使用權者に付ても鑛業權者と同樣に輕減する。

（註） 重要鑛物として指定されたものは、金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、滿俺鑛、ニツケル鑛、水銀鑛、クロム鑛、石油、石炭の十四種類である。

(三) 生命保險會社所有株式に對する輕減 内地の生命保險會社の所有株式より生ずる甲種の配當利子所得に付ては、昭和十四年十二月末日以前より引續き所有する株式に對する利益又は利息の配當に限り、一般税率の百分の十五を百分の十とした場合の差減額に相當する分類所得税を輕減する（註）

（註） 豫め主務官廳の證明書を受け、所轄税務署を經由して、配當支拂者に告知するを要する。

(四) 長期預金、登錄公社債利子等に對する輕減 定期預金、貯金、公債若は社債の利子、合同運用信託の利益にして個人の受くるものに付ては、その預け入れ及信託の繼續期間に應じて、左の如く分類所得税を輕減する（臨時措置法第一條ノ九）。

(イ) 銀行定期預金の利子又は合同運用信託の利益 に付ては	
預け入又は信託の日より一年を經過し、二年を滿たざる間に於て支拂を受けるもの	百分の一
同二年を經過し、三年未滿の間に於て支拂を受けるもの	百分の二
同三年を經過し、四年未滿の間に於て支拂を受くるもの	百分の三
同四年を經過し、五年未滿の間に於て支拂を受けるもの	百分の四

同五年を經過した後に於て支拂を受けるもの　百分の五

づゝ稅率を輕減する。

（註）昭和十七年三月末日前より引續き預け入れたる銀行定期預金の利子又は信託したる合同運用信託の利益に付ては、同年四月一日以後最初に到來する利拂日より遡り期間を計算して右の規定を適用する。但し一年半以上經過したものは、その期間に拘らず、總て二年を經過したものと看做して右の規定を適用する。

（ロ）登錄保管國債の利子　に付ては、個人の登錄した國債又は郵便官署に保管を委託した國債の利子につき、登錄又は保管委託の日より起算し三年以上を經過した後に生ずものに對し稅率を百分の五　輕減する。

（註）昭和十七年三月末日前より引續き登錄又は保管委託せるものは、四月一日直前に到來の利拂日より起算し三年以上經過後に生ずる利子につき右の規定を適用する。尤も、三月末日前より引續き登錄又は保管委託した日より起算し三年以上經過したときは、右の規定に該當するに至る迄は稅率を百分の三輕減する。

（ハ）國債以外の登錄公債・社債の利子　に付ては、個人の登錄した日より起算し三年以上を經過した後に生ずるものにつき稅率を百分の五輕減する。

（註）社債等登錄法實施後六月以內に登錄したものは、三年未滿の場合でも、稅率を百分の二輕減する。但し三年未滿の間に登錄を廢止したときは輕減稅額を追徵する。

（ニ）政府保證社債の利子　に付ては、稅率を百分の一輕減する。（臨時措置法第一條の十）。

（五）金融機關相互間の預金利子の免稅　銀行が政府の承認を得て、興業債券の引受又は手形貸付資金に充つる目的にて日本興業銀行に預金した場合の利子に付ては、分類所得稅を免稅する（臨時措置法第一條の十一）。

（六）貯蓄銀行の供託公社債に對する特例　貯蓄銀行法の規定により貯蓄銀行の供託した公社債に付ては、その供託期間內に生じた利子類につき左の特別稅率により課稅する（臨時措置法第一條の十二）

（イ）國債の利子に付ては　百分の三

（ロ）國債以外の公債の利子に付ては　百分の十一

（ハ）政府保證社債の利子に付ては　百分の十一

その他の社債の利子に付ては　百分の十二

（註）これ等公社債利子の支拂を受ける際貯蓄銀行はその供託公社債なる旨を利子支拂取扱者に告知するを要する。

（七）銀行等所有の登錄公社債に對する特例　國債登錄法又は社債登錄法により、日本銀行以外の銀行、生命保險會社の登錄した公社債に付ては、その登錄期間內に生じた利子額につき左の特別稅率によつて課稅する。（臨時措置法第一條の十三）

（イ）國債の利子に付ては　百分の五

但し貯蓄銀行竝に定期預金の利率年三分四厘以上のもの十分の七を超ゆる銀行の所有する

國債の利子に付ては　百分の四
（ロ）國債以外の公債の利子に付ては　百分の十二
（ハ）政府保證社債の利子に付では　百分の十二
その他の社債の利子に付ては　百分の十三

（八）**新規拂込株式の配當**に對する特例　時局産業會社又は國策會社等命令を以て指定する法人の株式に對し、昭和十七年四月一日以後拂込に係るものの利益若は利息の配當又は剩餘金の分配に付ては、配當率七分以下の場合に限り、分類所得税の税率を百分の二輕減する（臨時措置法第一條の四）。

（九）**企業合同整理**の場合の特例　事業統制の必要上、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋等により解散又は廢業する場合は、左の如く所得税を輕減又は免除する（臨時措置法第一條の十九乃至第一條の二十七）。

（イ）準配當　大藏大臣の指定する事業を營む法人が、昭和十七年四月一日以後、同十九年三月三十一日迄に合併又は解散した場合の株主又は社員の受ける準配當（税法第八條規定の看做配當）には、一般税率の百分の十五を百分の十（海外居住者の税率百分の二十二を百分の十七）とした場合の差減額に對する分類所得税を輕減する。（註）

（註）當該法人より配當支拂前に主務官廳の證明書を所轄税務署に提出して承認を得るを要する。

（ロ）廢業者の營業所得　事業統制の結果昭和十六年一月一日以後、同十八年十二月三十一日迄に營業の全部又は大部分（決定所得金額の七割程度の部分）を廢止した個人の當該營業より生ずる所得に付ては、昭和十七年乃至同十九年分の分類所得税（又は綜合所得税）に限り左の區分により之を輕減又は免除する。（註）

總所得金額五千圓以下なるとき　當該所得税額の全部
同　一萬圓以下なるとき　當該所得税額の十分の五
同　一萬圓を超ゆるとき　當該所得税額の十分の二

（註）輕減又は免除すべき分類所得税額（又は綜合所得税額）は、所得金額の總額（又は總所得金額）に對する當該營業より生ずる所得金額の割合を徴收税額（又は總税額）に乘じて之を計算する。また、輕減又は免除を受けるには、所得の申告と同時に申請するを要する。

（ハ）退職、失業者の勤勞所得　事業統制の結果、昭和十六年一月以後同十七年十二月三十一日迄に合併若は解散した（イ）の法人又は營業の全部又は大部分（決定所得金額の七割程度以上の部分）を廢止した右（ロ）の個人等の使用人にして退職した者が、當該法人又は個人より受ける俸給、給料、賞與又は此等の性質を有する給與に付ては、昭和十七年分乃至同十九年分乙種の勤勞所得に對する分類所得税（及綜合所得税）に限り左の區分に依り、之を輕減又は免除する。（註）

總所得金額五千圓以下なるとき　當該所得税額の全部
同　一萬圓以下なるとき　當該所得税額の十分の五

同　一萬圓を超ゆるとき　當該所得稅額の十分の二

（註）所得決定當時現に俸給、給料、賞與及此等の性質を有する給與の支給を受ける場合は輕減又は免除を爲さない。

また、輕減又は免除を受けるには、所得の申告と同時に申請するを要する。

（ニ）轉廢業補償金・共助金　前記（ロ）と同じく、昭和十六年一月一日より同十八年十二月三十一日迄に營業の全部又は一部を廢止した個人が、當該廢業に因り受ける補償金或は共助金等に付ては、左の區分により所得稅を輕減又は免除する。

その總額が一萬圓以下なるときは　所得稅免除

同　三萬圓以下なるときは　その十分の五

同　三萬圓を超ゆるときは　その十分の二

に相當する金額を控除した金額により所得稅を賦課する（臨時租稅措置法第一條の二十二）。

（註）輕減又は免除の適用を受けるには、所得の申告と同時に（昭和十八年分に限り四月二十日限に）所轄稅務署に申請するを要する。

（十）營業　金融緩和の場合の特例　時局下經濟事情の激變に因り營業利益激減したる場合の負擔を緩和するため、個人の其の年中の營業の所得（若は純益又は利益金額）が其の年分及前二年分の營業の所得の決定金額（若は純益の決定金額又は利益金額計算の基礎たる利益金額）（臨時利得稅額控除前の金額）の平均額に對し、五割以上減少したときは、其の年分の當該營業所得に對する所得稅（營業稅及營業所得に對する臨時利得稅）を左の區分により輕減する（臨時租稅措置法第一條の二十六）。

減少割合が七割以下なるとき　稅額の十分の二

同　七割を超ゆるとき　稅額の十分の四

但し其の年中の營業の所得金額が三萬圓以上の者、又は其の年中の營業の所得金額が、其の年分の營業の所得の決定金額以上の者は、輕減されない。

尙、この規定の適用上特に注意すべきことは、この輕減規定と、前記（九）の（ロ）に揭げた廢業者に對する輕減規定、又は臨時租稅措置法第八條の規定（昭和十一年以前三年平均の所謂平常純益に對し二割五分以上減少した場合の營業稅輕減）（營業稅の說明參照）との何れにも該當する事由あるときは、當該規定中輕減又は免除額の最も多額と爲るべき一つの規定を適用することになつてゐる（臨時措置法第十三條の二）。

（註）營業の所得と、その他の所得とを有する場合に於ける輕減稅額は、營業所得とその他の所得とに按分して之を計算する。

輕減の申請は翌年一月三十一日限である。この申請に對しては、稅務署は輕減處分の確定するに至る迄稅金の徵收を猶豫することが出來る。

（十一）木材增產等による山林所得の特例　法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若は斡旋に

より、木材又は薪炭の增産の必要上、立木伐採計畫、植伐計畫又は施業案等に定むる其の年の伐採豫定數量を超えて、立木の伐採又は讓渡を爲した個人には、山林の所得より、當該立木の伐採又は讓渡に因り生ずる所得の十分の二相當額を控除した金額により所得稅を賦課する（臨時措置法第一條の二十五）。

（註）昭和十九年分所得稅より適用する。但し所得の申告と同時に所轄稅務署に申請するを要する。

（十二）納稅準備預金の利子の特例　納稅準備預金（租稅公課の納付に充つる爲指定金融機關に預入れたる預金又は貯金）の利子に付ては、甲種の配當利子所得に對する分類所得稅を免除する（納稅施設法）。

（十三）臨時資金調整法に依る貯蓄の利子又は利益に對する減免稅　國民貯蓄の增强を圖るための必要上昭和十八年臨時資金調整法を改正して、新種の貯蓄方法の實施及新種證券の發行を認め、銀行等一定の者をして割增金附預金或は割增金附證券を發行せしむるを得ることとしたが、當該貯蓄の利子又は利益に關しては租稅を減免することになつてゐる。（臨時資金調整法第十條の八）

（註）新種の貯蓄方法等の詳細は追て發表される筈である。

分類所得稅一覽表

種別	所得計算期間	計算の方法	*免稅點基礎控除	普通稅率	課稅方法
*不動產所得	前年中	總收入金額より必要經費を引く	*一五〇圓（六百圓以下其の他）	一四%一六	賦課課稅
*事業所得（水產所得を除く）	同	同	四〇〇圓（甲乙千圓以下	三三一〇	同
*山林の所得	同	同	四〇〇圓（千六百圓以下千六百圓超	二九三	同
*水產所得	前三年平均	同	四〇〇圓（千圓超千圓以下	二三一〇	同
乙種配當利子所得（株式配當を除く）	前年中	收入金額そのまゝ	*一〇〇圓	一五	同
同株式配當	自前年三月自其年二月	同	六〇〇圓	一〇	同
*乙種勤勞所得	前年中	同	六〇〇圓	一〇	同
乙種退職所得	同	收入金額より支拂を受くる毎に五千圓を控除總收入金額より必要經費を引く（三千圓控除）	（稅率は甲種（退職所得に同じ）	同	同
清算取引所得	前年中	支拂を受くべき金額	一〇萬圓以下（十萬圓超三萬圓超	二五四〇五五	同
甲種配當利子所得（株式配當を除く）			國債利子地方債利子其他	四一四一五	源泉課稅

所得稅

同株式配當	同（但し一割控除）		
貯蓄預金利子	同	一五	源泉課稅
産業組合貯金利子	同（但し剩餘金分配は一割控除）		
特別法人剩餘金分配	同	一〇	同
＊甲種勤勞所得	同（支拂者を異にする毎に五千圓控除）	六〇〇圓	一〇 同
甲種退職所得		二萬圓以下	一〇 同
		二萬圓超十萬圓超	一七 同
		十萬圓超五十萬圓超	二三 同
		五十萬圓超	二五 同

（備考）一、不動産所得、事業所得、勤勞所得、山林所得に對する分類所得稅に付ては扶養控除及生命保險料控除を認める。

綜合所得稅

綜合所得稅は、個人の總ての所得をあつめて——之を**總所得**と稱する——之に課稅する。その所得の生ずる所が內地たると外地たると將た外國たるとを問はない。尤も內地に住所又は一年以上の居住を有しない個人にあつては、內地に於ける資產又は事業より生ずる所得に付てのみ課稅する。——非課稅所得　大體分類所得稅の非課稅所得と同樣であるが、一時恩給、退職給與は分類所得稅に於て累進稅率によつて課稅して綜合所得から除外する。

（一）總所得の計算方法

個人の總所得の計算方法は特殊のものを除く外は、大體分類所得稅に於ける所得の計算と同樣である。卽ち

（一）不動產、不動產上の權利又は船舶の貸付に因る所得は、前年中の『總收入金額』からその收入を得るために支出した『必要の經費』を控除した金額に依る。

（二）日本內地に於て支拂を受ける公債、社債、銀行預金の利子、產業組合貯金等の利子、合同運用信託（信託財產の運用方法を預入、貸付又は公債若は社債の買入のみに限定したるもの）の利益は前年中の收入金額（無記名の公債及社債の利子に付ては支拂を受けたる金額）より其の十分の四を控除したる金額に依る。（朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於て支拂を受ける公債、社債、朝鮮金融債券若は預金の利子又は合同運用信託の利益にして各當該地の法令に依り、第二種の所得として所得稅を課するものは前年中の收入金額（無名の公債及社債の利子に付ては前年中現に支拂を受けたる金額より其の十分の四を控除したる金額に依る）（所得稅法人稅內外地關涉法第七條）

その例外　公社債、預金の利子及合同運用信託の利益に付ての綜合課稅は、現下の情勢に於て公債消化貯蓄奬勵などに及ぼす影響等が顧慮せられた結果當分の內納稅義務者の申請に依り、他の所得と區分し、利子支拂の際、利子金額（利益金額）を課稅標準として、百分の二十五の稅率により課稅することを許される。この稅金は支拂者之を徵收して翌月十日迄に政府に納める。この場合には四割控除は勿論認められないから納稅者は自己の所得金高と睨み合せて、何れの方法によるかを選擇する譯

である。所得五萬圓迄を境として、その以下は綜合課税を受ける方が利益、五萬圓以上はこの源泉課税を受ける方が利益となるやうである。

(三) 日本内地以外より受ける公債、社債及預金の利子竝に合同運用信託の利益は、前年中の收入金額（無記名の公債及社債の利子に付ては現に支拂を受けたる金額）に依る。

(四) 營業に非ざる貸金の利子は、前年中の收入金額より、その元本を得るに要したる負債の利子を控除したる金額に依る。

(五) 法人より受ける配當（建設利息、保險會社その他特別法人の剩餘金の分配及準配當等を含む）は、前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額（無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額）より、其の元本を得るに要したる負債の利子を控除したる金額に依る。（註）

（註）何故配當に限つて年の中途から中途まで計算するかといふことは全く沿革上の理由である。卽ち今之を一月から十二月迄と改正すると、改正の第一年に於ては三月から十二月までしか計算が出來ぬ、つまり一月分と二月分とは前年の所得になる。さうするとそれだけその第一年の所得稅收入が減少し財政上缺陷を來すと云ふので、改正が困難なのである。

元來、配當と賞與を個人所得中に計算すると云ふことは大正九年の改正稅法から始まる、當時計算期間を四月より三月までと定めたのを、大正十五年の稅法改正により先づ一ヶ月だけ繰上げたのである。昭和十五年の改正に當り賞與だけを曆年に改めたが、配當は依然舊來の通りに三月乃至二月とした。

株式所得に要した負債利子は、その株式が無配當であつても他の株式の配當金から控除される、尤も負債利子額が配當金總額を超過した場合に、その超過額を配當金以外の所得から控除することは許されない。

(六) 山林の所得は、前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依る。

(七) 俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給及賞與竝に此等の性質を有する給與は、前年の收入金額に依る。

(八) 水產業の所得は、前三年間每年の總收入金額より必要の經費を控除したる金額の平均に依り算出したる金額に依る。

(九) 前各號以外の所得は前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依る。そして、

(一) 又は (九) の所得の計算上損失あるときは他の所得（株式配當又は山林所得を除く）より差引いて計算することが出來る。

(註) 右の計算方法中、分類所得稅の場合と異なる點は、(イ) 公・社債利子、預金利子、合同運用信託利益等內地支拂の分は、收入の四割を控除する。また、源泉課稅選擇の例外を認めたことである。これ等は、現下の情勢に於て國債消化、貯蓄の奬勵等に及ぼす影響を顧慮せられた結果である。

(ロ) 株式配當に付ては、分類所得稅では、その一割を控除するが綜合所得稅の場合には一割の控除を行はずして、負債利子を控除する。その理由は分類所得稅で說明しておいた。この分類所得の一割控除をする關係上、從來は、綜合所得稅額に、配當所得の百分の一に相當する金額を加算して徵收したのであるが、昭和十七年の改正で、他所得に對する配當優遇の意味でこの配當加算稅を廢止した。

總所得計算上特に注意すべきことは、(イ) 不動產の所得、公社債利子、預金利子、非營業貸金利子、配當、山林の所得（前記 (一) から (六) までの所得）に付ては、相續のあつた場合は、被相續

人の所得は、之を相續人の所得と看做し、水産業の所得、營業の所得及其の他の所得（前記（八）と（九）の所得）は、その相續した資産又は事業は相續人が前年より引續き之を有したものと看做してその所得を計算すること、

（ロ）公・社債の元本所有者と利子受取人とが、異なる場合には、元本所有者が利子を受取つたものと看做し、利子の生ずる期間中に元本所有者の異動あつた場合には、最後の所有者が利子を受ける者と看做して所得を計算すること、

（ハ）信託財産（合同運用信託を除く）から生ずる所得は、その所得を信託の利益として享受すべき受益者（受益者不特定又は未存在のときは委託者又はその相續人を受益者と看る）が、信託財産を有するものと看做して、その者に課稅すること等は分類所得稅の場合と同様である。

綜合所得計算方法は一覽表にすると次の通りである。

綜合所得計算方法一覽表

例	原則	計算する期間	計算の方法
公社債預金の利子、信託利益（內地拂の分）	同	前年中の實績	收入金額から必要の經費を引く
同（內地拂以外分）	同	同	*收入金額から四割を引く *但し別に源泉課稅の選擇を許す
外 非營業貸金利子	同	自前年三月至其年二月實績	收入金額そのまゝ
株式配當	同	前年中の實績	收入金額から負債利子を引く
山林所得	同	同	（原則通り）但し課稅の方法異る
俸給給料賞與等	同	前三年平均	收入金額そのまゝ（但し勤勞控除あり）
水産所得	同	同	毎年の總收入金額から必要の經費を引く

右『必要の經費』中には『收入を得るに必要なる負債の利子を含む』こと言ふまでもないが、その中には所得稅及臨時利得稅を算入せぬことは分類所得稅に付て述べたと同樣である。

また營業利得に對する臨時利得稅額は、當該臨時利得稅を課せられるべき年分の總所得金額より之を控除する。若し事業所得に課稅所得と免稅所得とがある場合は按分の方法により課稅事業に相當する臨時利得稅のみを控除することも、分類所得稅に述べたと同樣である。

勤勞所得の特例　かくして計算した總所得金額が一萬圓以下になるときは、その所得中の勤勞所得につき、その一割を控除する。その結果三千圓以下となれば綜合所得稅を課さない。

課稅最低限　綜合所得稅の課稅最低限は三千圓である。卽ち總所得が三千圓を超ゆるときは、綜合所得稅を課する。

總所得金額は戶主及其の同居家族の分を合算して計算する。つまり一家族の所得を合し、一戶を單

位として扱ふ譯である。合算しても三千圓以下であれば、綜合所得稅は課稅されない。尤も山林の所得と準配當（淸算分配金等配當と看做されるもの）とは、他の所得と區分して各所得につき三千圓以上であるかどうかをきめるのである。

（二）綜合所得稅の稅率及稅額

稅率　綜合所得稅は山林の所得と準配當を除く外の總所得中三千圓を超ゆる金額に付、その所得高に應じて、超過累進稅率を適用する。その稅率は別表の通りである。

超過累進稅率といふのは、既に『租稅の言葉』の章で說明した通り、一定の階級の金額を超過した金額だけに、遞次に、高い稅率を適用する方法であつて、例へば別表の所得一萬二千圓の稅額一、二〇〇圓又は所得二萬圓の稅額三、一二〇圓は次の如く計算した結果である。卽ち

階級區分	所得金額	稅率	稅額
三千圓以下の金額	三、〇〇〇圓	—	—
三千圓を超ゆる金額（五千圓まで）	二、〇〇〇	× 六	一二〇
五千圓を超ゆる金額（八千圓まで）	三、〇〇〇	× 一二	三六〇
八千圓を超ゆる金額（一萬二千圓まで）	四、〇〇〇	× 一八	七二〇
（累計）一萬二千圓を超ゆる金額（二萬圓まで）	八、〇〇〇	× 二四	一、九二〇
（累計）二〇、〇〇〇			三、一二〇

山林の所得の稅率　山林の所得は、他の所得の如く、年々繰返されるものでなく、數年或は數十年分が一度に所得となる。從つて之に對し年々繰返される他の所得と同じ累進稅率で課稅したのでは苛酷となるから、先づ山林所得と他の所得とは別に稅率を適用する。さうして更に山林所得だけは、所得を五分したものに對して算出した稅金の五倍を以てその稅額とする。その五分した場合の稅率は六百圓を超え千圓以下の金額に對しては百分の三を、千圓を超え三千圓以下の金額に對しては百分の六を、三千圓を超ゆる金額に對しては一般の綜合所得稅の率を適用するのである。

山林の所得に對する算法は便宜之を五分五乘法と稱する。

準配當の稅率　準配當（淸算分配金等の配當と看做されるもの）も亦山林所得と同じく、年々繰返される所得でないから山林所得と同樣に他の所得と別にして五分五乘法により稅額を算出する。その稅率の適用方も亦山林所得と同一である。

山林の所得の稅額の算出例を示すと、次の如くである。準配當所得の稅額も同じである。

山林の所得一萬圓の場合は、之を五分した二千圓に對し、六百圓を超え千圓以下の金額卽ち四百圓に稅率百分の三を乘じて、一二圓を得、更に殘りの千圓に稅率百分の六を乘じて六〇圓を得、その合計七二圓を五倍した三六〇圓が山林所得の稅額である。

そこで、山林所得一萬圓、山林以外の所得二萬圓とを有する納稅者の納むべき稅額は、山林の所得に對し三六〇圓、その他の所得に對し三、一二〇圓合計三、四八〇圓である。假にその所得合計額三萬

圓に一般の稅率を適用すれば六、一二〇圓となるのであるから、山林所得を區分して課稅する爲に、差額二、六四〇圓だけ負擔が緩和せられる譯である。

同居家族合算の場合　綜合所得稅は、戶主と同居家族との所得金額を合算した總額に對して稅率を適用して算出するのであるから、その總稅額を各自の所得金額に按分して各自の稅額とする。例へば戶主甲一萬圓、家族乙二千圓であれば、合計一萬二千圓に對して算出した稅額一、二〇〇圓を按分して戶主甲分はその六分の五の一、〇〇〇圓、乙分はその六分の一の二〇〇圓とする。

戶主と別居する二人以上の同居家族——戶主たる父は國許に居りその子の兄弟二人は東京で同居して、各會社に勤め月給を取つて居るやうな例——の東京に同居する兄弟の總所得金額に付ても同樣に兄弟各自の所得に應じて稅額を按分する。

綜合所得稅稅率及稅額表

所得階級	稅率	所得金額	稅額		
			準配當又は山林の所得	其の他の所得	
三千圓を超ゆる金額	百分の六	四、〇〇〇圓	三〇圓	六〇圓	九〇圓
〃 五千圓 〃	〃	五、〇〇〇 〃	六〇 〃	一二〇 〃	一八〇 〃
〃 八千圓 〃	〃	八、〇〇〇 〃	一二〇 〃	二四〇 〃	三六〇 〃
〃 一萬二千圓 〃	〃	一〇、〇〇〇 〃	一八〇 〃	三六〇 〃	五四〇 〃
〃 一萬五千圓 〃	〃	一三、〇〇〇 〃	二四〇 〃	四八〇 〃	七二〇 〃
〃 二萬圓 〃	〃	一五、〇〇〇 〃	三〇〇 〃	六〇〇 〃	九〇〇 〃
〃 三萬圓 〃	〃	二〇、〇〇〇 〃	四八〇 〃	九六〇 〃	一、四四〇 〃
〃 五萬圓 〃	〃	三〇、〇〇〇 〃	七二〇 〃	一、四四〇 〃	二、一六〇 〃
〃 八萬圓 〃	〃	四〇、〇〇〇 〃	一、〇八〇 〃	二、一六〇 〃	三、二四〇 〃
〃 十二萬圓 〃	〃	五〇、〇〇〇 〃	一、四四〇 〃	二、八八〇 〃	四、三二〇 〃
〃 二十萬圓 〃	〃	七〇、〇〇〇 〃	二、一六〇 〃	四、三二〇 〃	六、四八〇 〃
〃 三十萬圓 〃	〃	一〇〇、〇〇〇 〃	三、〇二〇 〃	六、〇四〇 〃	九、〇六〇 〃
〃 五十萬圓 〃	〃	一五〇、〇〇〇 〃	四、八二〇 〃	九、六四〇 〃	一四、四六〇 〃
〃	〃	二〇〇、〇〇〇 〃	六、六二〇 〃	一三、二四〇 〃	一九、八六〇 〃
〃	〃	三〇〇、〇〇〇 〃	九、六二〇 〃	一九、二四〇 〃	二八、八六〇 〃
〃	〃	五〇〇、〇〇〇 〃	一六、二二〇 〃	三二、四四〇 〃	四八、六六〇 〃
所得稅		一、〇〇〇、〇〇〇 〃	二七、〇二〇 〃	五四、〇四〇 〃	八一、〇六〇 〃

〃	二、000、000	一、0七三、二五0	一、三五0、三三0
〃	三、000、000	一、七六三、二五0	二、0八0、三三0
〃	四、000、000	二、四五三、二五0	二、八00、三三0
〃	五、000、000	三、二0三、二五0	三、五三0、三三0

（備考）準配當及山林所得に對する稅率竝に稅額算出方法は一二七頁の說明參照

綜合所得稅額速算表（準配當及山林所得以外の普通所得の分）

	總所得金額	稅率	控除額	使用方法
	圓	%	圓	
（イ）	三、00一―五、000	六	一八0	（一）「總所得金額に」當該欄の稅率を乘じて得たる金額より「控除額」を控除した殘額が求むる稅額である。
（ロ）	五、00一―八、000	一三	四八0	
（ハ）	八、00一―一三、000	一八	九六0	
（ニ）	一三、00一―二0、000	二四	一、六八0	（二）例へば總所得二十五萬圓の稅額を知るには、二十五萬圓に（ヌ）の欄行の稅率六0%を乘じて一五0、000圓を得、これより控除額三一、六八0圓を引きたる殘一一八、三二0圓が求むる稅額である。
（ホ）	二0、00一―三0、000	三0	二、八八0	
（ヘ）	三0、00一―五0、000	三六	四、六八0	
（ト）	五0、00一―八0、000	四三	七、六八0	
（チ）	八0、00一―一三0、000	四八	一三、四八0	
（リ）	一三0、00一―二00、000	五四	一九、六八0	
（ヌ）	二00、00一―三00、000	六0	三一、六八0	
（ル）	三00、00一―五00、000	六六	四九、六八0	
（ヲ）	五00、00一以上	七二	七九、六八0	

（準配當及山林所得の分は省略）、

源泉選擇の場合の稅率　內地拂の公・社債の利子、銀行預金、銀行貯蓄預金、產業組合、商業組合、工業組合、貿易組合、以上の各組合聯合會、商工組合、中央金庫、恩給金庫、庶民金庫等の預金の利子及合同運用信託の利益に付ては、前に述べた如く、當分の內、納稅者の申請により、他の所得と區分して、利子（又は利益）の支拂の際、その利子金額（又は利益金額）を課稅標準として、百分の二十五の稅率によりその綜合所得稅を課する。この場合は賦課課稅の綜合所得稅を課さないこと勿論である。外地居住者が內地に於て支拂を受ける前記利子（又は利益）に付ても同樣の取扱をする（內外地關涉法第二十二條）。

外地拂公社債利子等の特例　內地居住の個人が、外地で支拂を受ける公債、社債、朝鮮金融債券若は預金の利子又は合同運用信託の利益等で、各當該地の法令により、利子（又は利益）の支拂の際、第三種の所得稅として所得稅を課せられたものは、當分の內、綜合所得稅を課さないことになつてゐる（內外地關涉法二十三條）。

決定の手續

所得の申告　不動產所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得若は淸算取引所得に付分類所得稅を納むる義務ある者又は個人の總所得に付綜合所得稅を納むる義務ある者は、その所得の種類及金額、所得の基本たる資產又は事業の所在地、所得の發生する

場所竝に所得算出の基礎を詳記し、毎年三月十五日迄に、所轄の稅務署に申告せねばならぬ。

甲種の勤勞所得の分類所得稅に付ては、源泉課稅するから、原則としては申告を要しないが、それ以外の所得を有する者が前年中に甲種の勤勞所得を有したときは、當該甲種勤勞所得の金額及其の所得の發生する場所を記載し同時に申告せねばならぬ。同居の戶主及家族が所得を有する場合は各其の所得を區別し連署を以て申告するか、或は同居者の氏名を附記し各別に申告するか、どちらでも差支ない。

（註）所得申告書や次に述べる申請書には一定の書式はない。必要な事項を具備すれば足るが、稅務署には一定の用紙を用意してあるから、その用紙によるのが双方の便宜である。

基礎控除の申告　基礎控除に付ては、原則として申告しなくとも當然控除されるのであるが、たゞ二ヶ所以上の支拂者から賞與以外の勤勞所得に屬する給與を受くる者は、所得の發生する場所及その基礎控除を受くる主たる給與の支拂者を記載し支拂者を異にする毎に毎年最初の給與の支拂を受くる日の前日迄に、その支拂者を經由して所轄稅務署に申告書を提出せねばならぬ。

扶養控除及生命保險料控除申請　扶養控除又は生命保險料の控除を受けるには各〻申請を要する。即ち

（イ）賦課課稅を受ける所得に付ては、法定の所得申告期限（毎年三月十五日）までに、所得の申告と同時に控除の申請書を直接所轄稅務署に提出するを要し、（ロ）源泉課稅を受ける所得に付ては、支拂者を異にする毎に毎年最初の給與の支拂を受ける日の前日までに、支拂者を經由して所轄稅務署に申請書を提出せねばならぬ。

扶養控除申請書　には扶養家族の氏名、生年月日、職業、申請者との續柄、不具癈疾の事實及控除を受くべき金額を記載するの外に、左の事項を併せ記載する。

（一）扶養家族が前年中に甲種の勤勞所得を有し、又はその年分の事業所得、乙種の勤勞所得若は山林の所得を有する場合には、其の所得金額及發生場所

（二）其の年自己又は同居の戶主及家族の甲種の勤勞所得に對する分類所得稅につき、扶養控除を受くる他の扶養家族ある場合には、その氏名及申請者との續柄

（三）同居の戶主及家族が、其の年分の不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得、又は山林の所得を有する場合に於ては、各所得者の分類所得稅額より控除すべき金額

そして、戶主と同居家族の所得を合算した場合の控除申請は所得を有する者の中の一人より提出すればいゝことになつてゐる。

保險料控除申請書　（イ）甲種勤勞所得者の場合は、（一）保險者の住所及名稱、（二）保險の種類、（三）保險金額、（四）保險金受取人の住所、氏名及保險契約者との續柄、（五）前年中に拂込みたる保險料金額等を記載して毎年最初の支拂を受くる日の前日迄に、その俸給等の支拂者を經由して所轄稅務署に提出する（ロ）不動產所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得を有する者の場合は、毎年

三月十五日迄に所得申告と同時に直接所轄稅務署に提出することになつてゐる。

綜合所得稅源泉課稅選擇の申請　公社債利子、銀行預金利子、合同運用信託の利益等に付ては、前に述べた如く、當分の內源泉課稅を受けて、綜合所得稅に代へ得ることになつてゐるが、この源泉課稅に依る綜合所得稅の賦課を受けるには利子又は利益の支拂を受ける際、支拂者を經て、その申請書を所轄稅務署に提出せねばならぬ。

（註）銀行、信託會社等には、申請書が用意してあるから、その用紙を貰つて申請するが便宜であらう。

免稅申請　重要物產の製造、採掘又は採取業務より生ずる所得、又は製鐵業、アルコール製造業、其の他各特別法により所得稅を免除せらるゝ事業に對して免稅を受けんとする者は、所得の申告と同時に所得稅免除申請書を提出せねばならぬ。この場合には該所得とその他の所得とを區別した計算書を添附するを要する。

公社債利子受領告知　內地に於て無記名の公債、社債の利子又は無記名株式の配當の支拂を受ける者は、左の事項を記載した告知書を、利子又は配當の支拂取扱者（銀行等）に提出するを要する。尤も公社債利子一回の受領額十五圓未滿のものは告知を省略してもよい。

（一）支拂を受ける者の住居所、氏名又は名稱

（二）公債社債又は株式の種類

（三）支拂を受ける利子又は配當の金額

（四）公債社債の元本の所有者でない者が利子の支拂を受けるときは、元本の所有者の住居所、氏名又は名稱

（五）配當利子特別稅を課せられたる利子又は配當なるときは、その稅額

（註）告知書は、支拂取扱者たる銀行等に印刷したものが用意してあるから、それによるが便宜である。

以上の申告、申請は、所得を有する者が提出すべき義務をもつものである。稅務署は本人の申告を尊重して可成その申告により所得を決定する譯であるが、更に課稅の公平を期するため、稅法は、支拂者側にも、次に述べるやうに、申告或は調書又は計算書等の提出義務を命じてゐる。

使用人に關する申告　俸給、給料若は賞與又は此等の性質を有する給與の支拂を爲す個人（常時十人以上の使用人を使用するもの）は、毎年十二月一日現在に於ける使用人の職名別人員を記載した申告書を其年十二月十日迄に所轄稅務署に提出せねばならぬ。

（註）この申告に基づき支拂者は使用人の甲種勤勞所得の源泉徵稅者に指定される譯である。

支拂調書　俸給給料其の他の給與、公社債利子等の支拂者は、左の期限に從ひ支拂調書を所轄稅務署に提出するを要する。

（イ）給與支拂調書　俸給、給料、歲費、費用辨償、年金、恩給若は賞與又は此等の性質を有する給與に付ては、支拂を受けたる者の住所氏名及各人別に前年中の支拂金額計算の基礎、勤勞所得の基礎控除、扶養控除及生命保險料控除金額、竝に分類所得稅徵收金額等を記載したる調書

（ロ）配當支拂調書　法人の利益若は利息の配當又は剩餘金の分配に付ては、其の支拂金額及支拂金額の確定したる日（無記名株式に付ては前年三月一日より其年二月末日に至る期間の支拂金額及支拂日）竝に其の支拂を受くる者の種類別及拂込金額別株式數、出資金額、基金其の他支拂金額計算の基礎を記載したる調書（但し無記名株式配當に付ては受領告知書を以て調書に代へ得る）

提出期限　株式の配當確定の日より三十日以內

無記名株式の分は毎年三月十五日限

（ハ）利子支拂調書　公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益に付ては、前年中の支拂金額、公社債、預金又は信託の種類、元本、利率、利子計算期間その他支拂金額計算の基礎、支拂金額確定月日、配當利子特別稅を課せられたるものはその稅額、竝に無記名公社債利子支拂を受けたる者が元本所有者と異なるときは元本所有者の住所又は居所及氏名又は名稱を記したる調書（但し登錄國債、郵便官署の保管公社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益にして同一人に對する支拂金額年百圓未滿のもの及無記名公社債利子の一回の支拂額十五圓未滿のものは調書を省略し、受領告知書を以て調書に代へ得る）

提出期限　毎年一月末日限

（註）支拂調書には一定の書式が施行細則に示されてゐるが、實際取扱の便宜上複寫傳票式のものが、稅務署と協定の上で用ゐられてゐる。

信託計算書　信託受託者は各信託（合同運用信託を除く）計算書に（イ）委託者及受益者の住所、氏名、名稱、（ロ）信託行爲の時及期間、信託財産の種類及現在額（會社は各事業年度末、其の他は十二月末日）（ハ）信託財産の異動及信託に關する收支、（ニ）其の他信託行爲の內容に關する事項を記載したるものを左の期限に從ひ所轄稅務署提出するを要する。

提出期限　信託會社は毎事業年度終了後二十日限

其の他の受託者は　毎年三月十五日限

交付金　右支拂調書に付ては記載事項一件一人毎に五厘、信託計算書に付ては一信託毎に三錢を交付される。但し調書又は計算書提出後三十日以內に請求書を所轄稅務署に提出するを要する。（尤も所罰を受けた者の提出に係るものを除く）

公債社債調書　內地に於て利子支拂を爲すべき公債又は社債を募集した者（委託募集の場合は委託を受け募集した者）は、遲滯なく、その公社債に關し左記事項を記載した調書を所轄稅務署に提出するを要する。

（一）公債又は社債の名稱及その總額

（二）利子支拂期限及利率

（三）償還の方法及期限

（四）數回に分ちて拂込を爲さしむるときはその拂込金額及時期

（五）發行價額又は最低價格
（六）記名式又は無記名式に限つたときはその旨
（七）募入條件

所得の調査・決定　甲種の勤勞所得及甲種の配當利子所得等の如き源泉課稅を受くる分を除いて、不動產所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得及清算取引所得等分類所得額の金額竝に個人の總所得の金額卽ち綜合所得額は、各所得の申告及稅務署の調査により、更に所得調査委員會の決議を經て、稅務署長が所得金額の決定をする。

稅務署長又はその代理官は納稅義務者又はその債權債務その他の取引關係ある者に、所得に關する事項を質問し、或は營業に關する帳簿書類等を檢査することが出來る。また俸給、給料、恩給、歲費、賞與、配當、公社債利子、合同運用信託の利益、等を支拂ふ銀行會社等の提出した支拂調書又は信託計算書等いろ〳〵の材料につき檢討して、申告書と對照する等種々の調査を遂げ、各人の所得金額の調査書を作つて之を所得調査委員會に提出することになつてゐる。

所得調査委員會と云ふのは各稅務署毎に（市を管轄する稅務署に於ては市部と郡部と各別に）その定められた定員（普通は七人、管轄區域の大小納稅者の多寡等に應じ之を增減す）の調査委員を、所得稅納稅者及個人營業稅納稅者中から選擧したものを以て組織する。委員の任期は四ケ年である。

（註）何故所得調査委員を營業稅納稅者からも選出するかと云ふと、營業稅の課稅標準たる營業純益も、所得調査委員會で同時に調査決議するからである。

所得調査委員會は毎年四月下旬より五月中旬へかけて開會し、稅務署長の諮問に應じ一定の期間內（納稅者の數の多少により十日乃至三十日以內）に調査して適當と認める所得金額を決議する。その決議額を稅務署長が不當と認めた場合には再調査に附して反省を求め、尙その當を得ざるときは政府決定（決議額如何に拘らず稅務署長が適當と認める額を決定する）する場合も認められてゐるが、それは稀な例で、普通の場合に於ては決議額に依り決定する。（註）

（註）所得調査委員會の組織、選擧方法等に付ては所得稅法第四十條以下及同施行規則第四十七條以下に規定があるが、こゝには說明を省略する。

所得調査委員は、自己及自己と同一戶籍內に在る者の所得に關する議事に與ることを許されない。また、その所屬調査委員會の調査により決定せられた課稅標準額に對する審査の請求、訴願又は行政訴訟に付、報酬を得て、納稅義務者の代理を爲し、若はその相談に應ずることも許されない。この禁止規定に違反した場合は所罰せられる。尙、稅務代理士が所得調査委員たることは禁じられてゐる。

（註）所得調査委員には一定の手當と會場への往復の旅費とが給せられる。

追加決定　所得調査委員會閉會後、所得の決定洩れがあることを發見したときは、その決定を爲すべかりし年の翌年より三年間は、普通の毎年の例により所得調査委員會の調査に依り、既往に遡つて、

税務署長その所得金額を決定することが出來る。

增加申告決定　所得調査委員會閉會後、所得を有する者が納税義務あることを申出でたとき、又は、納税義務者が所得金額の增加あることを申出でたときは、翌年の所得調査委員會の調査を經ることなく、税務署長は直にその所得金額を決定する。

政府決定　所得調査委員會が、五月三十一日迄に成立しないときは、税務署長が所得金額を決定する。また、所得調査委員會が開會の日より一定の期間内（地方の情況により十日乃至三十日以内と定められて居る）に、又は五月三十一日迄に調査結了しない場合にも、調査未濟の所得金額は税務署長之を決定する。再調査期間内に調査結了しない場合も同様である。

決定通知　税務署長が所得の金額を決定すれば之を各納税義務者に通知する。この通知書は、普通には毎年所得調査委員會閉會後卽ち五月下旬から六月初旬であるが、增加申告、追加決定等の場合はその都度通知書を送達する。

審査請求　納税義務者が、この決定通知の所得金額に異議あるときは、該通知受領の日より二十日以内に審査の請求を爲すことが出來る。審査請求書には、不服の事由を述べ、必要な計算書その他の證憑書類を添へて、所得金額を決定した税務署長を經由して、財務局長に提出する。尤も、審査の請求があつた場合でも税金の徵收は猶豫されない。

（所得審査請求書の例）

昭和何年何月何日　何縣何郡市區何町村大字番地
何　某　㊞

何財務局長殿

昭和何年分所得金額審査請求書

一、決定所得金額　何　圓

右ノ通何税務署長ヨリ決定通知（通知書何月何日受領）相受候處左記事由ニ依リ異議有之候ニ付審査ノ上所得額　何　圓ニ更正相成度（證憑書類ヲ添附シ）此段請求候也

不服ノ事由

一、……（何々）

審査決定　審査の請求を受けたときは、税務署長は之に對する意見書を添へて財務局長に送付する。財務局長は所得審査員會に附議しその決議に依り所得金額を決定して、之を審査請求者に通知する。この審査決定により所得金額が更訂されて税額が減少する場合は、納め過ぎた税金は還付される。（註）

（註）税務署の取扱上の手違や、資料の數字の見誤り或は書損等の爲所得金額に誤謬があつた場合は、異議申立の有無に拘らず、税務署は發見次第に誤謬訂正の處分をする。また本人の住所と居所との双方での税務署

で重複して決定した場合は、住所地以外の稅務署の決定を取消すことになつてゐる。從つてこの種の間違は審査の決定を煩はさなくても稅務署に出頭し懇談すれば落着する筈である。

所得審査委員會　と云ふのは、各財務局所轄内に置かれ、

(一)　財務局の高等官中より大藏大臣の命じた者三名

(二)　財務局所轄内各府縣に於て一名宛、北海道に於ては四名、その道府縣内の所得調査委員中から互選した者

を以て組織し、財務局長の諮問に應じ審査請求に對しその當否を決議する機關である。所得審査委員會は審査請求者に對し、その所得に關する事實を質問することが出來る。所得審査委員會の決議は、會長之を財務局長に通知し、財務局長はその決議により所得金額を決定する。若し委員會の決議を不當と認めたときは、再調査に付し、尙その再決議を不當と認めたときは、財務局長が相當と認める所により決定することが出來るが、再議に付する等の例は滅多にない事である。(註)

(註)　所得審査委員會の組織等については所得稅法第六十八條以下及施行規則第六十一條以下參照

訴願、訴訟　財務局長の審査決定に對して、なほ不服あるときは、大藏大臣に訴願するか、又は行政裁判所に出訴することが出來る。

訴願　は書面を以て審査決定をした財務局長を經由して大藏大臣に提出する。その手續は訴願法の定める所に從はねばならぬ。

行政訴訟　は行政裁判所に訴狀を提出して、之を爲すのである。その手續は、行政裁判法の定める所に從はねばならぬ。

大藏大臣に訴願を爲したときは、行政訴訟を提起することは許さない。訴願と行政訴訟とは、その何れか一方によらねばならぬ。

訴願又は行政訴訟の提出期限は、審査決定を受けた日から六十日以內である。

災害被害者等に對する減免稅其他の特例

災害の被害其の他特殊の事由に因る納稅者の若痛を緩和するため、所得稅の輕減又は免除等の特例が設けられてゐる。卽ち

資力喪失者に對する救濟　所得稅は源泉徵收のものを除き大體前年實績課稅の建前を採つてゐる。從つて假令本年の所得が前年より激減した場合と雖も、舊稅法の如き減損更訂の途は認めないが、失業等に因り本年收入激減した者が、單に前年に所得があつただけの理由で課稅されては、實際納稅に困難を感ずる場合が少くない。そこで、納稅義務者が災害、失業その他の事由に因つて著しく資力を喪失し、納稅困難となつた場合は、之を救濟するため、その不動産所得、事業所得、乙種の配當利子所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得若は清算取引所得に對する分類所得稅又は總所得に對する綜合所得稅を輕減又は免除する途が開かれてゐる。(その他の所得は、支拂の際既に源泉

課稅されてゐるから今更救濟の規定は適用されない）

この減免稅を受けるには、災害、失業その他の事由の發生した直後に、納稅者よりその事由を具して所轄稅務署長に申請するを要する。この申請に對しては、稅務署長はその實情を調査し、納稅困難と認めた場合は、減免稅の處分を行ひ、その旨を納稅義務者に通知する。減免稅處分の結果納め過ぎた既納の稅金は之を還付するは勿論であるが、大體減免處分の見込が立つたときは、納期前に於てもその處分の確定する迄稅金の徵收を猶豫することも出來る。若し納稅困難なりと認むる能はなかつたときはその申請を却下する。

災害被害者に對する救濟　前に述べた資力喪失者の場合にも災害がその事由になつてゐるが、それと別に、道府縣の全般又は一部に亙つて、震災その他の被害甚大なる災害、例へば昭和十四年の關西地方の風水害、同十五年の靜岡の大火災、同十六年關東地方の水害等の如き災害に因る被害者に對しては、その納付すべき國稅及災害に因る被害物件に對し課せらるべき國稅を輕減若は免除し、又はその徵收を猶豫し或は課稅標準の計算、申告、申請竝に納期に關する特例を設け得る途が開かれてゐる。（昭和十四年法律第三十九號）

この輕減免除又は徵收猶豫の程度、範圍等具體的の施行要項は、その災害の實況に應じ、その時々勅令を以て定められることになつてゐるが、その減免、猶豫等を受けるには、所轄稅務署へ申請するを要することは言ふ迄もない。（註）

（註）從來は大災害のあつた都度、法律を制定せられた、例へば關東大震災、伊豆、三陸震災、奥丹後震災等の際の如くであつたが、それでは議會の會期その他の關係で、時機を失することもある故、昭和十四年法律第三十九號を以てその原則を規定し、その實際の適用は、必要の都度勅令を以て定められることゝなつたのである。例へば昭和十四年勅令第二二〇號（十五年の風水害）、同十五年勅令第六九號（靜岡市大火災）、同十六年勅令第八七九號（關東地方風水害）、同十七年勅令第六七一號（中國地方風水害）等の如くである。

戰時災害被害者に對する特例　戰時災害（戰爭の際に於ける空爆其他の戰鬪行爲又は之に起因して生ずる災害を謂ふ）に因る被害者の納付すべき國稅及戰時災害に因る被害物件に對し課せらるべき國稅に付、その輕減若は免除、又は徵收猶豫、或は課稅標準の計算、申告申請竝に納期に關する特例を設けられてゐる。その要項は、次の如くである。（昭和十七年法律第七十三號戰時災害國稅減免法及同法施行方に關する勅令第五百十九號）

（一）戰時災害に因り所得の基因たる資產又は事業の用に供する資產に付被害を受けたる者　に對しては、被害ありたる後最初に到來する納期（被害ありたる日の屬する納期を含む）に於て、納付すべき所得稅中、被害を受けたる資產又は事業の部分より生ずる所得に對する稅額を年額に換算したものを、左の區分により被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき所得稅より順次輕減又は免除する。

總所得金額一萬圓以下なるとき	當該所得稅額の全部
同　五萬圓以下なるとき	當該所得稅額の十分の七

同　　五萬圓を超ゆるとき　　當該所得稅額の十分の五

但し、被害ありたる後最初に到來する納期より二年を經過した後に納付すべき稅額に付ては最早輕減又は免除されない。つまり二年で打切るのである。

（註）被害を受けたる者の範圍は、（イ）自己（同居家族を含む）所有に係る貸付けたる家屋及宅地に付その十分の一以上を滅失・毀損したるもの、（ロ）自作の田畑又は小作に付したる田畑に付その十分の一以上が荒地又は收穫皆無となつたもの、（ハ）自己所有山林の立木に付その十分の一以上を滅失、毀損したもの、（ニ）事業の用に供する自己所有の家屋その他の築造物、船舶、機械器具又は商品及原料品に付その十分の一以上を滅失・毀損したもの等を謂ふ。以上は何れも所得計算上の基準となつてゐる資産でなければならぬ。この輕減又は免除を受けるには被害の狀況を記載した申請書を被害ありたるときより三十日以內に所轄稅務署に提出するを要する。

（二）戰時災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付甚大なる被害を受けたる者に對しては、總所得金額三千圓以下の者に限り、被害ありたる後、最初に到來する納期に於て納付すべき全部の所得に對する所得稅を年額に換算したものを、被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき所得稅より順次輕減又は免除する。そして二年で打切ることは（一）に同じ。

（註）甚大なる被害を受けたる者とは、（イ）家屋、船舶、商品等の過半を滅失・毀損したもの、（ロ）田畑の過半が荒地又は收穫皆無となつたもの、（ハ）山林の立木の過半を滅失・毀損したもの等を謂ふ。この輕減又は免除を受けるには申請を要すること（一）の場合に同じ。

（三）戰時災害に因り住宅又は家財に付甚大なる被害を受けたる者に對しては、被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき所得稅を年額に換算したものを、左の區分により被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき所得稅より順次二年間に輕減又は免除する。

總所得金額五千圓以下なるとき　　所得稅額の全部

同　　五千圓を超ゆるとき　　所得稅額の十分の五

但し總所得金額三萬圓以上の者の納付すべき所得稅に付ては、輕減又は免除されない。

（註）右（一）（二）の資産と（三）の住宅家財に付被害を受けたるときとは、各別に所定の輕減免除の適用を受け計算すべきも、その稅額は、その個人の年稅額を限度とする。甚大なる被害とは（二）の註參看。この輕減免除を受けるには（一）の場合と同じく申請せねばならぬ。

（四）住宅・家財に甚大なる被害を受けたる勤勞所得者に對しては、被害ありたる時より一年以內に於て納付すべき甲種の勤勞所得に對する分類所得稅を、左の區分により輕減又は免除する。即ち

總所得金額五千圓以下なるとき　　分類所得稅額の全部

同　　五千圓を超ゆるとき　　分類所得稅額の十分の五

但し總所得金額三萬圓以上の者の納付すべき分類所得稅に付ては、輕減又は免除されない。

（註）この輕減又は免除を受けるには、給與の支拂を受くる場所及被害の狀況を記載した申請書を、被害を受けたる後最初の給與の支拂を受くる日の前日迄にその支拂者を經由し所轄稅務署に提出するを要する。

(五) 戰時災害に因り死亡したる者に對しては、死亡後に到來する納期（死亡したる日の屬する納期を含む）に於て納付すべき乙種の勤勞所得に對する分類所得稅及所得稅法第三十條第一項第七號に規定する所得（俸給、給料、歲費、年金等）に對する綜合所得稅を輕減又は免除する。

總所得金額一萬圓以下なるとき　當該所得稅額の全部

同　三萬圓以下なるとき　當該所得稅額の十分の五

同　三萬圓を超ゆるとき　當該所得稅額の十分の二

但し總所得金額五萬圓以上の者の分類所得稅及綜合所得稅に付ては、輕減又は免除されない。

（註）輕減又は免除を受くべき分類所得稅は、所得の總額（基礎控除前の金額により且乙種の配當利子所得、乙種の退職所得及清算取引所得を除く）に對する乙種の勤勞所得金額の割合を徵收稅額に乘じて計算する。綜合所得稅に付ても、總所得金額（準配當及山林所得を除く）に對する勤勞所得の割合を求めて計算する。この輕減又は免除を受けるには、その所得者の死亡後三十日以內に所轄稅務者に申請するを要する。

(六) 課稅標準の計算に關する特例　戰時災害に因り所得の基因たる資產又は事業の用に供する資產に付被害を受けたる個人に付、其の所得（純益又は利益）を計算する場合に於ては、普通の例に依らず、當該資產の滅失又は毀損に因る損害の見積金額を、必要經費と看做し負擔の緩和を圖ることになつてゐる。

（註）損害見積金額は、保險契約に因り支拂を受くべき保險金額を差引いて計算することになつてゐる。

この損害見積金額に付ては、所得金額の申告と同時に申請するを要する。

(七) 課稅に關する申告、申請並に納期に關する特例　戰時災害ありたる地方に於て納付すべき所得稅その他の國稅並に戰時災害に因る被害者の納付すべき所得稅その他の國稅及戰時災害に因る被害物件に對し課せらるべき所得稅その他の國稅に付、納稅義務者が被害ありたるときより三十日以內に於て爲すべき申告及申請は、各期限より三十日これを延期することになつてゐる。

（註）戰時災害ありたる地方に於て納付すべき國稅に付ては、大藏大臣がその地方を告示することになつてゐる。

(八) 徵收猶豫　政府は、戰時災害ありたる地方に於て納付すべき所得稅その他の國稅並に戰時災害に因る被害者の納付すべき所得稅その他の國稅及戰時災害に因る被害物件に對し課せらるべき所得稅その他の國稅に付、各納期限より一年以內その徵收を猶豫することを得る。

（註）徵收の猶豫を受けるには被害後三十日以內にその旨を所轄稅務署に申請するを要する。尤も稅務署長は右の申請なき場合と雖も、その實情によつて猶豫をなすことが出來る。

從軍者に對する特例　大東亞戰爭の爲、從軍した軍人、軍屬に付ては、左の如き特例が認められてゐる。（昭和十二年法律第九十四號）

（一）出征軍人及軍屬竝應召從軍軍人の綜合所得稅に付ては、所得稅法の規定による綜合所得稅額と其年分の總所得金額中の俸給、給料、賞與等の所得金額を、其の年中の收入金額（從軍中の俸給、